

各刑事施設視察委員会の 意見に対する措置等報告一覧表

平成23年4月末日現在

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内 容	委員会への報告年月日	内 容（講じなかった場合はその理由）
1	札幌刑	H23.3.25	医療に関し、被収容者に対する病状や医薬品の効果に関する説明不足がうかがわれるので、改善されたい。	未報告	被収容者に対し、診療情報を適切に提供するなどして、診療行為について理解を得られるよう努める。
2	札幌刑	H23.3.25	懲罰審査に係る事実認定について、刑務官の現認だけに頼りすぎることなく、客観的証拠及び反則者の弁明を十分に検討していただきたい。	未報告	客観的証拠及び反則者の弁明を十分に検討の上懲罰を科しているが、更に客観的な事実認定に努める。
3	札幌刑	H23.3.25	施設の採る被収容者処遇に関する具体的措置（入浴回数、配膳方法、探視時間等）が十分に理解されるよう、被収容者に対する説明方法を改善されたい。	未報告	生活心得の備付け、工場等への掲示、担当職員による訓示などで周知しているが、更に周知が十分にされるよう努める。
4	札幌刑	H23.3.25	一部の刑務官に、被収容者に対する乱暴な言動や態度がうかがわれるので、改善されたい。	未報告	被収容者に対する言動については、人権に配慮し、不適正な言動をしないよう、適時注意喚起をしているが、今後も継続していく。
5	札幌刑	H23.3.25	菓子・甘味飲料水の選定方法について、受刑者全員へのアンケート調査を実施するなど、更に改善されたい。	未報告	複数から選択できるよう改善したが、嗜好調査については、検討する。
6	旭川刑	H23.3.31	札幌矯正管内の他の刑事施設で給与とされている食事の現状を同管区の協力を得て調査し、貴所の食事との間で不均衡がある場合には、これを是正すべき措置を講ずるべきである。	未報告	札幌矯正管区の協力を得るなどして、他施設の現状を調査し、その結果、著しい不均衡が判明した場合は、是正措置について検討・工夫していく。
7	旭川刑	H23.3.31	英語以外の外国語通訳教育のＣＤについて、他の刑事施設で使用を認めているものには、他の刑事施設での検査結果を共有し、当所でも使用できるように上級庁の協力を得て、制度または運用を改めるべきである。	未報告	同教材の使用の可否については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づき、刑事施設の長が個別具体的に判断することとなっている。ついては、当該意見について、上級庁に伝達することとしたい。
8	旭川刑	H23.3.31	上級庁の協力を得て、常勤の医師を確保するなど、医療体制の充実を図るべきである。	未報告	本年４月１日付けで常勤医師１名を採用した。
9	旭川刑	H23.3.31	矯正教育のための指導や職業訓練を充実させるなど、受刑者の更生を図る体制を充実させるべきである。	未報告	矯正教育のための指導及び職業訓練の充実については、当所の実情に応じて活性化できるよう鋭意努めている。 なお、本年４月１日付けで新たに教育専門官１名が配置されたことにより、今後は更に一般改善指導及び特別改善指導の充実を図ることとしている。
10	旭川刑	H23.3.31	旭川刑務所視察委員会の視察委員の定数を１名増員し、弁護士である視察委員を２名にすべきである。	未報告	施設限りで対応できない事項であり、意見があったことを上級官庁に伝達したい。
11	帯広刑	H22.5.19	洗濯について、もう少し清潔になるよう対応する必要がある。施設限りでの対応には限界があるから、法務省に対して要望していく必要がある。	H22.5.19	今後、洗濯関連設備の増強のほか、増改築等について検討の上、上申等に対応することとした。
12	帯広刑	H22.7.15	入浴時のカミソリの貸与について、使用しない者にまで一律に貸与する方法を改めるよう要望する。	H22.7.15	電気カミソリを所持している者もいるため、入浴時のカミソリの貸与は、必要時のみとする取扱いとした。
13	帯広刑	H22.7.15	軍足タイプの５本指の靴下の購入について、前向きに検討するよう要望する。	H22.7.15	被収容者の水虫の発生状況等を考慮して、購入の検討を継続することとした。
14	帯広刑	H22.7.15	被収容者からの意見提案について、反復して提出されているので、その検討結果等を周知することとした。	H22.7.15	被収容者用所内誌に検討結果を掲載することとした。 H23.4.6に視察委員会から確定した掲載原稿を受領したため、掲載手続を実施中である。
15	帯広刑	H22.7.15	３Ｌサイズの丸首シャツが、他のサイズよりも高いので安価に購入できるように対応願いたい。	H22.9.8	販売業者に対応を依頼した結果、他のメーカー製の３Ｌサイズの丸首シャツが安価に購入できるようになった。
16	帯広刑	H22.9.8	釧路刑務所支所共同室への網戸の整備を要望する。	H22.9.8	予算事情等を考慮して整備を検討していくこととした。
17	帯広刑	H22.12.16	２、３瓶集金の際の嗜好品の購入代金について、３５０円から４００円に変更されたい。	H22.12.16	作業報奨金等は、出所後の更生資金として少しでも多く残したいとの考えもあることから、アンケートを取るなどしてその必要性を検討することとした。
18	帯広刑	H22.12.16	運動場の運動用具について、整備の充実を要望する。	H22.12.16	整備する運動用具の内容を検討し、予算事情等を考慮して整備していくこととした。
19	帯広刑	H22.12.16	居室で記載した意見提案書を直接提案箱に投函できるよう提案箱の設置位置を居室棟出入口廊下に変更願いたい。	H23.3.10	被収容者に周知の上、設置場所を変更した。
20	網走刑	H23.3.2	医師について、常勤の内科医師を最低でも１名確保するべきであること。	未報告	常勤医師の採用については、インターネットのホームページ及びハローワークを通じて募集を行うとともに、平成２２年１２月に開催された網走医師会総会や同２３年２月に当所で開催した医療対策協議会の席上において、当所の医療体制の現状を説明し、常勤医師の採用の協力を要請したものの、採用に至っていない。今後とも、関係医療機関の理解を得ながら、常勤医師の採用に向けて努力していきたい。
21	網走刑	H23.3.2	被収容者の歯科治療について、治療台を２台として、被収容者の治療待機期間を短縮するべきであること。	未報告	歯科治療台の現数は、１台であるところ、同治療台１台増設を上級機関に要望している。
22	網走刑	H23.3.2	被収容者の運動時間について、１日あたり１時間の運動時間を確保するべきであること。そのため必要であれば、運動場所の確保もしくは対応する職員の確保の課題を解決するべきであること。	未報告	区画して使用している現在の運動場を更に区画して運動場を確保するとなれば、運動場が狭小となり、ソフトボール等ができなくなるなど運動種目が制限される。更に反目関係者が同一時間と同じ場所で開催することにより、接触する可能性が増えけんか等のトラブルに発展するなど保安上の問題も発生し、施設の管理運営に支障が生じることから、現状では実施困難である。
23	網走刑	H23.3.2	余暇の時間（ビデオ）番組について、被収容者の更生意欲をいっそう増大させることができるように、自由チャンネルにするべきであること。その際、「難読劇」内の受刑者間の事実上の力関係において弱者が不利な扱いを甘受せざるをえない状態に陥ることがないように配慮すること。	未報告	昨年からは自由チャンネルにするために予算措置を受け、設備の改修を実施してきた。現在、これと並行して所内規則を整備中であり、共に準備が整い次第、実施予定である。また、所内告知放送及び担当訓示等により、互いに諍い合い、居室内全員で話し合いながらチャンネルを決めること、また、仮にチャンネル権で力関係が発生しているのを認知した場合は、不利益処分を科す場合がある旨を告知し、周知徹底することとする。
24	月形刑	H23.3.22	今後、収容人員の増加が見込まれているところ、その収容人員の増加に十分に対応するだけの職員の増員が図られているとは言いが、職員数が絶対的に不足していると考えられる。予算的な問題もあり、軽々に職員数の増員について意見をすることはできないものの、可能な限り、前向きに善処されたい。	H23.3.31	今後も引き続き、上級官庁に上申する方針である。
25	月形刑	H23.3.22	月形刑務所において医療の外部委託を導入したことにより、平成２２年度においても医療そのものに対する受刑者の不平・不満は、ごくわずかであり、医療の外部委託は順調に機能している。今後もかかる医療体制を維持されたい。	H23.3.31	平成２３年度は、３年契約で当所医療を外部委託しており、今後も現在の医療体制を維持していく予定である。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内 容	委員会への 報告年月日	内 容（講じなかった場合はその理由）
26	月形刑	H23.3.22	受刑者の運動制限に関する不平・不満が前年度と変わることなく数多くみられるところであり、かかる不平・不満は、他の刑事施設では認められていた運動内容が月形刑務所においては認められないということを根拠にするものが多い。このことは、全国の刑事施設において受刑者に許容している運動内容が一律でないことから生じる問題である。少なくとも、刑事施設において許容される運動の内容に差異が生じる理由について、受刑者に対し、十分な説明がなされるべきであるし、可能であれば、全国の刑事施設において、最低限共通の指針などを示した上で、各施設の規模・環境等に応じて、適宜、その運動内容を柔軟に変更することができる体制を構築することを望む。	H23.3.31	他施設での運動の実施状況を確認し、当所で実施している受刑者の運動の内容について検討する予定である。
27	月形刑	H23.3.22	受刑者の意見・提案の中には、社会復帰した際の就業への不安を有するものが見受けられるとともに、更生に向けた意欲を強く有していないが、思うように就業することができずに、再犯に及んだというものも見受けられる。受刑者が受動的ではなく、自主的に学習などをすることにより、社会復帰の意欲を高めてほしいと考えるところであり、そのためにも図書などの必要な教材を充実させることを要望する。	H23.3.31	平成22年10月から毎月1回、対象者4名ないし6名で外部講師による就労支援（採用面接、ビジネスマナー等）を実施している。平成23年度においても同様に実施する予定である。図書については、マシヨーン管理士、介護福祉士等の各種資格取得のための図書や小学校、中学校の教科書（算数、国語、英語）等の基礎学力向上のための図書を整備しており、平成23年度においても同様に図書を購入し、自主学習に必要な教材の充実を図る予定である。
28	函館少刑	H23.3.15	炊場作業者の作業時間について、依然として他の作業所（工場）に比して長いものと言わざるを得ないことから、他の作業所との不均衡をできる限り是正する措置を検討していただきたい。	未報告	炊場工場の作業は、被収容者の給食の作成（給与）であり、早朝から夕刻（夕食後）までの作業時間帯となり、一般工場の作業時間に比し、長くならざるを得ない作業の特質がある。 また、炊場工場の作業適格者が、少ない現状があり、増員することもままならない実情にある。 今後、作業適格者の確保をはじめ、さらに作業要領や方法等の見直しを図り、作業時間の短縮について検討する。
29	函館少刑	H23.3.15	受刑者自弁物品等許可品目表において、特に必要があると認められる場合に限り使用を許可するものについては、許可される場合の具体例を文書で示すなど、規則等について、被収容者が誤解することがないよう、丁寧な説明をされるよう要望する。	未報告	受刑者自弁物品等許可品目表における特に必要があると認められる場合に限り使用を許可するものの具体例については、様々なケースが考えられることもあり、文書等で示すことは困難である。また、示すことができた場合、当該受刑者は、許可を得ようとする虚偽の申告をしたり、作為的に（許可を受けるための）状況を作るようとするとも考えられ、適当ではないと懸念するので、従来どおり、受刑者からの出願に対し、個別具体的に対応することとする。
30	函館少刑	H23.3.15	新法第106条に基づく外出許可について、平成22年度は1名もなかった。 今年度は運用を改善し、新法106条を積極的に活用されるよう求める。	未報告	平成21年に受刑者1名の就労支援に係る外出を実施した実績があるが、平成22年度については、実施していない。本年度は、同候補者の選定に慎重を期し、外出制度の積極的な運用に努めたい。
31	函館少刑	H23.3.15	被収容者が、当委員会の存在や活動を認識できるよう、当委員会の要望により運営が改善された点を被収容者が目にしやすい場所に掲示するなどの措置を講じられるよう要望する。	未報告	本件については、平成23年4月1日付け以降の受刑者回覧用所内誌「あゆみ」に同委員会の活動内容を紹介する記事を掲載することし、委員会からの要望に対する改善結果等について受刑者に周知するようにした。
32	青森刑	H23.3.23	受刑者の就労支援について、就労の機会を与える情報の収集等の方法を工夫し、受刑者に利用の仕方を周知徹底すべきである。	未報告 (H23.6上旬予定)	受刑者に対しては、刑執行開始時の指導時や生活の心得に記載すること就労支援について周知し、さらに、希望により個別に利用の仕方を説明することとした。
33	青森刑	H23.3.23	刑務所の医療に対する不満が多いことから、コミュニケーションをうまくとって不満の解消に努めるべきである。	未報告 (H23.6上旬予定)	これまでも診療等の場面を通じて、患者の病気治療について適切に説明しているところであり、今後とも誤解のないよう不満の解消に努める。
34	青森刑	H23.3.23	刑務官の労働環境が悪いことから、刑務所として職員の労働状況の改善を考え、国にも働きかけをすべきである。	未報告 (H23.6上旬予定)	職員の勤務形態や勤務環境については、これまでも見直しや改善を図っているところであるが、引き続き、改善できる部分がないか検討し、勤務環境等の改善に努める。
35	宮城刑	H23.3.31	職員不足が、職員のストレス増大・処遇の改善の支障となっており、職員定員の増加の実現が必要である。	未報告 (H23.5中旬予定)	引き続き、上級官庁に要望することとしたい。
36	宮城刑	H23.3.31	職員の言葉遣い、不公平・不公正な処遇に対する不満が散見される。職員に対する指導・教育の徹底を求める。	未報告 (H23.5中旬予定)	各種研修等を実施して職員の人権意識向上に努めているが、今後も職員研修及び監督者による指導等を通じ、引き続き人権意識の向上に努める。
37	宮城刑	H23.3.31	計4回にわたり集団下痢が発生したことは、衛生管理上、問題がある。炊場の完成を待つのではなく、全食器を一括で洗浄できる機器の導入を求める。	未報告 (H23.5中旬予定)	集団下痢の原因は、感染性の胃腸炎とみられるが、さらにその原因は食料給与とは断定できないので、食料給与上の衛生管理も含め感染症の予防策を講じているところである。なお、既に炊場の改築が始まっていて、新たに機器を導入することは困難であり、23年度末の炊場完成まで待たざるを得ない。
38	宮城刑	H23.3.31	眼科診療について、ドライアイに対する目薬を処方されたい。	未報告 (H23.5中旬予定)	医師の診察・処方に基づき、必要な症例には適正に処方している。
39	宮城刑	H23.3.31	自殺防止のため、特に高齢受刑者のメンタルヘルスが必要であり、心理療法士によるカウンセリングシステムを作ることを求める。	未報告 (H23.5中旬予定)	精神科医師による診療及び心理療法士によるカウンセリングについては、現状では困難な面もあるが、心理技官を活用するなどして充実を図っていくたい。
40	宮城刑	H23.3.31	衛生管理上、手洗い等について、受刑者への周知及び指導を徹底することを求める。	未報告 (H23.5中旬予定)	受刑者の所内誌において、医療部長から手洗いの方法についての記事を掲載したほか、内規を発出して、手洗いの重要性について職員から受刑者に訓示させた。
41	宮城刑	H23.3.31	布団乾燥について、少なくとも月1回の実施を求める。	未報告 (H23.5中旬予定)	冬季間中等、天日乾燥が実施できない場合は、布団乾燥機を使用し、おおむね毎月1回の頻度で実施している。
42	宮城刑	H23.3.31	禁止されている日の出後起床前読書を認めるよう求める。	未報告 (H23.5中旬予定)	規律秩序の維持上、現時点で認めることは困難であるが、緩和の方策について検討することとした。
43	宮城刑	H23.3.31	官本の整備を充実すべきである。	未報告 (H23.5中旬予定)	予算等の制約があるが、意見を踏まえて充実する。
44	宮城刑	H23.3.31	制限区分の緩和について、当該受刑者に努力目標を示し、また、区分に変更がない場合は、その理由を示す運用を実現されたい。	未報告 (H23.5中旬予定)	今後も受刑者自らに改善更生の意欲を喚起させ、社会生活に適応する能力を育成するという受刑者処遇の原則を適切に実施していくために、職員が受刑者の動静をよく観察し、その改善更生等の意欲を積極的に評価するなど、制限の緩和制度を十分に機能させられる運用を図るべく努めていきたい。
45	宮城刑	H23.3.31	優遇措置について、基準を分かりやすく示すよう求める。	未報告 (H23.5中旬予定)	今後も施設の実情を考慮しながら、受刑者に改善更生の意欲を喚起させるべく、受刑者の受刑態度に応じた優遇措置の内容について検討していきたい。
46	宮城刑	H23.3.31	職業訓練の定員、職種を増加を実現し、職業訓練を充実すべきである。	未報告 (H23.5中旬予定)	社会情勢等の動向を把握しながら、種目の導入及び内容の充実強化に努めたい。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内 容	委員会への 報告年月日	内 容（講じなかった場合はその理由）
47	宮城刑	H23. 3. 31	内規での優良室探点制度は、新法の目的に相応しくないので、廃止を求める。	未報告 (H23. 5中旬予定)	本制度は一般社会においても必要不可欠である共同生活における個人の責任を喚起させることが目的であり、その意味において、法における受刑者処遇の原則にも合致しているものと理解しており、今後も、趣旨が正しく理解され、効果的な運用となるよう努めたい。
48	宮城刑	H23. 3. 31	内規での一般学習についての制限は、その廃止を求める。	未報告 (H23. 5中旬予定)	受刑者の社会生活に適應する能力を育成するためにも、受刑者自身の学習意欲及びその取組みについては、これを尊重し、今後も可能な限り、充実した運用を図るべく努めていくが、規定外の物品の使用を伴う学習等については、施設の適正な規律及び秩序の維持、受刑者処遇の公平性等の観点から許可制とせざるを得ないなど、一定の制限はやむを得ないものと考ええる。
49	宮城刑	H23. 3. 31	外部交通を希望する相手方等届出票に疎明資料を添付させる内規の改正を求めているが、実現されない。再度、内規の改正を求める。	未報告 (H23. 5中旬予定)	外部交通を継続的に実施する知人等について、届出内容を確認するため、疎明資料の提出を求めているものであり、提出がないことを理由に制限している事実はない。今後も、外部交通の目的、内容を個別に判断し、適正な外部交通の実現に努める。
50	宮城刑	H23. 3. 31	高齢及び障害を有する受刑者に対し、その特性に応じた配慮をすることを求める。	未報告 (H23. 5中旬予定)	施設の物理的制約等から、社会一般の介護サービスと同様の措置を講ずることは困難であるが、今後も、個別の状況に応じた処遇の実施に努めたい。
51	秋田刑	H22. 6. 29	申し出に係る報告について、記載が理解が難しい、硬い文章となっていることから、一般社会人にも理解し易い表記とするよう要請する。	H22. 6. 29	委員会に対する報告文書の表記について、次回報告から一般社会人にも理解し易い表記となるよう改めることを回答した。
52	秋田刑	H22. 6. 29	昨年度も依頼したが、十分な検討時間を確保するため、報告書の送付は早目をお願いしたい。	H22. 6. 29	昨年度、委員会から要請があった早目の報告書の送付については、今年度も引き続き検討時間の確保のため、早い時期での送付を実施すると回答した。
53	秋田刑	H22. 7. 7	郵送差入れで送られる郵券について、制限を設けているのであれば規制の撤廃を検討願いたい。	H22. 7. 7	郵券の差入額については、以前は2, 500円までとしていたが、平成22年3月にその制限を撤廃している旨を回答した。
54	秋田刑	H22. 10. 1	書籍に付属するDVDやCD等の廃棄処理について、施設からは法的根拠に基づいて処理している旨の説明を受けて理解できたものの、被収容者が書籍を購入する際には、より理解しやすいような記載が願せんになされるべきであると思われることから、願せんへの記載について改めるよう検討願いたい。	H22. 10. 1	平成23年3月に達示を改正し、書籍の購入願せんへの表記を改め、書籍の付録DVDの処理を明確にしている。
55	秋田刑	H23. 1. 20	本年度の視察において、大曲拘置支所と大館拘置支所がともに建築後40年以上が経過しており、老朽化が進んでいることから補修対応にも限界が来ていると思われる、できることであれば建替えについて上申を検討願いたい。	H23. 1. 20	施設単独で決定できないものであることから、上級庁への上申を検討する旨回答した。
56	山形刑	H23. 3. 25	職業訓練は、受刑者が社会復帰し、社会で更生していくためには、極めて重要な処遇である。しかし、現在の職業訓練を受ける者の定員枠は少なく、全ての希望者が職業訓練を受けることができない。職業訓練を希望する者は改善更生の意欲の高い者であり、その意欲を再犯防止につなげていくことが重要である。そのためには、職業訓練の定員を大幅に増員すべきである。	H23. 4. 28	職業訓練の定員については、訓練内容の充実も含め、意見の趣旨を踏まえ、引き続き訓練の受講機会の拡充に努めたい。
57	山形刑	H23. 3. 25	また、現在行われている職業訓練の職種の中には、必ずしも時代の要求に合っていないものもある。現在の職種が受刑者の社会復帰にとって役立っているかという観点から見直すとともに、例えば介護ヘルパーなど現代社会において需要の多い職種を取り入れるなど、真に受刑者の社会復帰に役立つ職業訓練に改善すべきである。	H23. 4. 28	職業訓練は、再犯防止対策において重要な役割を担っていることから、雇用ニーズを考慮した訓練種目の見直しを進め、より効果的かつ実践的な職業訓練となるよう努めたい。
58	山形刑	H23. 3. 25	現在、矯正処遇日が設けられ、教育カリキュラムが実施されている。しかし、その内容は画一的で、必ずしも十分な効果を上げているとは言えない。各人の状況に応じたきめ細かなカリキュラムに改善していくべきである。特に、コミュニケーション能力を高めるカリキュラム、少人数でのカウンセリングプログラムを拡充すべきである。	H23. 4. 28	矯正処遇日における教育カリキュラムについては、これまでも効果的な指導を目指して実施しているが、意見の趣旨を踏まえて、特別改善指導における就労支援にSSTを取り入れるなどカリキュラムの改善を行うこととした。
59	山形刑	H23. 3. 25	受刑者の中には読書習慣を持たない者が多い。このような者に対して、自己啓発的な教育を行うためには、視聴覚教材は極めて有効である。従って、視聴覚教材を重視し、教材の種類を数多く用意し、選択の幅を広げるよう改善すべきである。	H23. 4. 28	視聴覚教材による教育活動の充実については、当所でも十分に認識しており、これまでも、限られた予算の中で計画的な整備を行ってきたが、意見の趣旨を踏まえ、今後も引き続き計画的な整備に努める一方、上級官庁にも要望していきたい。
60	山形刑	H23. 3. 25	受刑者の中には社会復帰に向けて資格取得や技能取得の意欲を持っている者も多い。意欲に応えるために、資格取得や技能取得のための書籍を充実させるべきである。予算の関係で単独の施設で対応することが困難であれば、必要に応じて外部の公立図書館と連携し、可能な限り受刑者の意欲に応えるべきである。	H23. 4. 28	資格取得や技能取得に関する書籍の充実については、これまでも限られた予算の中で計画的な整備に努めてきたが、意見の趣旨を踏まえ、今後も引き続き計画的な整備に努める一方、公的団体・民間協力団体等からの寄贈を求めるとともに、公立図書館に対して当所の実情を説明し、理解を求めるなど、可能な限り協力体制の構築に努めたい。
61	山形刑	H23. 3. 25	山形刑務所は長期受刑者が多数収容されているが、長期受刑者は長期間の収容により拘禁症状で精神に異常を来す恐れが高い。受刑者が服役中に精神を病むことは、市民社会の安全を確保するために好ましいことではない。しかし、山形刑務所においては、精神科医の診療回数を増やすとともに心理カウンセラーの面接が少ない。従って、精神科医の診療回数を増やすとともに心理カウンセラーの面接回数を増やし、受刑者の精神医療を充実すべきである。	H23. 4. 28	現在1名の非常勤医師が診察して、精神科医の診察回数の増加に鋭意努力しているほか、本年度から臨床心理士の非常勤採用を試みており、受刑者の精神医療の充実を図っている。
62	山形刑	H23. 3. 25	農業や園芸を刑務作業に積極的に取り入れるべきである。	H23. 4. 28	受刑者に農業や園芸などの刑務作業に従事させることについては、今後、積極的に取り入れる方向で検討したい。
63	山形刑	H23. 3. 25	現在、山形刑務所には常勤の内科医1名と非常勤の精神科医1名がいるが、医師による診療は、内科が週3回、精神科が週1回であり、医師が常駐しているわけではない。未だに不十分であり、少なくとも内科医が常駐するよう体制を整えるべきである。	H23. 4. 28	医師会や大学病院など、医療関係機関等との協議会などの機会を通して、山形刑務所の医療体制の実情を説明し、理解と協力を求めて、医師の常駐の実現に努めたい。
64	山形刑	H23. 3. 25	懲罰のための取調の過程で作成される調書が、懲罰対象者の言い分を正しく反映していないという不満が受刑者の中にある。不利益処分を科す際には、対象者に十分な告知聴聞の機会を与える必要がある。調書を作成する際には、調書の内容を本人に確認させた上で署名押印させるという手続を徹底すべきである。	H23. 4. 28	調書の作成については、調官が聴取し、作成（規律違反容疑行為者の供述に基づき作成）した供述調書を最終的に供述人に読み聞かせた上で署名押印させているが、否認事犯や署名押印を拒否した事犯について不利益処分（懲罰上申）を科す場合には、今後も参考人の調書を作成するなど、事犯の究明等手続きの徹底を図っていきたい。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内 容	委員会への 報告年月日	内 容（講じなかった場合はその理由）
65	山形刑	H23. 3. 25	懲罰手続の適正について受刑者の間に不満がある。懲罰手続の適正が保てなければ、懲罰効果を上げることができない。懲罰手続が適正に運用されるために、懲罰審査会に施設管理者以外の外部の第三者を管理させ、手続の公平性を担保できるよう改善すべきである。 また、懲罰手続が事後的な検証を可能にするために、記録化が必要である。書面による記録化では、管理する側に都合のいいように書面作成され、事実を残すことができない。そこで、懲罰手続の事後的な検証を可能とするために、懲罰手続を録音録画し、記録として残すべきである。	H23. 4. 28	調査の結果、被收容者に懲罰を科そうとする場合には、懲罰審査会以前にあらかじめ通知書を交付し、また当該被收容者を補佐する者を指名した上で、懲罰審査会の席上においても自ら弁解する機会を与えるなど適正手続の保障に努めている。 なお、懲罰手続きにおいては、外部の第三者を管理させること及び録音・録画については、当所限りで回答できないので、ご意見の趣旨を上級官庁に伝えたい。
66	山形刑	H23. 3. 25	刑務官の受刑者に対する言動が不適切であるという不満が、視察委員会に対し多く寄せられた。刑務官が必要以上に強圧的な態度をとることは、受刑者の反感を招き、治安維持の点からも受刑者処遇の点からも問題である。最大の処遇効果を上げるためには、刑務官一人一人が受刑者処遇についての理解を深めなければならない。職員に対する指導教育を徹底すべきである。	H23. 4. 28	被收容者と接する場合には、冷静、沈着を旨とし、適切な言動を心がけ、毅然たる態度の中にも人間的な温かみをもって接するよう指示しているところであるが、今後も受刑者に対する人権に配慮しつつ、受刑者に対する言動のあり方について種々の職員研修と指導教育を行うなどして、職員の意識改革と指導を徹底していきたい。
67	福島刑	H23. 3. 31	職員定員の適正な設定・人員の確保、定期的にリフレッシュできるような（人間関係を含む）職場環境の整備にいっそう努力すべきである。	未報告	職員定員の増員は当所限りでの対応は困難であるが、上級官庁に理解を求める努力を続け、業務負担を軽減するよう職場環境の整備に努めたい。
68	福島刑	H23. 3. 31	コンプライアンス面での、定期的できめ細かく（たとえば、事例を用いたより具体的なグループワークやロールプレイ等の方法を導入した）より効果的な研修方法を工夫すべきである。	未報告	職員研修は年間を通じて実施しているが、引き続き内容を充実させ効果的な研修を実施したい。
69	福島刑	H23. 3. 31	処遇現場の職員をいっそう増員するよう、本省等にさらに強く働きかけるべきである。	未報告	職員定員の増員については引き続き上級官庁に理解を求める努力を続け、職員の休憩の機会を適切に確保するよう努めたい。
70	盛岡少刑	H23. 3. 31	平成22年6月頃に、受刑者による傷害事件が2件立て続け発生していたところ、この情報を当委員会が取得したのは、半年以上経過した平成23年1月に新聞掲載されてからである。貴刑務所からは何ら自発的な報告はなく当委員会が新聞記事で事実を知ってから説明を求めたところ、事後的に説明をいただいたのみである。 両事件に関連性はなかったようであるが、それは結果論であって、2件連続で同種事件が発生した時点で貴刑務所でも「運営上の問題はなかったか」という観点で検討されたと思われるところ。その際に当委員会に何の連絡もなかったのは極めて疑問であるし、貴刑務所が事実を隠蔽しようとしていたとの疑いさえ免れ得ない。 刑務所という閉鎖的な空間・組織に対し外部からの目を入れて刑務所運営の改善を図るという点に視察委員会の設置されたひとつの目的があるところ、この度の貴刑務所対応は、当委員会の存在意義を没却する不当なものであったと考えざるを得ない。 刑務所での事件はそもそも発生しないことが望ましいが、仮に発生した場合に既述のとおり運営上の問題の有無についても検討せざるを得ず、当委員会への報告も不可避であると考える。貴刑務所において善処されたい。	未報告 (H23. 5上旬予定)	平成22年6月に発生した2件の被收容者同士の傷害事件については、当所において、捜査を行った上、事件送致したものであるところ、公表については、捜査に支障を及ぼすことがないように配慮した上で、個々の事実ごとに関係通達に従い適切な時期に行っているが、委員会に対する情報提供については、適時適切に実施できるよう努めたい。
71	盛岡少刑	H23. 3. 31	昨年度に引き続き本年度も医療（特に歯科治療）を受けるまでの待機時間が長いという苦情が出されている。 医師歯科医師の協力が厚く他の刑務所に比べると待機時間が短いことは貴刑務所の医療体制に対する尽力の結果であると思われるがなお治療に1か月から2か月程度の待機を要する点については改善の余地があると言える。関係機関への働きかけをより積極的に行うなどし医療体制をより充実したものとしていただきたい。当委員会が協力することもやぶさかではない。	未報告 (H23. 5上旬予定)	外部の歯科医師1名を招へいし4名の歯科医師による診察体制としたことで診察待ちの状況については現在おおむね2か月程度と改善に向かっている。今後も引き続き当所主催の医療に関する協議会を通じて協力を求めていくこととしたい。
72	盛岡少刑	H23. 3. 31	医務課の職員の対応が適切でない旨の苦情が複数の受刑者から出された。当委員会で調査を行った限りでは特に問題のない範疇であったと考えられるが事後的な調査で当時のやりとり全てを把握できたわけではない。徳島刑務所での医療問題がまだ記憶に新しい時期であるため大きな事態に発展しないよう医務課の職員におかれは引き続き注意深い対応をお願いしたい。	未報告 (H23. 5上旬予定)	医務課職員に対する苦情については、その申立状況や内容に十分留意しつつ、受刑者に対して誤解を招くことのないよう研修等の機会を利用し、医務課職員に適切な助言指導を行うとともに、これまで以上に処遇部門と医務課の連携を図りながら適切に対処することとしたい。
73	盛岡少刑	H23. 3. 31	当委員会で刑務官複数名から勤務状況等について聴取したところ夜勤体制が十分に休憩を取れないなど厳しい状態であることが判明した。特に女性刑務官については人数が少なく夜勤の回数も多いため一層深刻であると考えられるから職員を増員する方向で検討されるようお願いしたい。	未報告 (H23. 5上旬予定)	職員の増員は、当所単独では決定できない事項であることから、御意見の趣旨を上級官庁に伝えることとしたが、職務内容等を見直す等職員の負担軽減について検討し、職員の勤務しやすい職場環境作りに努めたい。
74	盛岡少刑	H23. 3. 31	受刑者より雑居房に比べて独居房の受刑者の扱いが劣悪であるとの苦情が複数掲げられている。特に食事の際の分量の差についての苦情が多い。 独居房の受刑者は消費カロリーが少ないため摂取カロリーも抑える必要があるという健康上の理由は合理的であると考えられるが複数の受刑者から苦情が出されるということはそのような理由が受刑者に周知されていない可能性がある。周知を図っていただくようお願いしたい。	未報告 (H23. 5上旬予定)	被收容者に給与する主食の熱量については、法務大臣訓令により居室外の就業者と昼夜間居室内で生活する者で差異を設けた上で、適切に定められているところ、委員会の御指摘のとおり、現時点では、被收容者に対し、上記の取扱いを告知することとはしていないので、告知や周知の方法を速やかに検討するとともに、被收容者から同種の苦情があった場合には十分に説明し理解をさせるよう配慮したい。 なお、配食の際は被收容者間での不正を排除するためにも職員が確認しながら行っていることから極端に副食の分量に差は生じないものと認識している。また、平成23年2月から被收容者に配布する献立予定表に熱量タンパク質脂質の平均摂取量を記載して被收容者に周知を図るよう努めている。
75	水戸刑	H23. 3. 31	希望者については、公費においてインフルエンザの予防接種を実施されたく、要望する。	未報告	今までうがい・手洗い等の励行により相当程度の予防効果が得られているものと考えられるところであったものの、平成23年度から、一定の要件の下、同予防接種を実施する予定である。
76	水戸刑	H23. 3. 31	医師の確保を進め、診療の待ち時間短縮に努められたく要望する。	未報告	常勤医師が不在のため、非常勤職員及び近隣病院等の招へい医師による医療体制を構築しているが、今後も常勤医師の確保のために最大限の努力をしつつ、地域医療機関と良好な関係を保持し、医師の確保に努め、診療の待ち時間短縮に努める。
77	水戸刑	H23. 3. 31	信書の発信について、1回の発信枚数を5枚以内から可及的速やかに7枚以内にしよう要望する。	未報告	1回の発信に用いる用紙の枚数について、1回の発信に用いる便箋の枚数の上限を5枚としていたが、平成23年3月から、1回の発信に用いる便箋の枚数の上限を7枚までに変更した。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内 容	委員会への報告年月日	内 容（講じなかった場合はその理由）
78	水戸刑	H23. 3. 31	「意見・提案書」の書式を別添のとおり修正し、欄外に「当委員会が参考にするのは、あくまで意見・提案の内容です。したがって、同じ内容の意見・提案を繰り返し投かんしてもあまり意味はありません」と書き加えたものにするよう要望する。	未報告	「意見・提案書」については、「刑事施設委員会に対する協力等について」（平成18年5月23日付け矯正局長通達）によって様式が定められており、委員会意見のとおり修正することは困難である。 委員会からそのような意見が提出されたことについては、東京矯正管区を通じて、矯正局に報告する。
79	水戸刑	H23. 3. 31	「意見・提案書」の投書件数が急増し、従来の保管スペースでは不足するようになった。 そこで、水戸刑務所においても、「意見・提案書」の保管場所の確保について、必要な協力をお願いしたい。	未報告	「意見・提案書」の保管スペース及び保管庫の確保について協力したい。
80	栃木刑	H22. 8. 26	歯ブラシの購入種類を増やすことを検討いただきたい。	H22. 10. 14	1種類だったものを硬さ「ふつう」、「かため」、「やわらかめ」の3種類購入できるようにした。
81	栃木刑	H22. 8. 26	メニュー表とテレビ番組表を以前と同様に居室回覧にもどすことを検討いただきたい。	H22. 10. 14	紛失や落書き等が多く、それを確認することに勤務職員の業務負担を費やし、巡回時間が確保できなくなるなどの管理運営上の支障が生じていたため回覧を中止した。
82	栃木刑	H22. 8. 26	夏季だけでも受刑者の運動靴を居室内でなく、別の場所で保管することを検討いただきたい。	H23. 1. 20	一部の居室については壁に固定するタイプのシューズラックを設置した。他の共同室についても取り付ける予定である。
83	栃木刑	H22. 8. 26	刑務所内で従来の基準の変更や運用改善があった場合、受刑者に対する告知を周知徹底していただきたい。	H22. 10. 14	全体に放送での告知や全体が集まる場所で口頭で告知し、告知内容については工場に掲示するなどし、受刑者に対する周知徹底が行われている。
84	栃木刑	H22. 10. 14	受刑者の意見書に食事の不满で「糖禁」という言葉がよく出てくるが、糖尿病の食事療法はカロリー制限であって糖分禁止でないため、栄養士又は看護師等に受刑者らに対する食事制限の説明として「糖禁」という言葉を使用しないようにしてほしい。	H22. 12. 9	糖尿病食ではなく、摂食障害者に対する行動療法であり、カロリー制限食となっていて、医務での説明では「糖禁」という言葉は使用していないが、居室の表示は「糖禁」となっていたため、「カロリー制限」と表示を変更した。
85	栃木刑	H22. 10. 14	受刑者からの送金の申し出があり、処理が申出から2か月以上遅れた場合には、申し出受刑者に対し、遅れている事実と送金予定について告知することを検討してほしい。	H22. 12. 9	会計課に願せんが到着してから、通常は約1週間程度で送金を行っているが、稀に遅れても2週間以内で処理を終結させているが、何らかの理由で2か月以上遅れて送金がなされる場合には、送金予定等について当該受刑者に告知することを検討する。
86	栃木刑	H22. 10. 14	外国人に対する不服申立の方法の説明文は、現在、英語と中国語しかないようであるが、使用者が多い言語から順次増やす方向で検討してほしい。	H22. 12. 9	使用頻度の高いスペイン語については翻訳依頼中であるが、今後も、使用が多い言語については、計画的に実施していく。
87	栃木刑	H22. 12. 9	暑さ対策のために共同室には扇風機が設置されているようだが、単独室の2人部屋も小型扇風機の設置を検討してほしい。	H23. 1. 20	2人部屋開始時から小型扇風機を設置している。
88	栃木刑	H23. 1. 20	シャンプーやリンス等詰替え用を購入できるように検討してほしい。	H23. 3. 24	自弁のシャンプーやリンスは、携帯に便利な容量が200cc前後のものを選定しているが、市販されている詰替え用は450cc前後のものであり、現行のシャンプー等では詰め替えきれずに、開封状態で残量が残る等問題が多いため現状を維持したい。
89	黒羽刑	H23. 1. 21	更生保護に関する手続きにつき重大な過誤が発見されたことに鑑み、誤りを繰り返さないよう万全の対策を講ずるよう求める。	H23. 2. 22	関係職員による職務研究会を開催して注意を喚起するとともに、二重チェック体制をとることとした。
90	喜連川セ	H23. 3. 31	夜間における被収容者からの急患である旨申告がなされた場合、刑務官から常駐する看護師に引継ぎ、医療的措置の対応が適切になされるように図られたい。	H23. 4. 25	夜間時の申出は、その状態に応じて看護師が症状を確認している。
91	喜連川セ	H23. 3. 31	工場における医務回診において、被収容者につき医師の診察が必要と判断された場合、予約の得られた診察日時をできる限り事前に告知するなどして、受診が放置されずに確実に医師の診察が受けられるように十分配慮されたい。	H23. 4. 25	診察実施の有無の判断は、症状の重い者を優先しているため、受診の予約日を告知したとしても、必ずしもその予約どおりの診察ができないこともあり、当該被収容者にとって新たな不服を生み出すことにもなりかねず、施設管理運営上、支障を来すこととなるので、受診の予約日を告知する取扱いは、当センターにはなじまない。
92	喜連川セ	H23. 3. 31	引き続き、職員の一般的な技量向上に向けた研修の実施を図られたい。	H23. 4. 25	処遇部門職員に対して、適宜、ロールプレイング等を取り入れた研修を実施するなど、処遇技能の向上に努めている。採用5年未満の若年職員の技能向上のため、研修を別に設けて研修を実施するなど、処遇技能の向上に努める。
93	喜連川セ	H23. 3. 31	医療的措置を希望する被収容者に対する対応についても、予断を抱くことなく適切な対応を講ずることができることを目的とした研修の実施を検討されたい。	H23. 4. 25	医療的な措置を希望する被収容者への対応については、これまでもAED、救急法等の訓練を実施してきたところであるが、医師や看護師と処遇部門の職員が日ごろから情報交換するなどにより、適切な対応に向けての研修を実施するよう努める。
94	喜連川セ	H23. 3. 31	被収容者が、提案書を投函することを希望する場合には、願護手続きを要せず自由な用紙をもって提案書を作成して投函できる旨を告知し、提案箱の設置場所に所定の提案用紙を備えて置いてその場で記入の上提案箱に投函できるようにされたい。	H23. 4. 25	自己の便箋や封筒を用いることは可能であるが、その場合であっても願護を提出することが望ましい。 これは、所定の用紙の交付を申し出た場合、その出願者に対し、当該用紙の保管封筒を交付するなど、秘密保持のための措置を講じることが可能であるからであるが、出願がなければ、その措置は講じることができないため、当センターでは、原則として当該願護を提出させる取扱いとしている。 提案箱の設置場所に所定の用紙を備え置いてその場で記入する取扱いとすることは、本人に自分の意見について時間的余裕をもってその内容を考えさせるための時間の確保やその間の職員配置など、かえって、施設の管理運営上の支障を生ずるおそれがあり、当該取扱いを実施することは適当ではないと考える。
95	喜連川セ	H23. 3. 31	「委員会ニュース」の被収容者への告知方法は、食堂の掲示板の掲示でなく、各居室ごとに1枚ずつ配布する方法も検討されたい。	H23. 4. 25	居室備付けにすることは、予算上の制約により困難であるので、食堂内における掲示のほかに運動時の閲覧もできるように検討する。
96	前橋刑	H22. 5. 12	集会時に購入する菓子類に関する被収容者の要望も多いことから、菓子等を被収容者自身の選択方式に出来ないか。	H22. 7. 14	集会時の菓子・飲料の購入方式を、2種類の菓子・飲料セットの中から購入申込み時に、受刑者が1種類を選択する方法に変更した。
97	前橋刑	H22. 5. 12	食事の内容が悪くなった等の苦情があるので、配慮していただきたい。また、アンケート調査は、工場単位ではなく、個人単位で実施してもよいのではないか。	H22. 7. 14	メニューは、毎月、栄養価等全体のバランスを考え、管理栄養士が作成し、給食会議を経て決定しているが、アンケートの実施形態は検討する。
98	前橋刑	H22. 5. 12	入浴回数を増やして欲しいとの要望が多いことから、刑務作業の内容や気候によってシャワーの回数を増やすなど配慮してもらいたい。	H22. 7. 14	入浴は、週2回の実施を原則としつつも、5月～11月初旬までの間は、別途月2回程度の回数増加、夏期はシャワーを加えており、更に入浴回数を増加させることは予算措置が必要であり、施設限りでは対応困難である。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内 容	委員会への 報告年月日	内 容（講じなかった場合はその理由）
99	前橋刑	H22. 5. 12	職員の注意の仕方、感情的になるなどの苦情が出されていることから、実効性のある職員研修の方法を検討してもらいたい。	H22. 7. 14	被収容者に対する指導方法、言葉遣いについては、職員研修や日常の勤務においても機会を見て指導しているところであるが、研修方法についても検討する。
100	前橋刑	H22. 7. 14	講堂（体育館）での運動時間に、貸出用の官本遊びをしているが、実質的な運動時間が短くなる者が生じるので、他の時間帯での実施はできないか。	H23. 2. 2	官本交換のための時間を確保するため、講堂（体育館）における運動時間を5分間延長し、実質30分間の運動時間を確保することとした。
101	前橋刑	H22. 7. 14	通常の配食場所以外の場所に被収容者の食事を運搬する際に使用している岡持が衛生的でないとの意見があり、対応されたい。	H22. 9. 7	使用の都度洗浄する取扱いとし、衛生的なものに改めた。
102	前橋刑	H22. 7. 14	治療を申し込んでから診察まで時間がかかる。医師からの説明に職員が介入する等の苦情があるので注意してもらいたい。	H22. 9. 7	必要な診察は速やかに実施している。また、治療における判断は医師が行っており、職員（准看護師）の説明は補佐的なものであるが、誤解を招かないよう留意する。
103	前橋刑	H22. 9. 7	工場において作業中に用便を申し出た者に対して、所定の帳簿に称呼番号を書かせている工場があるので、是正されたい。	H22. 12. 1	当該工場について、受刑者に称呼番号を記載させる取扱いを中止した。
104	前橋刑	H22. 9. 7	本を購入しても閲覧の許可が下りないとの苦情があるので、購入前に閲覧の許可が下りないことをよく説明する必要がある。	H22. 9. 7	被収容者の「生活心得」に明記しており、また、入所時の新入教育においても説明を行っている。
105	前橋刑	H22. 12. 1	水洗い可能な電気かみそり機を使用させているのに、刃の水洗いが禁止されているので是正されたい。	H23. 2. 2	刃を流し台の排水口に誤って流してしまうことを防止するため水洗いを禁止していたが、運用を見直す（水洗いを認める）方向で検討する。
106	千葉刑	H22. 3. 30	依然として、未決決被収容者の過剰収容の問題は解決されていない。過剰収容所状態の解消は急務である。	次回開催日報告予定	未決被収容者の収容については、警察の留置施設から受入れを調整することは難しく、定員に達するまでは受入れせざるを得ない。既決については、年間の受刑者移受送計画と運動させ、過剰収容の解消に配慮している。
107	千葉刑	H22. 3. 30	職員、とりわけ、刑務官の労働時間等の労働条件の改善は多少の前進は見られるものの、依然として、立ち遅れている。このことに大きな要因として関わりがあるのは、被収容者の過剰収容、職員定員の抑制である。抜本的な対策が必要である。	次回開催日報告予定	職員の業務の合理化、効率化を推進するほか、本年度は4名の職員増に加えて民間委託等職員の有効活用を推進し、職員の労働条件の改善に努めている。 なお、過剰収容及び職員定員抑制の解消に関わる職員の労働条件の改善は、施設限りで対応できない事項であり、意見があったことについては、上級官庁に伝達したい。
108	市原刑	H22. 7. 30	主食として週1回昼食にパンが出されるが、昨年の秋ごろ納入業者が交代してからパンが固くなり、食後に下痢をする者が多くなったため、改善を求めるとともに、納入業者の選定及び、今回変更した理由を明らかにされたい。	H22. 10. 25	パンの納入業者については、矯正施設被収容者食料給与規程に定める配合比による仕様に基づき一般競争入札で決定しており、当該仕様を満たすパンを納品できる業者のうち、最も安価な価格を提示した業者と契約するため、入札の都度変更となる可能性があるところ、パンが固いことと下痢症状を起こすこととの因果関係は医学的見地から考えづらい。 なお、納入業者にはパン生地の水分量を調整してできる限り柔らかく焼き上げるよう既に依頼済みである。
109	市原刑	H22. 7. 30	優遇第1類の処遇者は、外部の弁当を食べることができるが、価格の割に内容が悪く量も少ないことから、バランスの取れた内容にしてもらいたいとの要望があるので検討されたい。	H22. 10. 25	優遇第1類該当者の自弁の弁当については当所の地理的事情から注文の数量を配達できる販売店が限られており、その中から値段、内容及び量のバランスが取れていると考えられる販売店を適宜決定している。惣菜パン弁当については量が少ないとの意見もあったことから、量を増やした施設設定の弁当を販売店に依頼済みであり、また、飲み物については、当該販売店における異なる種類や量の商品の取扱い状況を調査し、選択の幅を広げる方向で検討したい。
110	市原刑	H22. 7. 30	優遇区分に応じて月に1～2回ほど休日に自己負担でお菓子を食べることができるが、スナック系、甘いもの、飲み物の3種類の菓子がセットで500円の内訳が知りたいとの要望があるので検討されたい。	H22. 10. 25	購入する嗜好品の金額については、1回500円以内としているところ、工場・寮等に掲示する通知文に各商品ごとの価格を記載することとした。
111	市原刑	H22. 7. 30	食事の嗜好調査で意見を述べても改善が図られないことが多い。全般に量が少なめであり年齢等も考慮した食事を支給して欲しいとの要望があるので検討されたい。	H22. 10. 25	被収容者に支給する食事については、矯正施設被収容者食料給与規程に定める熱量及び栄養量、保健所による栄養指導、当所における給食設備及び予算事情等を考慮した上で、嗜好調査における被収容者からの意見をできる限り採用するなどして決定している。
112	市原刑	H22. 7. 30	居室でいびきをかく人は、影響の少ない場所へ配置替えしてもらいたいとの要望があるので検討されたい。	H22. 10. 25	受刑者から、いびきをかく者に関する苦情が寄せられた場合には、その事実の有無、いびきの程度、頻度、時間帯等を調査した上で、その時点における空室の状況等を勘案しながら転室の要否を検討している。
113	市原刑	H22. 7. 30	生活上の改善対応が遅すぎるので、要望に対して早く対応してほしいとの要望があるので検討されたい。	H22. 10. 25	受刑者から改善等の申し入れがあった場合には、実情を確認した上で、その必要性、緊急性等を判断し対応している。
114	市原刑	H22. 7. 30	夏季には、寮内に蚊が飛来し安眠できないが、施設内の溜池が発生源かも知れないので調べて欲しいとの要望があるので検討されたい。	H22. 10. 25	夏季における蚊の飛来については、電子蚊取り器を設置して対応しているが、各寮のコンセント数には限りがあり、施設設備上、現状の台数が最大限の台数となっている。また、「施設内の溜池」とは、開放寮の北西に設置されている防火水槽を指していると思料されるが、同防火水槽と蚊の飛来との因果関係は不明であるものの、防火水槽を設置することは、施設維持管理上やむを得ないものである。なお、同防火水槽については、定期的に清掃を実施している。
115	市原刑	H22. 7. 30	拭身（濡れタオルで体を拭くこと）は8月中しか実施許可されていないが、期間外であっても作業内容や天候により不衛生になることもあるので実施期間を広げて欲しいとの要望があるので検討されたい。	H22. 10. 25	本年度については、7月22日から10月29日までの間、拭身を認めたものであり、8月中しか実施されなかったという事実はない。なお、本年度は延長が続いたため、昨年度よりもその期間を大幅に延長するなどして、気候に応じた配慮を行っている。
116	市原刑	H22. 7. 30	職員を刑務官と呼んだら、先生と呼べと言われたため、班長等の役職に応じた呼び方を考えてもらいたいとの要望があったので検討されたい。	H22. 10. 25	職員に対する特定の呼称を施設が定め、これを受刑者に強制しているとの事実はない。
117	市原刑	H22. 7. 30	職員の人事異動によって処遇や運用の仕方が頻繁に変わる。変更点については、一応掲示されるが理解できないとの意見があるので検討されたい。	H22. 10. 25	処遇や運用の変更は、より一層の適正処遇を行うためのものであり、指示を発出する都度、不明な点は職員に確認するよう申し添えている。今後も掲示物については、受刑者が理解しやすいように作成していく。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内 容	委員会への 報告年月日	内 容（講じなかった場合はその理由）
118	市原刑	H22. 7. 30	ベット上段のパイプ欄に寄りかかって休むことの可否等、印刷物でも報じられている寮での諸注意が、直接指導に当たる寮担当者の考えによって違ったり、指導方針が変わったりするとの指摘があるので改善されたい。	H22. 10. 25	パイプ欄への寄り掛かることについては特段の制限をしていないが、寝そべるような不体裁な格好については、注意指導の対象としている。なお、その取扱いについては、指示を発出して職員及び被收容者に周知している。
119	市原刑	H22. 7. 30	職員の暴言があるので調査して改善してほしいという要望があるので検討されたい。	H22. 10. 25	日時、場所等が特定できる事案については、その実情を調査した上で、必要があれば改善措置を講じることとしている。 なお、職員に対しては、職務研究会を通じて状況に応じた適正な注意を行うよう指導している。
120	市原刑	H22. 7. 30	懲罰を受けても優遇区分が下がることと、変わらないことがあり、不公平であるとの意見があるので検討されたい。	H22. 10. 25	優遇制度の評価時期は4月と10月の2回であり、次の評価時期までの期間を考慮して、懲罰に伴い優遇を下げる場合と下げない場合があるが、これは関係法令の規定に基づき、期間の経過に伴う不公平さを極力解消するために行っているものである。
121	市原刑	H22. 7. 30	職業訓練等、教育活動における教材や機材が古かったりレベルが低く、また、取り扱いについて不正使用の抜き打ち検査を行っているが、時に職員の知識が乏しかったり理解が低いためか、教材であるにもかかわらず不正使用であるかのように指摘されることがあるので勉強に対してはもっと柔軟に対応してもらいたいとの要望があるので改善されたい。	H22. 10. 25	職業訓練や教育活動における教材や機材で施設が整備しているものは、予算執行状況を考慮した上で、必要に応じて更新整備している。 教材等については、施設の規律及び秩序を維持するため、必要な範囲において職員が検査を行っており、本来の目的と異なる使用が認められれば、当然、注意・指導することはある。今回、どのような教材が不正使用であるとして注意されたかは不明であるが、注意・指導の在り方については、受刑者の誤解を招くことがないよう職員の指導に努めてまいりたい。
122	市原刑	H22. 9. 19	食事の量が少ない、質より量が必要であるとの意見があるので検討されたい。	H22. 10. 25	被收容者に支給する食事については、矯正施設被收容者食料給与規程により熱量及び栄養量が規定されている。
123	市原刑	H22. 9. 19	栄養士がいるにもかかわらず、塩分が濃く、味付けが極端である一方、業者が替わってから味が悪くなったとの意見もあるので改善されたい。	H22. 10. 25	塩分摂取量については、本年度に入ってから平均10.4g/日と、厚生労働省が推奨している成人男性の10g/日の目標をほぼ達成しており、減塩を考慮したメニューを作成している。味付けについては、年齢や出身地によって嗜好は様々であり、平均的な味付けとしている。また、食材については、当所の示す仕様に基づき、入札により納入業者を決定しているため、商品の変更による味の変更も避けられない。
124	市原刑	H22. 9. 19	領置調べに時間がかかりすぎるので改善されたい。	H22. 10. 25	領置調べについては、受刑者から申し出がなされてから、おおむね2週間前後で実施している。
125	市原刑	H22. 9. 19	書物購入に時間がかかること、また、本の展示即売会で選書しても、その後に願せんを提出して手元に届くまでに日数がかかりすぎるので改善されたい。	H22. 10. 25	書籍については、通常、受刑者からの申し込み、取りまとめ、書店への発注、納品、内容検査等の諸手続を経てから交付するため、一定の時間を要している。私本展示会で購入手続を行った書籍については、一部省略される手続があるものの、購入に必要な諸手続が必要なため、一定の時間を要している。
126	市原刑	H22. 9. 19	老眼なので辞書を引くのに苦労するため、勉強等で活用できる電子辞書を持たせてもらいたいとの要望があるので検討されたい。	H22. 10. 25	現時点では、訓令上、電子辞書の自弁購入が認められていないが、文字の大きな辞書等の備え付けを検討した。
127	市原刑	H22. 9. 19	現在のように暑い日が続いているときは、居室でも冷たい水がほしいとの要望、また、扇風機が居室にはないので、設置してほしいとの要望があるので検討されたい。	H22. 10. 25	本夏の猛暑対策として、居室においても一人当たり1リットルの冷麦茶を給与するなどの措置を講じている。 なお、全居室へ扇風機を設置することは、予算面と電気設備（容量）の点で困難である。
128	市原刑	H22. 9. 19	夏場のお風呂を週3回にすること、また、水のシャワーの機会があるが、高血圧で禁止されている者にとってはつらいとの意見があるので検討されたい。	H22. 10. 25	入浴は、隔週で週2回と週3回を交互に実施しているが、予算上及び設備上の問題から、入浴回数を増やすことは困難である。 なお、入浴日以外に、水のシャワーを浴びる機会を設けているが、設備上温水にすることは不可能であり、シャワーを禁止されている者については、代替措置として、寮内で拭身させている。
129	市原刑	H22. 9. 19	拭身の時間をもう少し長くしてもらいたいとの要望があるので検討されたい。	H22. 10. 25	限られた時間内で多数の者に対し順次行わせているため、現状よりも実施時間を長くすることは困難である。
130	市原刑	H22. 9. 19	蚊取り器が少ないため、蚊に刺されることが多い。せめて虫さされの薬を常備してもらいたいとの要望があるので検討されたい。	H22. 10. 25	常備薬として、レスタミン軟こう（かゆみ止め）を整備しており、申出があれば受刑者に使用させている。
131	市原刑	H22. 9. 19	夏季に午前、午後とも屋外での草刈り労働に就く受刑者から、直射日光の下なので体力を消耗することから、ご飯やおかずを増やしてほしいとの要望があるので検討をされたい。	H22. 10. 25	矯正施設被收容者食料給与規程により、被收容者の性別、体格、従事する刑務作業の強度等に応じて、支給する熱量及び栄養量が規定されている。
132	市原刑	H22. 9. 19	水道水の飲用については、規則の運用にやや曖昧な点が認められるので検討されたい。	H22. 10. 25	各寮には給湯器を備え付けているところ、生水の飲用については、下痢や腹痛の原因となりかねないため、なるべく控えるように指導しているものである。
133	市原刑	H22. 9. 19	職員によって言い方や運用が違うので改善されたい。	H22. 10. 25	各職員には、個別の事情、受刑者の理解力等に応じて適正な対応をするよう指導している。また、処遇の運用については受刑者用の掲示をして周知しており、統一した運用がなされるように配慮している。
134	市原刑	H22. 9. 19	職員に対して話しかけてはいけない、あいさつもいけない、というのは行きすぎであると思われるので改善されたい。	H22. 10. 25	職員へのあいさつや話し掛けを禁止する旨を受刑者に指示していることはなく、また、必要な話し掛けは制限を問わず、あいさつは、時間と方法を定めて実施している。
135	市原刑	H22. 9. 19	同じ質問をしても職員によって答えが違ったり、同じ違反でも、反省文で済んだり懲罰されることがあったりと処分の内容が違うので改善されたい。	H22. 10. 25	職員によって、説明方法が異なることはあっても、内容面が異なることはない。また、同じ態様の規律違反行為であっても、行為の内容、初回か否か、故意か過失かなど、諸般の事情を考慮して科罰しているため、当然のことながら処分内容は異なる。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内 容	委員会への報告年月日	内 容（講じなかった場合はその理由）
136	市原刑	H22.12.7	食事時間に、おかずが冷めてしまっていることが多く、米飯や味噌汁のように保温して欲しいとの要望があるので検討されたい。	H23.2.15	副食については、炊場に従事する人員や調理等に掛けられる時間の都合上、事前に盛り付けておく必要があり、これを保温する設備については、予算事情から整備は困難と言わざるを得ない。しかしながら、調理から実際に給与するまでの時間を短縮することは食中毒防止の観点からも有効であるので、今後でもできる限り短時間で給与するための方策を検討していきたい。
137	市原刑	H22.12.7	調味料（醤油・ソース類）が割り当てになっているため、グループの最後の人に回ってくるときに空っぽになっている場合があるとの申し出があり、事実であれば改善されたい。	H23.2.15	受刑者の健康管理を行う上で、摂取させる塩分量を適切にコントロールする必要がある。食堂で使用させる調味料についても、各テーブルに着席する人員分を計算して給与し、受刑者にも、その趣旨を説明し均等に使用するよう指導しているところ、不足が生じた場合には、使用できなかった人員分に相当する分量を再給与している。 なお、各テーブルに給与されている調味料については、均等に分けて使用できるよう指導している。
138	市原刑	H22.12.7	食事の量を増やすため、4品から3品になり、最初は確かに増えたが、今は元に戻っているので改善されたい。	H23.2.15	被収容者に支給する食事については、矯正施設被収容者食料給与規程に定める熱量及び栄養量、保健所による栄養指導、当所における給食設備及び予算事情等を考慮した上で、嗜好調査における被収容者からの意見をできる限り採用するなどして決定している。
139	市原刑	H22.12.7	自弁のおやつについては、選択肢を多くしてもらいたいとの要望があるので検討されたい。	H23.2.15	嗜好品（おやつ）については、毎回品目を変更する等の工夫をしている。
140	市原刑	H22.12.7	食堂では、食事が終わった者から順次離席するため、ゆっくり食べていられない。食事時間の過ごし方についてBGMを流す等、食堂の雰囲気づくりも受刑者の精神衛生や消化吸収など健康管理に好影響が期待できると思われるので検討されたい。	H23.2.15	食事時間については、特に制限を設けることなく、各人のペースに委ねており、面の治療や高齢などの理由により、食事をとるのに時間を要すると思われる者については、他の受刑者よりも先に食堂に入れるなどの配慮もしている。食堂の雰囲気については、各テーブルの間隔を広げてスペースを確保したり、暖房を増設するなどして、快適性の向上に努めている。
141	市原刑	H22.12.7	被収容者相互間で思いやりの持てる教育訓練のプログラムが必要であると思われるので検討されたい。	H23.2.15	刑執行開始時指導や寮集会場面等、機会あるごとに、集団生活を送る上での心構えを指導している。
142	市原刑	H22.12.7	ハンガーが居室に1本しかないので、もう1本増やしてもらいたいとの要望があるので検討されたい。	H23.2.15	処遇環境の充実及び必要性を考慮し、本年1月19日から各居室にハンガーを2本ずつ設置し使用させている。
143	市原刑	H22.12.7	寮の二階にある娯楽室にはストーブがなく寒いので設置してもらいたいとの要望があるので検討されたい。	H23.2.15	娯楽室は常に混雑している状況が認められ、ストーブを設置するスペースの余裕がなく、火傷や火災のリスク等を考慮すると、娯楽室へのストーブの設置は困難である。 なお、これを補う措置として、膝掛け毛布や使い捨てカイロの使用を許可している。
144	市原刑	H22.12.7	病気治療の際、寮から単独室への移動があるが、移動先の環境の室温管理が悪い（暖冷房がない）ので改善されたい。	H23.2.15	当所の収容形態が集団寮を基本としているため、風邪等の流行性疾患に罹患した者については、単独室に収容して他の受刑者から隔離しないと、数日のうちに全受刑者に蔓延してしまう危険がある。単独室については、冷暖房の設備がないものの、その病状に応じて、アイスノンの使用、寝具の増貸等を行うほか、担当職員や准看護師が定期的に巡回して、病状の推移を観察する態勢をとっており、疾病に罹患した受刑者の不安解消に努めている。
145	市原刑	H22.12.7	通勤着は必要なのではないかと意見があるので検討されたい。	H23.2.15	「より一般社会に近い処遇を行う。」という当所の処遇理念に基づき、受刑者の自尊心や自立心を育てるために実施している処遇である。
146	市原刑	H22.12.7	職員の中には、不公平な扱いをする人がいるので改善されたい。	H23.2.15	職員に対しては、職務研究会などで機会あるごとに、公平、平等な処遇を心掛けるように指導している。
147	市原刑	H22.12.24	ただでさえ運動不足になるので、室外散歩については、開放寮だけでなく準開放でも実施してほしいとの要望があるので検討されたい。	H23.2.15	休日において、開放寮の受刑者に園内散歩を許可しているのは、同寮に収容されているメンバーが、処遇審査会における進寮審査を経て選抜され、自律的な行動がとれ信頼することができると認定された者で構成されているからであり、このような裏付けがなければ園内散歩を実施することは困難であると考えている。 なお、準開放寮においても、休日ごとに1日2回の室内運動の機会を設けており、また、本年1月2日には、長期の連休となることを考慮し、特別な整備体制をとった上で屋外運動の機会を設けた。
148	市原刑	H22.12.24	優遇区分の指定は半年ごとなので、短期の受刑者については半年を経ずに希望寮に転寮する場合にはお菓子が食べられないので、せめて希望寮に転寮したらお菓子が食べられるようにしてほしいとの要望があるので検討されたい。	H23.2.15	優遇区分の指定は、関係法令により半年ごとと規定されており、これを短縮できるような規定はないこと、また、菓子の自弁購入、喫食についても、優遇区分第3類以上に限定されており、希望寮（仮釈放2週間前）に転寮したことにより購入、喫食を認めることができるような規定はない。 なお、優遇区分による菓子の自弁購入とは別に、当所では盆おどり、運動会等の全体行事を行う際や、祝日、年末・年始の機会を捉えて全受刑者に菓子等を支給し、喫食させている。
149	八王子医刑	H22.11.30	冬季において経理棟のストーブの増設を検討されたい。	H22.11.30	経理棟については、既に3台のストーブを設置しており、必要な暖房の措置は講じているものと考えている。
150	八王子医刑	H22.11.30	被収容者に対するラジオ番組の放送局の選定が一律であるので検討されたい。	H23.1.11	番組は、被収容者のアンケート結果を参考に選局しており、一部の者の意見により変更することはない。
151	八王子医刑	H22.11.30	被収容者が閲覧するために図書室に保管している図書の充実にも努められたい。	H23.1.11	昨年に比して、330冊増えている。
152	八王子医刑	H22.11.30	冬季において防寒に有用な衣服の購入を許可することを検討されたい。	H23.3.8	達示を改正し、防寒に有用な衣類の購入ができるように改めた。
153	八王子医刑	H23.1.11	職員に対するアンケートの回答率が昨年よりも低くなっているが、同アンケートの回答者数を増やすためにも、施設側において視察委員会の活動を職員に説明されたい。	H23.1.11	アンケートであり職員の自主性に任せている。
154	八王子医刑	H23.1.13	夏季においては、各居室に扇風機を設置するとともに、就寝後の稼働時間の延長について努力されたい。	H23.3.8	電気設備等を考慮すると、実施は困難である。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内 容	委員会への 報告年月日	内 容（講じなかった場合はその理由）
155	八王子医区	H23. 1. 13	動作の遅い休養受刑者の入浴時間を延長することについて検討された。	H23. 3. 8	既に、必要に応じて実施している。
156	八王子医区	H23. 1. 13	女子受刑者に対する下りもののシートの購入を許可することを検討されたい。	H23. 3. 8	達示を改正し、購入ができるように改めた。
157	八王子医区	H23. 1. 13	優遇区分第2類以上の受刑者にナイロンタオルとボティンソープの購入を許可したが、第3類以下の受刑者にも購入を許可することを検討されたい。	H23. 3. 8	優遇区分制度で定められた範囲を超える要求であり、対応できない。
158	八王子医区	H23. 1. 13	休養受刑者の起床時間は他の被収容者よりも遅いため、目が覚めていても起床できないので、起床して読書することを認めることを検討されたい。	H23. 3. 8	患者である被収容者の起床時間を遅らせているのは、安静を保ち治療に専念させるためであり、起床前に読書を認める予定はない。
159	八王子医区	H23. 1. 13	受刑者の発信する年賀状については一律6通としているが、それ以上の通数の発信ができるように検討されたい。	H23. 3. 8	定期発信を加えると、6通以上の年賀状の発信を認めている。
160	八王子医区	H23. 1. 13	被収容者からの意見を出しやすくするため、意見箱の設置方法や設置場所の変更をすることが可能であるか検討されたい。	H23. 3. 8	視察委員会の意見を踏まえ、必要に応じて対応する準備がある。
161	八王子医区	H23. 3. 29	当委員会は、矯正医療センターの建築計画に関して、次の点を要望したい。①ベットの幅に合わせた居室扉の設置②結核病棟の陰圧換気③ホスビスケアーの導入④身体障害者に適合したバリアフリー構造⑤夜間単独室の増室⑥精神疾患病室の低階層⑦1日1時間の土の上での運動時間確保⑧ギャジベットの導入	H23. 4. 27	上級官庁に対して要望している。
162	八王子医区	H23. 3. 29	夜間時における複数の看護師の増員が必要である。	H23. 4. 27	職員定員に基づく最大限の配置であり、当所としてはこれ以上の対応は困難である。
163	八王子医区	H23. 3. 29	診療科目を増やすとともに医師の定員増が必要である。	H23. 4. 27	当所では定員管理業務を行っていないので、定員増には対応できない。また、専門医が確保できなければ、診療科目を増やすことはできない。
164	八王子医区	H23. 3. 29	処遇部門における職員増が必要である。	H23. 4. 27	当所では定員管理業務を行っていないので、定員増には対応できない。
165	八王子医区	H23. 3. 29	医療内容について、できうる限り懇切な説明を要望する。	H23. 4. 27	適時・適切に説明している。
166	八王子医区	H23. 3. 29	重篤な疾病患者に対し積極的な執行停止を要望する。	H23. 4. 27	執行停止は、当所で判断するものではない。
167	八王子医区	H23. 3. 29	経理棟にスチームの設置を要望する。	H23. 4. 27	経理棟については、既に3台のストーブが設置されており、必要な暖房の措置は講じているので居室内に設置する暖房用蒸気スチームラジエーターを設置する予定はない。
168	八王子医区	H23. 3. 29	休養患者について、医師の判断でテレビ視聴を認めるように検討されたい。	H23. 4. 27	特に治療に専念しなくてはならない者以外は、視聴させている。
169	八王子医区	H23. 3. 29	冬季間において、窓からすきま風が棟内に入るので補修工事をされた。	H23. 4. 27	補修箇所として指摘があった箇所については、順次補修している。
170	八王子医区	H23. 3. 29	女性受刑者からリップクリーム使用を認めて欲しいとの要望があるので認めてもらいたい。	H23. 4. 27	他施設の実情を調査した上、検討する。
171	八王子医区	H23. 3. 29	食事に関する健康教育を実施することを要望する。	H23. 4. 27	食育及び生活習慣病予防に関するビデオを視聴させている。
172	八王子医区	H23. 3. 29	祝祭日に給与する特別食が貧弱であるので、改善を要望する。	H23. 4. 27	祝祭日菓は、量を満たすものではなく、一日に摂取する熱量等を総合的に勘案して、最も適切な食事として給食委員会が決定しているものであり、一部受刑者の要求に応じて給与しているものではない。
173	八王子医区	H23. 3. 29	被収容者の意見を反映した献立を要望する。	H23. 4. 27	献立の作成に当たっては、被収容者からのアンケート調査結果も反映させている。
174	八王子医区	H23. 3. 29	居室内で食事をした食器を洗浄しているが、不衛生なので中止を要望する。	H23. 4. 27	確実に汚れを落とすために、居室内で洗浄させた後に炊場工場で改めて洗浄を実施している。
175	八王子医区	H23. 3. 29	夏季において、ランニングシャツと短パンでの就寝を認めることを検討されたい。	H23. 4. 27	治療のために必要な者、その他処遇上の観点から必要な者を除き、そのように実施している。
176	八王子医区	H23. 3. 29	室内体操時に上衣は丸首シャツだけの着用を認めることとされたい。	H23. 4. 27	当所の基準に基づき、季節に応じてそのように実施している。
177	八王子医区	H23. 3. 29	国家賠償等に係る弁護士面会の面会時間は30分で終了させられているので、特別面会とするべきである。	H23. 4. 27	適宜、必要に応じて対応している。
178	八王子医区	H23. 3. 29	審査の申請や事実の申告の苦情申立手続は無料発信を検討されたい。	H23. 4. 27	法令に基づき発信させているが、無資力の者については、国が費用を負担して発信させている。
179	府中刑	H23. 3. 8	主食の量が少なすぎて困るとの申出が多い。全収容者一律ではなく、エネルギー代謝量が異なる高齢者、中高者、若年者の3分類程度のカロリー量区分を設けるべきである。	H23. 3. 29	被収容者に対する食事の給与については、法務大臣訓令「矯正施設被収容者食料給与規程」等に基づき、実施しているところであり、当所独自で被収容者に給与する主食の給与量に個別の基準を設けることは不可能である。
180	府中刑	H23. 3. 8	医療体制の充実。府中刑務所に限らず、刑事施設全般における全国的な問題点であると理解しているので、引き続き、改善の努力を求め。	H23. 3. 29	常勤医師の欠員等（3月末現在で定員10名中4名の欠員）が生じていることなど、必ずしも充実されていない部分もあり、この点については、改善を図るべく取り組んでいきたい。
181	府中刑	H23. 3. 8	夏季の熱中症対策として、扇風機の設置のための予算措置を講じられよう切望する。	H23. 3. 29	予算及び設備上の問題があり、現在のところ、居室内に設置することができない状況にあるが、引き続き、法務本省に働きかけるなどして、その実現に向けて取り組んでいきたい。
182	府中刑	H23. 3. 8	過剰収容の是正問題は引き続き喫緊の課題であり、早急な改善のため、抜本的な対策を講じられたい。	H23. 3. 29	当施設の収容状況については、本年3月23日現在において定員を6名下回っており、過剰収容状態は相当程度改善されている。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内 容	委員会への報告年月日	内 容（講じなかった場合はその理由）
183	府中刑	H23.3.8	各工場の休憩室や運動場等、より一層投函しやすい場所に提案箱を設置することを検討されたい。	H23.3.29	提案箱の設置数については、視察委員会の意見を踏まえ、平成21年に新たに14個設置したところである。施設の管理上、これ以上設置数を増加させることは困難であると考えている。
184	府中刑	H23.3.8	文部科学省認定社会通信教育講座に準ずる外国語の講座として、中国語も受講を許可すべきである。	H23.3.29	講座を取り扱う通信教育会社がどのような組織であるかや教材の内容が適正かなどについて個別に許否を判断することとなり、また、外国語でのレポートについて、不正な連絡文の記載の有無等を翻訳検査する必要があるが生じ、その対応が困難なため、受講を許可することは困難であると考えている。
185	府中刑	H23.3.8	単独室の被収容者の運動時間と雨の日における運動を確保するよう改善してほしい。	H23.3.29	運動時間は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第57条及び刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第24条第2項に基づき実施している。また、昼夜間単独室収容者には、晴天・雨天に係わらず、平日毎朝室内運動の機会を与え、その他に雨天の場合には午後にも運動の時間を設定している。
186	府中刑	H23.3.8	インフルエンザ予防接種を65歳以上だけでなく、希望者にも接種することを検討されたい。	H23.3.29	インフルエンザ予防接種は、「予防接種法の一部を改正する法律」（平成13年11月7日付け一部改正）及び「矯正施設におけるインフルエンザ予防接種の実施について」（平成13年11月20日付け法務省矯正第3827号矯正局医療分類課長通知）に基づき実施している。
187	府中刑	H23.3.8	作業拒否すると罰金を取るのをおかしい。計算高3分の1以内ならわかるが、実際はそうではない。	H23.3.29	懲罰の種類は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第151条に定められており、同法律に基づき、懲罰を科し、懲罰を科す前月末までの作業報奨金計算高の3分の1以内の削減をしている。
188	府中刑	H23.3.8	裁判の認書を許可することを望む。また、当局を相手（被告）にしている裁判の書面の検閲はやるべきである。	H23.3.29	裁判所宛てに発する信書については、原則として、懲罰執行時間中は不許可としているものの、余暇時間における作成を不許可とはしておらず、また、その検査については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第127条に基づいて実施しているものである。
189	府中刑	H23.3.8	提案書用紙を願せん提出してもらうにあたり、翌日の夜あるいは次の日ではなく当日交付にすることを検討願いたい。	H23.3.29	提案書用紙の交付については、願せんが庶務課に届いた日の夕刻までには交付している。
190	府中刑	H23.3.8	国民年金の納付の大切さや仕組み等、具体的に講話したりすべきである。	H23.3.29	国民年金の免除申請方法等、個別具体的な手続方法については、専門分野であり、各個人によって必要な書類も異なることから、不明な点があれば直接各市町村等に問い合わせるよう指導している。ただし、パンフレットについては準備しており、本人からの申出があれば閲覧させている。
191	横浜刑	H23.3.3	受刑者の精神安定を図るためにも、歌番組を多く流すことを検討していただきたい。	H23.3.29	連日FMラジオを放送しているほか、週3回テレビの歌番組を放送しているが、放送時間帯に放送可能な歌番組が放送される場合、積極的に放送することを検討したい。
192	横浜刑	H23.3.3	以前に比べ、過剰収容の状況は緩和されているが、収容率が100パーセントを超えていることは、被収容者のストレスを高め、管理上も好ましくない。	H23.3.29	現在のところ、収容率の低下が見込める状況ではないが、収容に伴うストレスの解消に配慮していくこととしたい。
193	横浜刑	H23.3.3	規則等の変更は、可能な限りその変更理由について被収容者に告知して周知すべきである。	H23.3.29	規則等の変更時には、被収容者に対し、変更内容とその理由等を告知、指導している。
194	横浜刑	H23.3.3	横浜刑務所の規律や規則の運用が、他の刑務所より厳しいという被収容者の意見があるので、他施設の運用について把握された上、管理に当たっていただきたい。	H23.3.29	他施設の運用も参考にしつつ、配慮していきたい。
195	横浜刑	H23.3.3	身体に障害のある被収容者について、できる限りの配慮は必要であり、特定の事由のある被収容者について、一律の処遇を強制するなどは改善すべきである。	H23.3.29	作業時間、作業内容について配慮しており、特定の事由のある被収容者に対しては、当該被収容者の特性に応じて、個別的な処遇を行っている。
196	横浜刑	H23.3.3	従前は行っていたという夏期の拭身実施を認めることを求めたい。	H23.3.29	作業終了後、工場における拭身に代えて入浴場においてシャワーを実施することとしている。
197	横浜刑	H23.3.3	緊急時の外国人受刑者の診療時に通訳が配置できないケースがあるとのことであり、改善を求めたい。	H23.3.29	通訳ができる言語には限りがあるが、来年度、当所に国際対策室が設置されることから、通訳可能な言語を増加し、より一層、適正な処遇に努めたい。
198	横浜刑	H23.3.3	横須賀刑務支所の設備については、建物が塩害によりかなり腐食しており、体育館が狭く半分の規模しかないのを、改善を求めたい。	H23.3.29	上級官庁に要望することとしたい。
199	横浜刑	H23.3.3	職員の労働環境が厳しく、特に年次有給休暇の取得率が著しく低い状況であり、職員が必要な休息を得、正当な給与を得ることが必要である。	H23.3.29	職員の年次休暇取得日数は、社会一般と比較するといまだ低いレベルにあると思われるため、職員が休暇を取得しやすい環境の醸成に努めたい。
200	新潟刑	H23.3.29	平成22年12月7日に新潟刑務所が職員に対して行った懲戒処分・内部処分について、当委員会が新潟刑務所に対して、当該事案の状況を把握する上で必要な情報を記載した報告書の提出を求めたが、当委員会の要請を拒否してマスコミ報道資料のみ配布したことは刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第6条2項2号の趣旨に反する対応なので、今後は法令の趣旨にしたがい、当委員会の要請のある場合は必要な情報を記載した書面を提出されたい。 また、当委員会が行った平成21年度意見書第2項の意見を踏まえ、被収容者の人権尊重・処遇技術向上に関する系統的な職員研修を速やかに実施するよう努力し、そのための適切な研修教材を作成するとともに、その具体的な成果を当委員会に報告されたい。	未報告	委員会が状況を把握するために必要な情報を提供するよう努めたい。 また、被収容者の人権尊重・処遇技術向上に関する系統的な職員研修を実施するよう努力する。
201	新潟刑	H23.3.29	信書の字数制限の運用について、「所内生活の手引き」には信書の字数制限に関して「1行の字数はおおむね30字（ただし、横書き用便せんは25字）以内」と規定されているが、被収容者から字数制限について「おおむね」の趣旨に反して厳密すぎる運用がなされているとの情報がある。厳密な字数制限は作成者に必要以上の負担を強い、ひいては外部交通を過度に制限するおそれを生じさせるものであるから手引きにしたがった運用を励行すべきである。	未報告	発信書の字数制限に関しては、委員会御指摘のとおり、少人数の職員で膨大な書信業務の処理に当たるために設けているものであるが、その運用については、一律的な取扱いはおらず、字数制限を超えている者についても、指導することとどめており、字数を超えたことをもって発信を許さない取扱いとすることのないよう、今後とも柔軟な運用に努めたい。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内 容	委員会への 報告年月日	内 容（講じなかった場合はその理由）
202	新潟刑	H23.3.29	本年度においても、被收容者から、当委員会にて意見・提案書を投函すること自体で職員から言葉等による精神的な圧力を受けた、という情報が寄せられていることから、平成20年度、平成21年度に引き続き、意見・提案を行ったこと自体によって処遇上の不利益を受けるのではないかという疑念に基づく被收容者の心理的な抵抗感を払拭するために、改めて職員に対して、言動に注意を促すとともに、被收容者に対して新法の理念や当委員会設置の趣旨について一層の周知を図ることを求める。	未報告	視察委員会からの御指摘を受け、本年度は意見箱の設置数を増やしたり、設置箇所についても工場への出稼時等に意見・提案書を投函できるよう改めたりするなど、被收容者が意見・提案をしやすいうように改善している。また、被收容者に対する言動については職員研修等を通じて注意を喚起した。
203	新潟刑	H23.3.29	「所内生活の手引き」「受刑者遵守事項」は、被收容者の生活の指針であり、その内容は被收容者が十分理解できる程度のものでなければならない。よって、難しい漢字にはルビをふったり、表現をより平易なものにしたり記述を「QアンドA方式」に変えるなど、被收容者の読解力や理解力に適合するよう改訂すべきである。特に「受刑者遵守事項」はすみやかに改訂するよう求める。	未報告	「所内生活の手引き」及び「受刑者遵守事項」については、全国の刑事施設において、おおむね同程度の内容で作成されているものであるが、当所についても、現行程度の内容・様式で十分なものと考えている。なお、難解な漢字等へのふりがなについては、「受刑者遵守事項」では既に対応済みであるが、「所内生活の手引き」については、今後検討することとしたい。
204	甲府刑	H22.11.16	若い職員の被收容者に対する言葉遣いについて、人権に配慮するよう努められたい。	H23.1.25	処遇首席指示を発出し、被收容者の人権に配慮した適切な言葉遣いについて徹底を図った。
205	甲府刑	H23.1.25	インフルエンザやノロウィルスについて、刑事施設は高齢者が多く感染が蔓延しないよう感染防止策に万全を期していただきたい。また、食中毒を発生させないよう調理や配膳方法などの衛生管理にも十分注意願いたい。	H23.1.25	職員に対し、食中毒防止に係る職員研修を実施し、配膳時に職員にもマスクや手袋を着用させるなどの衛生対策、職員の健康管理や手指消毒など施設内に感染源を持ち込まないための予防対策等を徹底させた。また、被收容者に対しても、感染予防の意識を高めるため、うがいや手洗いの励行、健康状態の変化に注意を払うよう指導した。
206	甲府刑	H23.1.25	職員が上司名の印鑑を勝手に購入した上、不適正事務を行った不祥事事故が発生し、新聞報道されたことは誠に残念である。今後、公務員として社会の信用を失墜させることのないよう、不祥事事故の再発防止に万全を期されたい。	H23.1.25	職員全体研修や各課各部門での不祥事防止研修を実施し、再発防止を図った。
207	長野刑	H22.10.28	被收容者に対しては、矯正教育の理念に則り、あまりにも厳しい規律管理、秩序優先とならないよう配慮されたい。	H23.4.28	職員に対して職務研究会等を通じ、被收容者に対する言葉遣いなど人権に配慮した勤務に心がけるよう努めているが、引き続き職務研究会等を通じて周知徹底していききたい。
208	長野刑	H22.10.28	職員数や予算の不足によって受刑者の自由であるべき部分が十分に実現されていないという現実を真摯に受け止め、委員会の指摘に耳を傾けるべきである。	H23.4.28	委員会からの指摘事項や意見を施設運営に反映させていくため、現在の限られた予算の範囲内で、かつ、現在の職員数で取り組めるものはないか検討していききたい。
209	長野刑	H23.3.31	不適正処遇の再発防止を図るとともに、貴所職員に対しては矯正教育に励むものとしての自覚を醸成するような指導教育を行うべきである。	H23.4.28	職務研究会等を通じて、適正な職務執行の前提となる矯正職員としての自覚の喚起に努めているが、今後も継続して注意を喚起するとともに、不適正な職務執行がなくなるよう改善していききたい。
210	長野刑	H23.3.31	今後の施設運営にあたっては、被收容者の理解や納得が得られるよう、必要な事項を被收容者全体に告知または周知していく方を講ずるべきである。	H23.4.28	被收容者の処遇に関しては、所内生活の心得のほか、個別の提示や説明等を通じて告知又は周知しているが、より理解を深めるための方策等を検討の上改善し、周知徹底を図りたいと考えている。
211	長野刑	H23.3.31	矯正指導日の運用が改善されたが、その理由を十分受刑者に周知して理解を求めるとともに、カリキュラムが受刑者の受け入れやすい内容となるように常に留意すべきである。	H23.4.28	矯正指導日の運用改善の趣旨等については、既に告知放送等で周知しているが、より処遇効果を高めるため、必要に応じカリキュラムの見直しについて検討したいと考えている。
212	長野刑	H23.3.31	受刑者に対する視聴希望番組のアンケート調査の実施を検討すべきである。	H23.4.28	テレビ視聴の運用を改善するため、現在、被收容者に対するアンケート調査を実施する方向で検討している。
213	長野刑	H23.3.31	夏期間中（6月～9月）は、休日を含め1日1回程度は水を用いた拭身を認めるべきである。	H23.4.28	方法等を検討の上、実施する方向で調整したいと考えている。
214	長野刑	H23.3.31	受刑者のプライバシーに関わる業務について、計算係の受刑者に関与させないよう改善すべきである。	H23.4.28	経理係による願せんの取扱いについては、今後、工場の事務処理に支障のない範囲で取扱い方法を検討の上、改善したいと考えている。
215	長野刑	H23.3.31	委員会や被收容者からの提案に対する貴所の回答には、「現在の職員数では対応できない」などの回答が多々あるが、改善を検討したり自己省察の機会とするなど、当委員会に対する対応を改めるべきである。	H23.4.28	委員会からの指摘事項や意見を施設運営に反映させていくため、現在の限られた予算や現職員数の範囲内で取り組めるものはないか検討していききたい。
216	静岡刑	H22.9.14	シャープペンシルの替え芯が「HB」だけでなく「B」も購入できるようにされた。	H22.11.17	自弁物品の購入品目に、シャープペンシルの替え芯「B」を追加した。
217	静岡刑	H23.3.16	自費で購入する書籍について、購入に時間を要する場合があるので、「被收容者に対する手引き」において、書籍の購入申込み後の施設における処理及び購入には時間を要する場合があることを付記するべきである。	H23.3.24	「被收容者に対する手引き」（所内生活の心得）よりも周知の効果が高いと思われる、書籍等の購入申込みの際に記載させる「書籍等購入及び支払願」の願せん用紙の余白部分にその旨を付記することとした。
218	静岡刑	H23.3.31	職員不足については、平成23年1月1日現在、欠員が生じている実情があるので職員の増員を速やかに実施するよう善処されたい。	H23.4.20	平成23年4月1日現在、刑務官の欠員1名は病気休職であるため補充することができず、また、医師2名の欠員は、社会における医師不足とあいまって補充が困難な状況にあるが、引き続き、補充に努めていきたい。 なお、今後、刑務官の欠員が生じた場合には、その速やかな補充に努めていきたい。
219	静岡刑	H23.3.31	超過勤務手当の支給状況について回答を受けたが、定員の充足及びサービス残業と疑われる事情が改善されるべきである。	H23.4.20	超過勤務手当の支給に係る予算の増額については、今後も継続して要求していく。
220	静岡刑	H23.3.31	年間最低でも6回の委員会の実施が必要であり、次年度も6回開催されるよう継続努力されたい。	H23.4.20	平成23年度は、前年度同様に年間6回開催可能な予算が示達されている。
221	静岡刑	H23.3.31	第2舎棟耐震補強工事について、早期実施のために上級機関等に対し働き掛けを継続されたい。	H23.4.20	第2舎耐震補強工事については、炊場講堂棟の新営工事等の工事計画の一部として計画に組み入れて実施予定である旨、上級機関から回答を得ている。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内 容	委員会への報告年月日	内 容（講じなかった場合はその理由）
222	静岡刑	H23. 3. 31	法務大臣において、刑事施設における特定の事由のある被収容者の処遇につき、立法措置等も含めた適切な方策について検討されたい。	H23. 4. 21	貴委員会の意見については、上級機関に伝達する。 なお、施設としては、特定の事由のある被収容者の処遇に当たっては、本人の状況等に応じて適切に実施することとしている。
223	川越少刑	H22. 7. 6	月刊誌の宅下げはできないのか。出所時には強制的に廃棄させているのか。	H22. 9. 7	月刊誌等の雑誌については、書面により本人の同意を得た上で、原則として廃棄する取扱いとしているが、本人から申出があり、廃棄しないことが相当と認められた場合には、領置又は宅下げをすることを認める取扱いとしている。
224	川越少刑	H22. 7. 6	報知器への対応については、警報機としての機能を阻害する事態がないよう、日常的な巡回方法の改善等の即応体制を整備するべきである。	H22. 7. 6	職員は、一定の時間で1回居室棟の巡回をしており、長時間にわたり対応していないことはないと思料するが、可能な限り迅速に対応するよう職員に指示した。
225	川越少刑	H22. 7. 6	入浴場に体重計を整備してもらいたい。	H23. 1. 25	平成22年9月上旬に、大浴場5箇所にて体重計を整備した。
226	川越少刑	H22. 7. 6	職員の言葉遣いについて、受刑者との関係を意識した対応をするよう職務研究会等を開催し、職員に研鑽させるべきである。	H22. 9. 7	被収容者の受けとめ方による部分もあると思われるものの、言葉遣いに関する職務研究会を開催して職員の研鑽に努めていく。
227	川越少刑	H22. 7. 6	衛生管理上、布団乾燥の回数の増加や寝具の入替えを検討願いたい。	H22. 7. 6	2か月に1回程度実施していた布団乾燥を1か月半に1回程度実施するようにしたほか、寝具の入替えについても、順次行っていく。
228	川越少刑	H22. 7. 6	私本の購入冊数を増加させることはできないか。	H22. 7. 6	私本については、管理運営上の制限として、その購入冊数を月2回、合計6冊までとしているが、その他にも差入れを受けることは可能であり、その検査冊数と当所の検査体制にかんがみて、現在のところ、購入冊数を増やすことは予定していない。
229	川越少刑	H22. 9. 7	喘息の予防薬服用者の運動制限については、全面禁止ではなく、医師の判断を含め、柔軟な対応をするべきである。	H22. 11. 9	喘息の予防薬服用者については、運動制限を設けてはいるが、全面禁止とはしておらず、運動場での散歩やラジオ体操などは、実施している。
230	川越少刑	H22. 9. 7	提案箱の設置場所について、居室棟の踊り場に設置するなど、より投函しやすい場所への設置を検討してもらいたい。	H22. 11. 9	居室棟の踊り場に提案箱を設置すると、けがをするおそれがあるもので、設置場所については現状のままとし、設置箇所の増加について要望が多いようであれば、増設を検討していくこととした。
231	川越少刑	H22. 11. 9	昼食に麺類が出る日の朝食の主食（ご飯）の量を減らし、昼食の主食とで調整していることは是非について検討願いたい。	H23. 1. 25	受刑者が参加する給食委員会において、受刑者からの要望があり朝・昼の2回に分けて主食（ご飯）の量を減らしていた経緯があったが、規定どおり、麺類を給与する際の主食を減らす取扱いに改めた。
232	川越少刑	H22. 11. 9	休日に放送している職業案内については、懲罰中の受刑者にも聞かせよう配慮願いたい。	H22. 11. 9	懲罰中であっても、謹慎の趣旨に反しない限度においてラジオなどを視聴させることもあるが、職業案内のラジオ放送については、懲罰中であっても聞かせなければならない必要性はないものと考えている。
233	川越少刑	H23. 1. 25	廊下の窓や居室の通気孔から虫が侵入するとの意見があるので、必要な箇所への網戸の設置を検討願いたい。	H23. 1. 25	網戸の設置状況を確認し、必要な箇所には網戸を設置した。
234	川越少刑	H23. 1. 25	新聞を自購入しているものに対しても、施設が購入し、回覧している新聞を回覧するべきである。	H23. 1. 25	施設で購入できる新聞の数量には限りがあり、それを所定の時間内に回覧を終える必要があるため、新聞の自購入者には回覧を省略する取扱いとしているものである。
235	川越少刑	H23. 1. 25	書籍の購入冊数制限については、生活のしおりに明記されていないので、生活のしおりにの明示について検討願いたい。	H23. 1. 25	書籍の購入冊数制限については、所長指示で定め、被収容者にも周知しているところであるが、今後、生活のしおりにの明示について検討することとした。
236	松少刑	H23. 3. 22	松本少年刑務所（本所）の職員を増員するよう政府及び法務省に申し入れられたい。	H23. 4. 20	本年度、職員定員が3名増員された。今後も必要に応じて、東京矯正管区・矯正局を通じ、実情等を申し入れることとした。
237	松少刑	H23. 3. 22	単独室を増設するなどの物的設備の改善を図られたい。そのためにも、刑務所予算を増額するよう政府及び法務省に申し入れられたい。	H23. 4. 20	一部の教室、倉庫等を居室に模様替えて、居室（単独室を含む。）を増設している経緯はあるが、更に単独室を増設するためには、建物の増改築が必要となる。必要に応じて東京矯正管区・矯正局を通じ、実情等を申し入れることとするものの、建物の増改築については施設単独で措置できる事項ではない。
238	東京拘	H23. 3. 31	当施設の食事時間は、業務の必要上、現在正味約10分とし、夕食の時間は午後4時20分からとなっている。被収容者から、食事の時間について、あと5分延長して正味15分程度にしてほしい。夕食の時間については、あまり早く夕食をとると夜の9時頃には腹が減って寝れないので、せめて午後6時からにしてほしいとの要望が多い。これらの問題は、職員の勤務時間、ひいては予算問題とも関係するが、人間らしいゆとりのある生活を確保するためには、職員の勤務時間や予算の問題を解決しながら、改善する必要がある。	未報告	被収容者の食事時間は、原則として15分間を確保し、仮に心身に疾患を有する被収容者等、他の被収容者と同様の時間帯で食事が摂れない場合、居室扉に「食事時間延長許可」を掲示するなどし、上記時間以上を確保するなど、個々に対応しているところである。 なお、当所執行受刑者の食事時間が10分程度となる場合もあるが、これを延長することや、夕食時間を午後6時とすることは、職員配置上の問題や炊場で就業する受刑者の動作時間への影響等を併せて考慮する必要もあり、慎重に検討することとしたい。
239	東京拘	H23. 3. 31	食事については、「味噌汁の野菜は煮込み過ぎ」、「味が薄い」、「味付けは、辛いものが多い」などの意見があった。被収容者の意見を元に改善策を検討するとともに、被収容者の個別的な好みを尊重し、基本的な調味料の自購入を認めるべきである。	未報告	被収容者の副食に関し、年1回アンケートを行うなどして、嗜好調査を実施し、また、健康に配慮した減塩についても併せて食事メニューに反映させている。 受刑者の調味料の自購入については、関係法令で定められているため、施設限りでは対応できない事項であり、御意見があったことについて、上級官庁に伝達したい。
240	東京拘	H23. 3. 31	新庁舎になって、居室の状態も相当改善されたと思われるが、換気をよくするとか、居室内外の眺望の工夫をして、落ち着いた居室空間となるように改善すべきである。	未報告	居室の換気については、換気設備により、常時換気を行っているほか、各居室の通風孔を開孔することにより、常に新鮮な空気が取り入れられるようになっている。また、居室からの眺望についても、施設の管理運営上支障のない範囲でルーバーの角度を調整している。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内 容	委員会への 報告年月日	内 容（講じなかった場合はその理由）
241	東京拘	H23. 3. 31	人間らしい生活を送るために被收容者が必要とする「市販薬」「衛生用品」「調味料」などの品目を安く自弁購入や差し入れができるようにするとともに、現代的な生活の中で日常生活に取り込まれている「携帯ラジオ」「ＣＤプレーヤー」「電子辞書」等の自弁購入や差し入れを認めるよう改善すべきである。被收容者に係る物品の自弁等に関する規則や訓令等の改正を含め、被收容者が現代的な水準の生活に適應できるように、安全かつ安価で入手し使用できるようにすべきである。	未報告	御意見のあった品目の自弁購入については、関係法令で定められているため、施設限りでは対応できない事項であり、上級官庁に伝達したい。なお、購入物品に係る事業者の販売価格については、当所が物品の価格の市場調査を行い、価格等が不適切であった場合は、指導の上、是正させるなどしている。
242	東京拘	H23. 3. 31	自弁品・差入品の「リスト」を作成し、出来る限り簡便に自弁購入・差し入れができるようにすべきである。	未報告	自弁購入については、既に購入品と価格が記載された一覧表が居室に備え付けてある。指定事業者の差入物品について、当所がリストを備え付けることは予定していない。
243	東京拘	H23. 3. 31	自弁品・差入品につき、必ず複数の業者を指名し、競争の原理が働くように改善すべきである。	未報告	当所が指定した購入物品に係る事業者は、適格性、取扱物品、物品の価格等を調査した上、公募により決定し、本年６月頃から事業者を変更することとされている。なお、差し入れについては、既に複数（３店舗）の事業者を指定している。
244	東京拘	H23. 3. 31	居室内の所持品の制限について、「ノートの冊数の制限」を緩和するとともに、訴訟関係資料、再審用資料は別枠にするように改善すべきである。	未報告	ノートに限らず、自弁物品の所持数量については、法令の規定に基づき、当所において必要な数量を定めているところ、ノートについては、所要の検査等を実施する必要性から、現状の冊数の範囲内で所持を認めているものである。なお、訴訟等のため必要と認められる場合は、ノートの増冊所持を認め、資料等として所持させている。
245	東京拘	H23. 3. 31	居室内の所持品の制限について、１０年以上の長期の在在所に対する所持品の制限総量を１．５倍まで緩和すべきである。	未報告	保管私物の総量については、視察への影響等を考慮し定めているものであり、現状の取扱いを変更することは困難である。
246	東京拘	H23. 3. 31	ラジオ放送について、被收容者の不満は強い。被收容者のアンケートを反映させ、バランスの取れた番組の選定をするともに、野球は延長しても終わりにまで聞かすことなど弾力的な運営を行うべきである。また、ラジオ放送を聞きたくない人は、聞かなくてもすむような措置もすべきである。また、日本におけるラジオ放送は、全体として趣向な内容であり、刑事施設の規律と秩序を具体的に害する結果を生ずるおそれがあるといえず、被收容者が携帯ラジオの自弁購入ができるよう改善すべきである。	未報告	ラジオ放送については、多種多様な番組志向、年齢層に全て対応することは困難であることから、毎年実施するアンケート結果を参考にラジオ放送編成のバランスを見つつ、番組編成を行っている。また、就寝時刻以降の野球番組のみ延長することについては、野球以外の番組との兼ね合いから、困難である。 なお、ラジオ放送中は、居室内において被收容者が自由にスイッチの入切やボリューム調整が行える設備となっている。 おって、携帯ラジオの自弁購入については、関係法令で定められているため、施設限りでは対応できない事項であり、御意見があったことについて、上級官庁に伝達したい。
247	東京拘	H23. 3. 31	下着以外の衣類も洗濯してほしい旨の要望が多いので、予算措置等をして、下着以外の衣類も原則的に当施設において洗濯するように改善すべきである。また、パンツ等については、自分で洗濯させるように改善すべきではないかと思われる。	未報告	いずれについても、施設限りでは対応できない事項であり、御意見があったことについて、上級官庁に伝達したい。
248	東京拘	H23. 3. 31	集団予防接種での注射器の使い回しが原因でＢ型肝炎ウイルスに感染したとして提訴されたＢ型肝炎集団訴訟がある。ウイルス肝炎研究財団は、肝炎ウイルスの感染で注意が必要なのは、カミソリ・歯ブラシなどを他人と共同使用しないことなどを挙げている。電気カミソリは、皮膚にも傷を付けるため、今後、被收容者間での使い回しを廃止すべきである。	未報告	電気カミソリの貸与は、当該被收容者が出所（移送）するまでの間、一人に１個、専用のものを貸与しており、共同使用はさせていない。なお、当該被收容者が出所（移送）した場合は、当該電気カミソリの刃は煮沸消毒、本体もアルコール消毒を実施している。
249	東京拘	H23. 3. 31	１５分の入浴時間は短すぎるので、５分延長して、正味２０分とし、一年を通じて週３回の入浴を保障すべきであり、予算措置等をして、改善を求める。	未報告	入浴時間及び回数の増加については、職員配置及び必要な予算の確保が伴うところ、いずれも、施設限りでは対応できない事項であり、御意見があったことについて、上級官庁に伝達したい。
250	東京拘	H23. 3. 31	女性の生理中に入浴は、別にするように改善してほしい。	未報告	生理中の者の入浴については、本人からその申出があった場合には、シャワー浴や最終入浴とするなどの配慮をしている。
251	東京拘	H23. 3. 31	被收容者から「運動場が狭い」「運動場に陽が当たらない」との不満が多い。月一度くらい、陽の当たる広い運動場で、運動できるよう改善を求める。	未報告	当所の運動場の構造、居室棟と運動場の経路等の諸般を勘案し、全被收容者の運動時間を均等に確保しつつ、円滑な運用とするために現行の運用としているところ、現行の取扱いを変更する場合、運動場の整備や職員数の増加などが必要であり、いずれにしても、施設限りでは対応できない事項であり、御意見があったことについて、上級官庁に伝達したい。
252	東京拘	H23. 3. 31	雨天の場合、雨天用の運動場を用意したり、雨合羽を用意して、運動の機会を保障するように改善を求める。	未報告	運動場の最上階以外は降雨の影響は少ないところ、雨天用の運動場の新設については施設限りでは対応できない事項であり、御意見があったことについて、上級官庁に伝達したい。また、雨具の整備については、警備上の観点からこれを実施することは困難である。
253	東京拘	H23. 3. 31	運動場の衛生保持の観点から、運動場で爪切り、唾、痰をさせないようにし、清掃に留意するように改善を求める。	未報告	運動時の爪切り使用は、保安上の観点から運動場内でトレイ（爪の受け皿）を使用させて実施させ、爪が運動場内に撒き散らされることがないように配慮し、また、唾や痰を撒き散らす行為については遵守事項に規定するとともに、適時に職員が注意喚起して防止に努めている。また、運動場の清掃については、職員が運動終了後などに実施しており徹底を図っている。
254	東京拘	H23. 3. 31	面会については、早急に、職員の増員をして、原則３０分の面会時間を確保するように改善を求める。	未報告	職員の増員に関しては、施設限りでは対応できない事項であり、御意見があったことについて、上級官庁に伝達したい。
255	東京拘	H23. 3. 31	被收容者と面会を求める家族の多くは平日に勤務している勤労者であることを考慮し、土曜日又は日曜日を原則的に面会可能日とし、振替えに平日を原則的に面会不可の日とする方策を検討することを求める。	未報告	受刑者については、優遇の一つとして、昨年度から、予約制による休日面会を実施している。その他の被收容者の休日面会は、弁護人の休日面会を除き予定されていない。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内 容	委員会への 報告年月日	内 容（講じなかった場合はその理由）
256	東京拘	H23.3.31	手紙の発信・受信は、被收容者にとって、社会での業務や家族や友人との関係を維持し、社会復帰の条件を維持するため、死刑確定者には心情の安定を維持するうえで重要な役割を果たしていることを考慮し、職員の拡充を図り信書検査の弾力的な運営を図るなどして、信書の発信制限を死刑確定者や未決拘禁者には1日2通、受刑者には月8通に緩和するよう改善を求める。	未報告	発信に係る取扱いは、職員の業務量等を勘案した上で、出願当日に発信できるように、その通数等を配慮したことによるものである。 なお、職員の増員に関しては、施設限りで対応できない事項であり、御意見があったことについて、上級官庁に伝達したい。
257	東京拘	H23.3.31	民間での医療状況に近い医療を実現するため、予算措置をとって医師の増員を実現し、①医師の診察を必ず行い患者の訴えを直接聞く、②診断結果や治療内容を医師から説明する体制を実現するように改善を求める。	未報告	職員の増員等改善意見については、施設限りで対応できない事項であり、御意見があったことについて、上級官庁に伝達したい。なお、診察の要否は医師が判断しており、診療情報の提供については、一般的に理解が容易な検査結果や薬剤名などは看護師や准看護師が説明をする場合があるものの、医師が説明を要すると判断した診断結果や治療内容は医師自らが説明している。
258	東京拘	H23.3.31	医師の兼業禁止の措置を解除し、民間医療施設での勤務体験を享受できるようにし、民間医療施設との医療経験の交流が実現できるよう、改善を求める。	未報告	施設限りで対応できない事項であり、御意見があったことについて、上級官庁に伝達したい。 なお、所定の条件を満たす場合は、大臣への申請を積極的に行うこととしている。
259	東京拘	H23.3.31	歯科治療について、診察希望の届出から治療開始まで2か月要したとの報告があったが、もしそうであるならば、非常勤の歯科医師の雇用等を早急に行うように改善を求める。	未報告	歯科に関する治療の届出から治療開始まで長期間要した事案があったことから、昨年度末、非常勤の歯科医師を1名採用した。
260	東京拘	H23.3.31	死刑確定者は、全員単独室を居室としているが、「外部眺望がない」「太陽も外気も入らず、ルーバーも開けられていない」「淋しい、つまらない、精神的におかしくなる」「人との会話が全くない、非人間的環境」との不満があった。人間らしい処遇を行うという点で、希望者には毎週1時間程度、隣の当たる運動場で運動させたり、内部の庭を散策させるなどの改善策を講ずることを求める。	未報告	死刑確定者の処遇については、当所における物的、人的条件を前提に、できる限り、その者の心情の安定を得られるよう、処遇環境について配慮している。 なお、日の当たる運動場で運動できるよう配慮している。
261	東京拘	H23.3.31	現在、死刑確定者には、他の被收容者との交流は全くない。死刑確定者は、「話し相手に飢えているので、お茶会のような集まりを月1回程度度けてほしい」「グループ分けして、一緒に運動できるようにしてほしい」「毎週1時間程度、2回グループで交流させてほしい」「交流できればうれしい」「顔を合わせたり、すれちがうとき挨拶させてほしい」と要望している。人間らしい処遇という点で、被收容者間の交流を認める共同処遇を行うことが大切であり、実現可能な方策を早急に実施すべきである。	未報告	御意見として承る。
262	東京拘	H23.3.31	死刑執行の告知について、現行の執行の直前を希望する人、この設問に「分からない。難しい問題」「自己判断できない」との回答もあったが、「執行の1週間前」との回答が最多であり、「事前告知により心の準備の機会を得る方が、いきなり告知されるよりも、心情が安定し、苦痛を軽減される。現在の死刑は苛酷である。大や金の殺処分と違い、死刑囚の人間の尊厳や品位を守る執行にしてほしい」との意見もあった。死刑執行のあり方について、引き続き検討を求めたい。	未報告	御意見として承る。
263	東京拘	H23.3.31	「刑事収容施設及び被收容者等の処遇に関する法律」に基づき、「死刑確定者処遇規程」（連発第52号）を制定し、平成19年6月1日から施行しているが、死刑確定者に配付して、この規程にそった処遇について理解を求めるべきである。	未報告	死刑確定者に係る処遇要領については、死刑確定時に、口頭によりその処遇要領等を告知し、さらに、書面による「生活の心得」等を居室内に整備しているところであるが、同心得については、未決拘禁者用のものであり、その内容が死刑確定者の処遇要領とは若干異なる箇所もあるので、今後、死刑確定者用の「生活の心得」等の整備を検討する。
264	東京拘	H23.3.31	現在、職員面接について、既決・未決の場合、「(1)当所の処遇等について相談、悩み等があるときは、主任以上の職員に面接を願い出ることができる。(2)面接を希望する人は、願せんに具体的な理由を書いた職員に申し出ること。(3)面接の願いがあったときは、面接を求められた職員又は代理の職員が面接する」とされ、死刑確定者には、この事項については未決と同様の取扱いとなっている。 施設職員は、被收容者の心情の安定と更生、社会復帰への援助についての知識と経験を有する専門家として、被收容者の希望がある場合、公正かつ誠実に人間らしく相談に応じ、指導し援助を与えるように充実すべきである。 職員面接のための面接室を設け、職員面接を充実させるための職員の増員等を上級庁に要請し、職員の研修や交流を求める。	未報告	不服申立事項を除き、真に所内生活上の悩み、相談ごと等について助言相談をする必要があると認めた場合は面接を実施している。職員の増員等の実現については、施設限りで対応できない事項であり、御意見があったことについて、上級官庁に伝達したい。
265	東京拘	H23.3.31	被收容者アンケートでは、「ときたまおかしいのがいるが、大部分は公平で真面目で親切」「係長が代わると処遇が変わることがあって困る」「被疑者・被告人に対する命令口調はやめてほしい」などの意見があった。そこで、施設全体が「公平で真面目で親切」な施設となるため、次の改善を求める。 (1) 新人職員に対し、被收容者の人権について理解を深める研修や被收容者の年齢や状況に応じた職員の指導・指示等の言葉使いや留意点についての研修 (2) 中堅職員に対し、被收容者の処遇について法令の規定に基づき適切かつ効果的に行うため、法令の理解を深め、指導・指示を行う実務の研修 これらいずれについても、ロールプレイなど実践的かつ効果的な研修の実施が望まれる。	未報告	職員に必要な研修については、法13条第3項に基づき、計画的に実施している。今後も職員が理解を深められるよう更に工夫を加える等し、研修の充実化に努める。
266	東京拘	H23.3.31	被收容者の面会時間を30分としたり、信書発信を拡大したり、職員面接制度の充実を図ったりしつつ、職員の時間外勤務の減少、4週8休の週休や年次休暇の取得を実現するためには、職員の増員が不可欠である。被收容者の処遇改善や職員の勤務条件の改善のため、必要な職員の増員数を明らかにし、上級庁と協議を開始すべきである。	未報告	職員の増員実現は、施設限りで対応できない事項であり、御意見があったことについて、上級官庁に意見を伝達したい。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内 容	委員会への報告年月日	内 容（講じなかった場合はその理由）
267	東京拘	H23.3.31	視察委員会の活動について、大変協力的であると評価しているが、処遇の現場では処遇について意見を述べたり、提案箱に投函することにより、集団室から単独室に移されたり、集団運動から外されたり、押論されたりする不利益を受け、自由に提案箱に投函したり面接を希望できる状況にないとの意見もある。このような対応の根絶を求める。	未報告	提案箱に投函したことにより、居室を変更したり、集団運動から外すといった取扱いはしていない。また、当所執行受刑者については、自由に視察委員会あてに意見、提案ができる環境を整えるため、講堂に提案箱を設置し、運動時に投函することができるよう改善したところであるが、その余の被収容者については、生活環境等からして、現行の方法を改めることは困難である。
268	東京拘	H23.3.31	現行の意見・提案箱の用紙は、意見の記載欄が狭く、実情に合わないので、「自由記載欄」の拡大をする改善を求める。	未報告	意見書の様式については、通達で定められており、当所限りで対応できない事項であり、御意見があったことについて、引き続き上級庁に伝達していきたい。
269	立川拘	H23.3.28	視察委員は、現在4名の委員により構成されているが、施設の規模から、委員の増員を考慮されたい。	未報告	視察委員の増員については、当所限りでは対応できない事項であり、意見があったことについては、上級官庁に伝達したい。
270	立川拘	H23.3.28	2件の自殺事故があったが、施設内自殺の原因の究明並びに施設として実施すべき対策について、鋭意、検討されたい。 特に、自殺防止室等の施設の拡充と、そこへ収容する人員の選別等について、改善すべき点があるかどうか、とりわけ、精神科医師を始めとする外部の専門家の協力を得る努力について、真摯に検討されるよう要望する。	未報告	所長指示を発出し、自殺事故防止のための措置を徹底させた。 また、既存の保護室にも自殺防止機能があることから、引き続き、被収容者の心情把握に努め、同室を有効活用していくとともに、当所に招へいしている外部精神科医師の協力も得ながら、自殺事故の防止を図っていきたい。
271	立川拘	H23.3.28	被収容者の面接の結果、職員によって被収容者に対して乱暴な言葉が投げつけられる事例が指摘されている。 もとより、被収容者の側に問題がある場合も多々あるものと思料されるが、人権教育の徹底については、尚一層の改善を要望したい。	未報告	職員の言葉遣いを含め、人権教育については、年間計画を立てて全職員に人権研修を実施するとともに、必要に応じ、各課部門における職務研究会を実施しているところであり、今後も、徹底した人権教育を実施していきたい。
272	立川拘	H23.3.28	書籍の閲覧・蔵書の拡充・強化について、努力されたい。	未報告	平成22年度は約2,100冊の書籍を増冊したところであり、今後も、計画的に書籍の整備・充実を図っていきたい。
273	富山刑	H23.2.28	食事の量が少ない、盛り付けが不公平であるとの意見がある。規定されたカロリーが支給され、公平に配給されていることを分かりやすく示す方法を検討されたい。	H23.4.18	1か月を上旬、中旬及び下旬の3つに分け、本年3月分の献立表から、その各旬ごとに、副食の1日当たりの平均エネルギー量を表示した。
274	富山刑	H23.2.28	単独室の布団乾燥方法を改善したが、被収容者に正確に説明していなかった。生活上の取扱いを変更する場合には、被収容者に対し、正確な説明をするよう十分注意されたい。	H23.4.18	今後は、被収容者の生活上の取扱いを変更する場合は、正確な説明をするよう努めることとした。
275	金沢刑	H23.3.9	歯科治療の診察が開始されるまでの期間が短縮されるよう改善を要望する。	H23.3.29	平成22年10月から診察1回当たりの歯科診察対象者の人員を増加させ、診療待ち期間を短縮し改善した。
276	金沢刑	H23.3.9	被収容者に対する歯科衛生指導を定期的に行われるよう改善を要望する。	H23.3.29	平成23年2月から年に2回程度、所内誌に歯科衛生に関する指導の内容文を掲載して周知を図り、改善することとした。
277	金沢刑	H23.3.9	被収容者から、医師の診察の申出があった際に、重症であるか否かを速やかに判断し、重症である場合には医師の診察が速やかに行われるよう改善を要望する。	H23.3.29	緊急を要する場合は、直ちに医療課の准看護師等に連絡し、医師の診察が受けられるように対応しており、状況に応じて外部病院へ救急搬送するなど、適時、適切に対応している。
278	金沢刑	H23.3.9	食器に残飯の汚れが残っていることがあるため、食器の洗浄方法等について改善を要望する。	H23.3.29	平成23年1月に食器洗浄機に流す前に漬け込む湯の温度を45℃に自動で温度調整できる装置を設置し、食器の汚れを更に確実に落とすように改善を図った。
279	金沢刑	H23.3.9	衛生係として就業している受刑者について、休憩時間を確保するよう改善を要望する。	H23.3.29	平成22年10月から午前及び午後の休憩時間を確保するよう指示徹底し、担当職員が「休憩」と号令を掛けて休憩時間を確保し、配膳室内で休息させるよう改善した。
280	金沢刑	H23.3.9	受刑者の再犯防止の観点から受刑者の個別事情に応じた充実した教育処遇が可能となるようなシステムが構築されるよう提言する。	H23.3.29	受刑者個々には、処遇要領において、矯正処遇の目標、矯正処遇の内容・方法を定め、同目標等を受刑者本人に理解させるとともに、定期的に矯正処遇の目標の達成状況を、職員が評価するシステムを導入している。
281	金沢刑	H23.3.9	高齢者あるいは知的障害者等、出所しても社会復帰が困難な状況にある受刑者に対して、社会福祉士等関係者と関係機関が出所前から相互に連携し、出所後の生活や就労支援が円滑に行われるよう提言する。	H23.3.29	当所の社会福祉士が中心となって、特別調整候補者を選定し、保護観察所と調整を図りながら、平成22年10月に設立された地域生活定着支援センターの協力を得て、福祉関係機関との連絡・調整を強化している。
282	福井刑	H23.3.17	工場に掲示されている献立表について、字の大きさに配慮するなど見やすいものにすること。	H23.3.17	従来は、1か月分をA4用紙1枚に印刷していたが、今後は、半月分をA4用紙に印刷する。
283	福井刑	H23.3.17	職員が年次休暇を取得しにくいとのことなので、上級官庁との協議も含め、職員の労働環境改善に配慮すること。	H23.3.17	年次休暇の取得日数は、平成19年に比べると、約2倍となっているが、引き続き職員の計画的な年次休暇取得を奨励する。
284	福井刑	H23.3.17	外部病院への入院が必要な受刑者については、医療刑務所への移送がより柔軟なものとなるよう上級官庁と協議すること。	H23.3.17	医療刑務所への移送については、受入側の病床数や専門医の不足もあり、全てを受け入れてもらうことは困難であるところ、可能な限り受け入れていただいている現状にあることから、今後も引き続き事前協議や情報提供に努めたい。
285	福井刑	H23.3.17	アンケート等で受刑者の意向を確認するなどして、日商簿記の受験が可能となるよう検討すること。	H23.3.17	当所では全商簿記を導入しているところ、外部講師の招へい、予算事情等から、同様の日商簿記を併せて開設することは困難であるが、私費による通信教育は認めている。
286	福井刑	H23.3.17	作業中の用便について、規律維持に配慮しつつも、柔軟な対応を検討すること。	H23.3.17	作業効率や規律秩序の維持のため、できる限り休憩時間中に用便を済ませよう指導しており、規制する規定は設けていない。高齢者や体調不良者からの申し出には、その都度、許可しており、今後も適切な対応に努めたい。
287	岐阜刑	H23.3.16	面会に関する取扱いの変更の告知(昨年8月26日)から実施(昨年10月1日)までの事前の猶予期間が短期間であり、相当でない。	H23.3.16	変更内容は、事前に受刑者に告知・回覧し、面会待合室にも掲示した。受刑者は、周知期間内に、手紙や面会等により連絡しており、猶予期間を1か月設けたことは適切と考える。
288	岐阜刑	H23.3.16	面会について、一律に制限的な運用とならないよう、審査に当たっては、要件を十分配慮して運用すること。	H23.3.16	更生保護や雇用主等は、法務省HPに公表されているような場合には許可しており、一律制限はしていないが、審査に当たっては、要件を十分配慮し、慎重に審査することとする。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内 容	委員会への 報告年月日	内 容（講じなかった場合はその理由）
289	岐阜刑	H23. 3. 16	知人・友人との継続的な交際の事実には、それまで面会が許されていた経緯を踏まえ、全面禁止の措置を執ることは適当でない。	H23. 3. 16	受刑者の改善更生、矯正処遇に資するか否かを手紙等の内容から審査の上、判定し、受刑者にとって有益な知人・友人は認める方針である。
290	笠松刑	H23. 3. 29	職員数の増加及び職員の労働環境の整備を検討されたい。	未報告 H23. 5. 24 報告予定	平成23年度は、昨年度に比べ、医療職1名、公安職1名が増員されている。 職員定員の増員は、当所限りで対応できない事項であり、引き続き、上級官庁に報告したい。
291	笠松刑	H23. 3. 29	過剰収容の解消を図られたい。その際、年度当初の作業計画に伴う作業受注量について、差異が出た場合は、民間業者との調整を検討されたい。	未報告 H23. 5. 24 報告予定	過剰収容については、当所のみでは解決できるものではないものの、施設においても収容調整を図るなど努めていきたい。さらに必要に応じて、上級官庁に要望していきたい。 作業受注量については、現段階では調整の必要性は認められないが、収容人員との関係で差異が大きくなることが認められた場合は積極的に調整していくこととする。
292	笠松刑	H23. 3. 29	できるだけ速やかに診療が受けられるよう配慮されたい。	未報告 H23. 5. 24 報告予定	平成22年7月1日に常勤医師1名を採用しており、平成23年度は薬剤師1名の増員が図られた。 引き続き、受診希望者の症状等の情報収集に努め、業務の更なる合理化を図ることで、速やかな対応ができるよう診療体制の確立に努める。
293	岡崎医刑	H22. 6. 30	施設内を視察する際、所内の見取図があるとありがたい。また、見取図に建物（居室棟、工場等）の特徴を記入してほしい。	H22. 8. 18	所内見取図に建物の特徴を記載したものを、視察委員全員に配布した。
294	名古屋刑	H22. 8. 30	「お前」「オイ」という呼び方の刑務官が多く、名前で呼ぶ者が少ないため改善を要望する。	H22. 9. 9	原則的に名前や称呼番号で呼ぶよう指導しているが、制止等で名前を呼ぶ必要がない場合も存在するものの、感情をいたずらに刺激することのないよう夜勤班を中心に指導を継続する。
295	名古屋刑	H22. 8. 30	弁護士や弁護士会への発信が通数制限により認められなかったため、通数外で発信させること。	H22. 9. 9	法令の除外理由については通数から除外しており、その余は個別的に通数外で許可を与える運用としている。
296	名古屋刑	H22. 8. 30	パン食の増加を検討されたい。	H22. 9. 9	現在の設備等を勘案すると、週2ないし3回の加工量が限界であり困難であるが、パンの種類にバリエーションを持たせる工夫をしている。
297	名古屋刑	H22. 8. 30	被収容者の意見を食事メニューに反映すること。	H22. 9. 9	入所時の嗜好調査及び釈放時アンケートを参考に、新献立を取り入れる等の努力をしているが、今後もより良い献立作りを継続していく所存である。
298	名古屋刑	H22. 8. 30	単独室では献立表を見ることができないため、改善すること。	H23. 2. 18	閲覧を可能にすべく検討したい（平成23年2月から献立表の閲覧を可能にした。）
299	名古屋刑	H22. 8. 30	計算係・衛生係が差入れ品の品目を伝票に記入する際に、差入れ品の氏名等を見ないようにすること。	H22. 9. 9	差入れ品があった際には、複写式の差入票の写しを回付し、担当職員が指印を徴しており、他の受刑者等が見ることはない。
300	名古屋刑	H22. 8. 30	受刑者が発信書を工場に持参する際、他の受刑者に見られないように改善すること。	H22. 9. 9	信書や願書等は、パスケースと呼ばれる透明ビニールを袋状に加工したケースを利用しているが、職員が取り扱っており、被収容者が勝手に中身を見ることはできない。
301	名古屋刑	H22. 8. 30	被収容者の自殺防止のため、相談窓口を設立すること。	H22. 9. 9	自殺・自傷の要注意者等に対し、心理技官が面接等を行い、4種の支援プランを設定することとした。また、所内話に相談受付案内を掲載した。
302	名古屋刑	H22. 8. 30	被収容者が死亡した事案に対する再発防止策を検討すること。	H22. 9. 9	保護室の監視に関する内規を発出して同室の監視方法の強化を図るとともに職員に対して注意喚起を図った。
303	名古屋刑	H23. 1. 20	受刑者が英会話を習得できるシステムを検討すること。	H23. 2. 18	公費による通信教育の一環として英会話を取り入れるべく本省に上申している。
304	名古屋刑	H23. 1. 20	受刑者の自主的な学習のため、テキスト等を容易に購入する方法を模索すること。	H23. 2. 18	現在、月6冊を自ら購入できるし、差入により入手も可能である。なお、自主勉強ができるよう、特別備付図書の出借期間は一般書籍より延長している。
305	名古屋刑	H23. 1. 20	書籍が古くなっており、図書館等から寄付を受けるなど配慮されたい。	H23. 2. 18	前年度、近隣図書館に協力を依頼して約250冊の寄贈を受けた。
306	名古屋刑	H23. 1. 20	階段や通路窓の網戸を補修すること。	H23. 2. 18	補修の申出があるたびに適宜補修をしているが、今後も補修可能な箇所については継続していく。
307	名古屋刑	H23. 1. 20	毛布等の乾燥を十分に行うこと。	H23. 2. 18	貸与している布団については、工場就業者は1年に概ね4回程度、単独棟区の被収容者は概ね1年に6回程度実施している。
308	名古屋刑	H23. 1. 20	食事にカレー類を支給する際にはスプーンを使わせること。	H23. 2. 18	現在調達中であり、準備が整い次第、使用開始できる予定である。
309	名古屋刑	H23. 1. 20	外国人受刑者を暴力団関係者と同じ居室に収容しないよう配慮すること。	H23. 2. 18	当所の居室状況からしてすべての外国人受刑者の単独室を確保することは困難であり、所内生活全般における動静等を総合的に考慮して居室指定をしている。なお、上級官庁に改築等の要望をしている。
310	名古屋刑	H23. 1. 20	被収容者に対して郵送された現金書留は、本人の前で開封するよう取扱いを改めること。	H23. 2. 18	所長指示を発出し、被収容者の面前において開封処理することに改めた。
311	三重刑	H23. 3. 31	職員がストレスをため込まず、リフレッシュを図り、職務を遂行していくためにも、年次休暇の計画的な取得促進を引き続き図られたい。	未報告	夏季期間に年次休暇を取得させるよう所長指示を発出するなどして、引き続き計画的な年次休暇の取得促進を図っており、昨年度に比べ年次休暇の取得率が向上している。今後も同様に取組んで行く。
312	三重刑	H23. 3. 31	階級にとらわれず、職員が意見を表明できる職場環境作りに一層努められたい。	未報告	各課、部門等別の職務研究会の活発化に努めるとともに、「三重刑務所職員提案制度」に係る意見の投かん促進を継続するなど、引き続き職員が意見を表明できる職場環境作りに努めていく。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内 容	委員会への 報告年月日	内 容（講じなかった場合はその理由）
313	三重刑	H23.3.31	刑務所医師の待遇改善を図り、三重大学医学部附属病院との連携をより一層密にし、嘱託医の確保、地域の医療施設との間での提携契約の締結を速やかに行うとともに、積極的に刑務所医師の派遣要請をなされた。	未報告	毎年、医療に関する協議会を開催し、地域の医療機関等に施設の医療事情に理解を得よう努めるとともに、連携・調整に配慮するなどしており、昨年度は、施設長が三重大学医学部等へ来訪し、当所の医療事情を説明し、協力要請を行ったが、今後も外部医療機関との連携強化及び医療体制の確立に向けて努めていく。
314	三重刑	H23.3.31	服薬管理が不十分であり、看護師免許資格刑務官を増員されたい。	未報告	刑務官に准看護師の資格を取得させるためには、八王子医療刑務所内の准看護師養成所に入所させるか、外部の准看護師養成機関の受講生となる方法によることになるが、1年の募集人員はあわせて30名程度であることから、当所が早急に准看護師免許資格刑務官を増員することは、不可能な現状にある。
315	三重刑	H23.3.31	外部専門医師診療が遅延して、受診要求が放置されたと被収容者から誤解を受けていることがあり、医務課長は「かかりつけ医機能」にて被収容者に対応すべきである。	未報告	専門的疾病の申出者についても、まず最初に医務課長が診察し、外部専門医師の診療の要否を判断するなど、「かかりつけ医機能」を果たしており、診療が遅延し相当の期間が経過した場合は、医務課長が必要に応じて、診察を行うなど放置されたとの誤解を受けないように対応している。
316	三重刑	H23.3.31	医務課職員の増員を行い、救急救命士資格を取得させるとともに、准看護師資格を取得させ、医師、看護師の指示に従って業務を行うという体制を確立するため、予算等の措置を上級庁に要望されたい。	未報告	職員に准看護師の資格を取得させることについては、引き続き努めていくこととするが、救急救命士の資格を外部の機関で取得させること、その予算措置については、意見があったことについて、上級官庁に伝達することとする。
317	三重刑	H23.3.31	夜間に被収容者が看護を要する場合、病状等に適切に対処するために、看護師、准看護師の当直制度を設けられたい。	未報告	人事院規則においては、矯正施設の准看護師に対して宿日直勤務を命じる規定はなく、現在の看護師等の人員から職員の心身にかかる負担の程度を考慮した上でも困難な状況にあることから、現在の宅直制度（自宅待機）により対応することとした。
318	三重刑	H23.3.31	投薬に関しては、薬剤の効能、効果、副作用等の説明は必ず行わなければならない、処方箋の説明書を被収容者に対して交付されたい。	未報告	診察時等において、医師又は准看護師等の医療従事者から、被収容者に対し、薬剤に関する説明を行っている。その後、疑問等がある場合には、願せんを提出させて再度説明を行うとともに薬剤の説明書を閲覧させている。また、説明の内容等や被収容者の理解度を勘案し特に必要と認める場合には、口頭での説明に加えて文書に記載して交付することとしている。
319	三重刑	H23.3.31	岡崎医療刑務所の拡大を上級庁に要望されたい。	未報告	当該意見があったことについては、上級官庁に伝達することとする。
320	三重刑	H23.3.31	各矯正管区単位で大規模医療刑務所、老人専用の刑務所等専門施設の整備がなされるよう上級庁に要望されたい。	未報告	当該意見があったことについては、上級官庁に伝達することとする。
321	三重刑	H23.3.31	就労自立支援体制について、引き続き、被収容者に対するPRを一層積極的に行うとともに、就労支援スタッフの充実を図られたい。	未報告	就労支援に関する被収容者へのPRについては、徐々にではあるものの実績につがってきており、今後もより一層積極的に実施し、就労支援体制の充実につなげていく。
322	三重刑	H23.3.31	更生保護就労支援事業者機構などの更生保護組織との連携を図り、被収容者の円滑な社会復帰の実現に努められたい。	未報告	津保護観察所とは、就労支援について定期的に会合を実施し連携を強化しており、同観察所を通じて更生保護組織・福祉機関等の情報を入手、協力要請を行うことを継続していく。
323	三重刑	H23.3.31	職員食堂の再開、自動販売機の増設、職員理髪の再開など職員の福利厚生の上向を図られたい。	未報告	今後も引き続き検討し、実現可能なことについては、実施していきたい。
324	三重刑	H23.3.31	施設の運営が円滑に行われるためには、地域住民の施設に対する理解、協力が不可欠であり、職員と地域住民との交流の機会を増やすとともに可能な限り当施設武道場等を地域住民へ開放されたい。	未報告	地域の活動、行事等には、今までどおり当所職員が積極的に参加し、地元自治会との連携の維持に努める。武道場等の開放については、適宜、応じているところであるが、今後も年1回程度、自治会を通じて地域住民に広報していく。
325	三重刑	H23.3.31	矯正展等において、被収容者の収容施設（居室部分）についても空室や見学室を市民が見学できるようにされたい。	未報告	本年3月5日、施設近隣の自治会の居住者を対象に実施した募集参観の際には、昼夜単独室棟を見学させたが、今後も実施していきたい。
326	三重刑	H23.3.31	支所の運営が適正かつ円滑になされることは、当施設本所が十分注意を払うべき事項であり、当施設本所から同支所への万全な応援体制を確立されたい。	未報告	支所において処遇が困難な未決被収容者は、検察庁に依頼し、本所で勾留することにより、支所の保安面での負担を軽減するよう対処しており、職員配置が保安・警備面で不十分な状況になれば、本所から応援職員を派遣するなど、引き続き万全な応援体制を取ってまいりたい。
327	三重刑	H23.3.31	自弁物品の値段が街中の商店より高いという意見が少なからずあり、自弁物品を現在よりも安く提供できるように、入れを行うなどして業者を選別し、被収容者や親族等の経済的負担が少なくなるようにされた。	未報告	本年度から矯正局が公募により選定した業者と契約し、業務が移行となることにより、今後、同業者が自弁物品を提供開始することになる予定である。
328	三重刑	H23.3.31	施設内で事故が発覚した際の、その処理等に至るまでに要する時間があまりにもかかりすぎているため、その処理を市民（県民）の理解が得られるように迅速に行われたい。	未報告	事故及び不祥事が発生した場合、その事実確認は慎重に行う必要があることから、調査等に時間を要する場合があるところであるが、上級官庁からの指導・指示を受け、迅速に処理するよう努める。
329	三重刑	H23.3.31	現在の当施設視察委員会の委員数の4名では、2名が欠席すると委員会が成立しなくなるため、委員の人数を5ないし6名に増員されたい。	未報告	施設限りでは対応できない事項であり、意見のあったことについては、上級官庁に伝達することとする。
330	三重刑	H23.3.31	職員の不適切な言動を内容とする被収容者からの意見があり、そのような言動を改善させるため、職員の研修、人権教育を実施されたい。	未報告	昨年度は、全職員を対象に特別公務員暴行陵虐罪に関する職員研修を実施するなど、被収容者に対して不適切な言動を行わないよう指導を徹底した。今後も、研修の実施や指導をして行く。
331	三重刑	H23.3.31	施設内での事件発生の際、視察委員に対しては、速やかに事実の伝達や適時の相談等をされたい。	未報告	速やかに報告するよう努めてまいりたい。
332	三重刑	H23.3.31	施設内で開催される会議等においては、出席者の自己紹介等を行い、出席者が発言しやすい雰囲気を作られたい。	未報告	所内で開催する外部協力者が出席する地域との医療に関する協議会などの会議等においては、冒頭に自己紹介を行うなど良好な進行に努める。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内 容	委員会への報告年月日	内 容（講じなかった場合はその理由）
333	三重県	H23. 3. 31	施設職員の転勤等で、委員会への対応が異なることのないよう、引継ぎ等を十分にされた。	未報告	もとより、職員間での引継ぎを密に行っているものの、今後も意見のとおりに引継ぎを十分に行うよう努めてまいりたい。
334	三重県	H23. 3. 31	施設来所者や通行人等の安全を確保することが施設としても重要であり、施設駐車場から道路への出入の際の安全確保措置を取らねばならぬ。	未報告	注意喚起の看板の設置、安全ミラーの設置等安全確保につながる有効な措置を検討したい。
335	名古屋府	H23. 3. 31	職員の過重労働対策をとらねばならぬ。	未報告	職員の負担軽減を図ることを目的として、当所において予算措置を受け、総務系を中心に民間委託を導入しているところである。今後、各所管業務を見直すなどし、業務の合理化を図っていくこととしたい。
336	名古屋府	H23. 3. 31	施設内での懲罰手続の透明化、明確化を図らねばならぬ。	未報告	懲罰手続については、法に規定されているほか、法務大臣訓令である「被収容者の懲罰に関する訓令」に基づき、調査、審査等を行っているなど、懲罰手続の透明化、明確化が図られている。
337	名古屋府	H23. 3. 31	被収容者が閲覧できる新聞紙を1部ではなく、せめて3部位に増やされたい。	未報告	貴委員会の趣旨は、被収容者の閲覧新聞（国の予算で購入）について、中日新聞1紙だけではなく、その他の新聞社の新聞を閲覧できるようにしたいという趣旨であると考えているが、被収容者が閲覧する新聞紙については、法務大臣訓令である「被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令」第12条第2項で1紙の日刊通常新聞紙とする旨規定されていることから、当所においてもこの訓令に従い、1紙のみの扱いとしている。なお、未決被収容者については、閲覧新聞はなく、本人が購入することに対応しており、地域情報が多く含まれている2紙を当所で設定し、そのうちから1紙を未決被収容者に選択させている。
338	名古屋府	H23. 3. 31	当委員会が他の刑事施設視察委員会と交流を図ることが可能となるよう予算面でも配慮されたい。	未報告	視察委員会の運営に係る予算として、委員が支所を視察する際に支弁される委員等旅費について、本件のような要望があることを機会を捉えて法務本省に伝えていくこととする。
339	滋賀県	H22. 6. 21	被収容者がいつでも適切な医療が受けられるよう配慮されたい。	H22. 7. 15	被収容者が心身の不調を訴えた場合は、その状況に応じて速やかに准看護師又は医師に報告し、医師が本人の病状に応じた医療措置を行っている。また、必要に応じて、外部医療機関へ通院又は入院させているが、急を要する場合には、救急病院への緊急搬送を行っている。
340	滋賀県	H22. 6. 21	被収容者が1回に出すことのできる便箋の枚数を増やせないか検討されたい。	H22. 7. 15	事務の省力化を図った上で、枚数増加について検討したい。
341	滋賀県	H22. 6. 21	炊事係受刑者の負担軽減のため、同受刑者の増員を検討されたい。	H22. 7. 15	同一の被収容者が、連続して休日に就業しないよう配慮し、また、仮釈放や移送等による就業人員の減少に対応し、適正人員が維持できるよう増員を図っている。
342	滋賀県	H22. 9. 27	被収容者が暑さで健康を害することのないよう最大限の配慮をされたい。	H22. 11. 18	被収容者が暑さで健康を害さないよう脱衣、水分摂取、塩分補給等の対策に加え、高温多湿環境にある炊事工場では冷やしネック、アイスノンの貸与を実施している。
343	滋賀県	H22. 9. 27	被収容者の皮膚感染症予防に最大限の配慮をされたい。	H22. 11. 18	皮膚感染症患者については医師の診察及び治療を実施するほか、強酸性水による消毒、ひげそり用カミソリの個人貸与など感染症の防止に努めている。
344	滋賀県	H23. 2. 8	被収容者が防寒対策の不備で健康を害することのないよう最大限の配慮をされたい。	H23. 3. 17	これまでも衣類・毛布の増貸と、手袋・使い捨てカイロの自弁許可等実施しているが、今後も季節、季候に応じた被収容者の健康管理に十分配慮していく。
345	滋賀県	H23. 2. 8	自弁品の石鹸・シャンプーの種類の増加について検討されたい。	H23. 3. 7	薬用石鹸と通常の石鹸の2種類に加え、アトピー性皮膚炎の被収容者も存在することから刺激の少ないベビー石鹸の使用を認めることとした。
346	滋賀県	H23. 3. 22	聴覚障害のある被収容者は意思疎通に時間がかかるので面会時間を5分ないし10分程度延長することを検討されたい。	未報告	これまでも被収容者の個別の事情を踏まえ、必要な場合は考慮していることから、この体制を維持することとしたい。
347	滋賀県	H23. 3. 22	面会時間を有効に使えるよう一般面会室に時計もしくはストップウォッチを整備してはどうか。	未報告	面会時間は、被収容者の個別の事情を考慮しつつ、職員が適宜指示しており、時計等の整備については今後必要性も含めて検討したい。
348	滋賀県	H23. 3. 22	弁護人面会室の増設を検討されたい。	未報告	建物の増改築には相応の予算が必要であり、施設全体の増改築計画の中で検討していきたい。
349	滋賀県	H23. 3. 22	平日時間外・土休日の接見交通について柔軟に対応されたい。	未報告	法務省と日本弁護士連合会の申し合わせに基づき、引き続き施設の業務態勢の中で適切に対応したい。
350	滋賀県	H23. 3. 22	提案箱への投書や委員面接を希望することが被収容者の不利益とならない旨周知徹底されたい。	未報告	当所においてかかる取扱いをしている事実はないが、そのような意見があるということ踏まえ、今後とも誤解を招くことのないよう適切に対処したい。
351	滋賀県	H22. 9. 27	引き続き地域定着支援センターとの連携を密にし、高齢又は障害ある出所者の自立支援に努められたい。	H22. 11. 18	高齢又は障害ある出所者の自立支援のため、保護観察所、支援センター及び当所との合同支援会議を開催するなど支援に向けた情報の共有を図っているが、引き続き連携を密にしていきたい。
352	滋賀県	H23. 3. 31	職員の待遇改善のため、職員の増員、補充職員の採用等を求める。	未報告	職員の増員は当所限りで解決できる問題ではないので、引き続き上級官庁に要望していきたい。
353	滋賀県	H23. 2. 3	職員が被収容者を蔑視しているとの誤解を受けないよう引き続き職員を指導されたい。	H23. 3. 17	これまでも人権意識の高揚を目的とした研修等を実施しているが、引き続き指導を徹底していく。
354	滋賀県	H23. 3. 31	当委員会が作成している「視察委員会よりのお知らせ」について、引き続き掲示されたい。	未報告	引き続き掲示し、視察委員会について被収容者に周知徹底していく。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内 容	委員会への 報告年月日	内 容（講じなかった場合はその理由）
355	京都刑	H23. 3. 31	被収容者の人権を軽視するかのような言動、態度(例えば、お前よばわり)をとる職員がいるとの指摘があるが、そのようなことのないように職員に指導されたい。	未報告	今後も被収容者の人権に配慮し対応を行うよう引き続き指導して行く。
356	京都刑	H23. 3. 31	被収容者が施設内で着用している衣類につき、その洗濯回数を増加し、衛生状態を改良されたい。	未報告	衣類は洗濯し保清に努めている。洗濯頻度を増加することは、当所の洗濯能力から困難である。
357	京都刑	H23. 3. 31	夜間独居室についても、鏡を設置することを検討してもらいたい。	未報告	夜間単独室については、既に設置済みである。
358	京都刑	H23. 3. 31	自購入できる物品について、高価なものにならないように適正な価格の設定にされたい。	未報告	機能等大差のないもので低価格の物があれば、適正な価格になるよう努力する。
359	京都刑	H23. 3. 31	特別官本（辞書、六法、学習参考書、経典類等）の貸与期間・方法について、より多数の者が利用できるように改善されたい。	未報告	必要性の認められる図書については、今後増冊することも検討したい。
360	京都刑	H23. 3. 31	居室窓の外側や俯瞰防止のルーバーの清掃を実施されたい。	未報告	施設独自で清掃することは構造上困難であり、また、外注するにも高額な費用が伴うところ、環境整備の観点から今後実施方法等を検討したい。
361	京都刑	H23. 3. 31	被収容者の医療につき、その訴えを十分に聞いた上で、被収容者の納得のいくような処置をされるよう努められたい。	未報告	当所には、医師３名が配置されており、被収容者の症状に応じた適切な診察を行っている。また、診察の際には、被収容者に対して疾病及び治療の内容について説明を行っている。
362	京都刑	H23. 3. 31	郵送による宅下げの場合、クロネコヤマトの宅配便のほかに、ゆうパックも利用できるようにされたい。	未報告	ゆうパック自体については、箱の指定等により管理運営上支障があるが、ゆうパックのレターパックでの郵送宅下げについては、既に実施している。
363	京都刑	H23. 3. 31	単独運動場について、衣類を掛けるフックの修理や柔らか過ぎる地面の改良を検討されたい。	未報告	フックについては、改修済である。運動場の地面については、ある程度柔らかいことはやむを得ないものと考ええる。
364	京都刑	H23. 3. 31	冬場の散髪においては、水道水ではなく、せめてぬるいお湯に変えられたい。	未報告	本年１月２１日から、冬季の理髪の際は、入浴場から運搬した湯で洗髪させるよう改善した。
365	大阪刑	H23. 3. 7	熱中症による死亡事故を避けるための対策をとられたい。	H23. 3. 31	熱中症対策に係る職員への研修を行ったほか、保護室等収容中の者の喫食状況、水分摂取状況及び就眠状況の引継ぎを徹底するなどの改善措置を行った。
366	大阪刑	H23. 3. 7	自殺事故防止においては、監視体制だけでなく、真の自殺対策をとられたい。	H23. 3. 31	直入の初入受刑者、初入の労役場留置者及び他の刑事施設からの入所者で自殺要注意者に指定されていた者については職員が面接を実施し、自殺要注意者判定表を作成して、当該被収容者の行動徴候を観察し、自殺の未然防止を図ることとした。
367	大阪刑	H23. 3. 7	受刑者に対して、手足の上げ下げをきめ細かく行わせる。必要以上に声を上げるという、いわゆる「軍隊的行進」については中止されたい。	H23. 3. 31	ある一定の場面の集団で移動させる際には、「いち・に」と呼称させながら移動させることがあるが、意見でいわれるような「軍隊式行進」を強制して行わせている事実はない。
368	大阪刑	H23. 3. 7	運転免許証の失効者に対する運転免許試験の実施を、法規の解釈・運用によって、きめ細かく配慮されたい。	H23. 3. 31	矯正施設における特定失効者に対する運転免許試験の実施において、適達等に従って適正に実施しており、今後においても、同試験の受験希望者の受験機会を確保するべく配慮に努める。
369	大阪刑	H23. 3. 7	釈放前指導は、法令の趣旨に沿って適正に実施するようにされたい。	H23. 3. 31	被指導者が反則行為をじゃっ起又は他の入寮生の指導に妨げがあると認められるとき等の場合、釈放前指導から除外していたが、現行の運用を見直し、原則として、満期釈放者全員に対し、釈放前指導を実施することとした。
370	大阪刑	H23. 3. 7	カルテ開示、治療薬開示など、被収容者の診療情報を受ける権利が守られるようにされたい。	H23. 3. 31	診療情報を提供することにより患者の心身を著しく害するおそれがある場合、患者が自己の行為の是非を判断する能力が著しく低い場合その他相当の事由がある場合は、診療情報の全部又は一部を提供しないことができることされており、その提供方法については、特に必要と認める場合を除き、口頭によるものとされていることから、被収容者への診療情報提供を行う際には、患者の個別具体的な事情及び前記事由を勘案した上で、適切な診療情報の提供に努める。
371	大阪刑	H23. 3. 7	慢性疾患については、受刑者においても一般市民と同じ治療の継続をされたい。	H23. 3. 31	C型肝炎患者に対しては、インターフェロン治療を、人工透析患者に対しては、外部医療機関における透析治療等を実施し、慢性疾患に係る治療に取り組んでおり、今後も可能な限り、一般社会から見ても理解される治療ができるよう努める。
372	大阪刑	H23. 3. 7	衣類・寝具等の衛生について徹底されたい。	H23. 3. 31	衣類・寝具の洗濯については、収容人員と洗濯工場の処理能力等を勘案し、回数を増やす等の最大限の努力をしている。一方、寝具の乾燥についても、天日干しを実施するなどして乾燥回数を増やし、より衛生的な寝具を被収容者に提供するよう努めている。
373	大阪刑	H23. 3. 7	運動について、「時間を一杯使ってほしい」「（室内）運動の種類を制限しないでほしい」「単独運動は認めほしい」との提案があり、実施方法に問題があると思料するので、運動本来の意義に沿って実行して頂きたい。	H23. 3. 31	被収容者１人あたり３０分間の運動時間を確保するのが限界であり、総体的にこれ以上の運動時間を延長するのは困難である。また、「（室内）運動の種類を制限しないでほしい」との意見については、被収容者に室内において自由な運動を認めた場合、逆立ち、駆け足、ジャンプなどの運動を行う者が少なからずおり、狭い屋内内では不安全かつ他の被収容者の静穏な生活を阻害することとなることから、室内運動の実施要領を定めている。 「単独運動は認めてほしい」との意見についても、受刑者の処遇は、法に基づき、例外を除いて集団で行うことを旨としており、現状の物的設備及び人的配置状況において、個々の被収容者の希望に沿った運用を行うことは困難である。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内 容	委員会への 報告年月日	内 容（講じなかった場合はその理由）
374	大阪刑	H23.3.7	受刑者の人格を否定するような言葉使いについては改められたい。	H23.3.31	受刑者の人格を否定するような言葉遣いは認められないが、今後も職員には受刑者の人権を侵害するかの言動がなされないよう、研修等によりその旨の指導を繰り返していく。
375	大阪刑	H23.3.7	昼夜単独室にも鏡を付けて頂きたい。	H23.3.31	昼夜居室には、逃走、自殺、自傷のおそれがある者又は集団処遇が困難であると判断した被収容者等を多数収容している事情から、前記事故の防止及び反則行為の防止のため鏡を付けていない。
376	大阪刑	H23.3.7	懲罰審査会における補佐人の役割を強化していただきたい。	H23.3.31	懲罰審査会の補佐人は、関係法令等の規定に基づき、被収容者の立場に立った意見を適切に述べており、現時点では、問題が生じておらず、十分補佐人としての機能が果たされている。
377	大阪刑	H23.3.7	各種感染症対策に万全を講じられたい。	H23.3.31	本年2月8日から、被収容者に対し、感染防止用のマスクを配布し、着用させることとした。職員についても、被収容者の処遇に係る管理区域内においては、同マスクの着用を従前から徹底しており、刑事施設外部からインフルエンザ等のウィルスを持ち込むことによって、各種感染が拡大しないように取り組んでいる。
378	大阪刑	H23.3.7	職員・予算について従来よりも拡大されたい。	H23.3.31	今後も業務内容を見直しつつ、監督官庁に職員及び予算の拡充を要望することとした。
379	大阪医刑	H23.3.31	僅過区分第3類以上の患者についても、治療上支障のない限り、菓子 の購入を許可されたい。	未報告	対応について検討する。
380	大阪医刑	H23.3.31	夏季の食事の時には、冷茶を提供されたい。	未報告	現在の冷蔵設備では、設備の容量等に限界があり、一方、新たな冷蔵設備を増設するにしても予算の関係からも難しく、現在のところ、運動時に冷茶を給与している現行の取扱い以外で冷茶を給与することは考えていない。
381	大阪医刑	H23.3.31	物品の発注から交付までの期間の短縮を引き続き図られたい。	未報告	自弁物品の購入申込から交付までの期間については、一定の規格の商品を、期日までに一定の量を納品してもらう関係があり、現在の2週間という期間をさらに短縮することは困難である。
382	大阪医刑	H23.3.31	患者が有意義な日々をおくれるよう工夫されたい。	未報告	昨年度は、新たな行事でクリスマス会を実施した。また、近隣の市立図書館から継続的に圖書の寄贈が受けられるようになったところである。さらに、毎週木曜日にテレビ視聴、月1回医師の許可の下に一般改善指導（薬物関係の視聴覚教材）、女子休養患者の園芸に関する改善指導、重篤な患者に対して心のケアのためのボランティアによる面接等幅広く計画・実施しており、今後も可能な限り充実を図っていくたい。
383	大阪医刑	H23.3.31	処遇上支障のないかぎり、患者の居室にもテレビを設置されたい。	未報告	昨今の厳しい予算事情を考えると、終末期医療を受ける者の居室に一部テレビを入れている以外は基本的に導入する予定はない。
384	大阪医刑	H23.3.31	生活のルールに関する事項については、正確な情報をわかりやすく、かつ、できるだけ文書化（文字化）して伝えるようにされたい。特に虫歯治療の内容については、平易な表現に改めること。	未報告	生活心得、遵守事項、ラジオ体操解説書、就業者作業安全衛生心得、視察委員会日より等基本的な生活ルールとして必要な事項は文書化して居室備付とし、その他地震時の心得、テレビ視聴心得等も設置し、正確な情報伝達を行っているところ。歯科治療の内容についても、専門用語を分かりやすい表記に改める予定である。
385	大阪医刑	H23.3.31	ギャッジベッドおよび酸素配管の増設に努められたい。	未報告	平成22年度においては、酸素配管を8本増設し、ギャッジベッドも10床増設した。
386	大阪医刑	H23.3.31	義歯、ブリッジ、クラウン等の歯科治療材料が自弁で購入できるような治療体制を整えること。	未報告	クラウン治療等の歯科治療先の確保のため、昨年度は近隣の専門医を訪問し協力を申し入れたが、協力が得られなかった。引き続き協力病院の開拓に努める。
387	大阪医刑	H23.3.31	夏期の扇風機については、医療上支障のないかぎり、予算の許す範囲で病室にも設置されたい。また、冬期の暖房については、病室ごとに設置することが困難であっても、廊下に置くストーブ（温風ヒーター）の数を大幅に増やしてもらいたい。	未報告	一昨年度については、病室のうち1室にエアコンを設置できたが、昨年度は予算事情が厳しく増設はできなかった。予算事情（本体設置費用のほか、光熱水料も含む。）が厳しく、電気容量についても厳しい状況であり、大幅な増設は難しい。
388	大阪医刑	H23.3.31	作業報奨金の増額を法務省に強く求められたい。	未報告	作業報奨金は毎年引き上げられ、本年度は昨年度に比較し約3.7パーセントアップされているが、刑事施設視察委員会から増額要請がある旨は上級官庁に報告する。
389	大阪医刑	H23.3.31	職員の過酷な労働条件が改善されるよう法務省に強く求められたい。	未報告	所内の厳しい状況から、引き続き必要な増員について要求していきたい。
390	大阪医刑	H23.3.31	医師・看護師を含む職員の増員を法務省に強く求められたい。	未報告	所内の厳しい状況から、引き続き必要な増員について要求していきたい。
391	大阪医刑	H23.3.31	北病棟の患者用浴室の段差を解消されたい。	未報告	構造上、浴室の段差の解消は難しいと言わざるを得ないが、できるだけ解消できるよう予算要望をしていく方向で検討しているところである。
392	大阪医刑	H23.3.31	職員用トイレの洋式化および女子トイレの増設を実現されたい。	未報告	平成22年度においては、道場1階のトイレを身障者対応の洋式トイレに模様替えした。
393	大阪医刑	H23.3.31	事務室やトイレの扉の塗替えなどして職場環境の整備を講じられたい。	未報告	平成22年度は、所長室前のトイレの扉の補修、職員待機室の扉の補修、2階・3階廊下の塗り替えなどを実施した。
394	大阪医刑	H23.3.31	分煙を徹底されたい。	未報告	喫煙室にはサッシの扉があり、処遇首席名の張り紙を同扉に貼付して、喫煙室使用中は扉を開放しないよう徹底した。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内 容	委員会への 報告年月日	内 容（講じなかった場合はその理由）
395	大阪医刑	H23.3.31	受刑者の処遇や職員の勤務態勢の変更など、施設運用上の変更がある場合には、本委員会に説明されたい。	未報告	親桜会、カラオケ大会、運動会等の行事の開催については適宜連絡しているところ。運営の状況や処遇上の改善事項に相当程度の変更がある場合においても、適宜説明できるよう取組を強化する。
396	大阪医刑	H23.3.31	意見・提案書の用紙および封筒を個々の受刑者に、複数部渡してもらいたい。	未報告	申出があれば意見・提案書作成に必要な書面を交付するとともに、同書面を保管する封筒を貸与しており、従前どおり、現行の取扱いを変更する予定はない。
397	大阪医刑	H23.3.31	患者である被收容者が、意見書や提案書を投函できるよう、病棟各階の浴場やデイルームの近くなどに投函箱を設置する方向で検討されたい。	未報告	個々の動作に時間がかかり、他の受刑者に迷惑をかけないように配慮しなければならない点があり、また、デイルームについても、デイルーム使用者が限られている。現在、申出のあった受刑者に対して本人の居室まで提案箱を持参し投函させており、現状の取扱いに変更の予定はない。
398	大阪医刑	H23.3.31	提案箱に備え付ける意見・提案書を、本委員会で改訂したものにされたい。	未報告	意見・提案書は「刑事施設視察委員会に対する協力等について（通達）」の別紙様式3に定められており、施設独自に様式を変更することはできない。
399	大阪医刑	H23.3.31	職員用の投函箱を投函しやすい場所に常時設置されたい。	未報告	職員用の投函箱を新たに設ける方向で検討している。
400	神戸刑	H23.3.29	被收容者数約5人に1人の職員では、十分な処遇を実施するには職員不足であり、職員増員を強く要望していただきたい。	H23.4.13	施設運営の実情等を上級官庁に報告するなどして職員の負担の軽減に努めたい。
401	神戸刑	H23.3.29	外部交通について、現在の運用は、最高裁判法の基準からみれば制限的なものであると考えられるので、より制限的でない運用を行うよう改善を求める。	H23.4.13	適正な外部交通が受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するものであることに鑑み、関係法令に照らした上で適切に対処するよう努める。
402	神戸刑	H23.3.29	職員に対する人権教育を更に充実させ、実効あるものにするよう更なる努力・工夫を行ってもらいたい。	H23.4.13	被收容者の人権に配慮した適切な処遇を実施するため、機会あるごとに職員に人権意識の高揚、処遇技術の向上を目的とした研修を実施しており、今後も同様の研修を積極的に実施していきたい。
403	神戸刑	H23.3.29	医療スタッフの陣容や勤務時間が不足しているため、今後は、医療部長を中心とした医療スタッフと視察委員会との間で意見交換の機会を設けられたい。	H23.4.13	医療スタッフの確保、充実に努力しており、今後は視察委員会開催時において、医療スタッフ等との意見交換の機会を設けるよう検討する。
404	神戸刑	H23.3.29	共同室での生活を避けるために作業拒否する受刑者には、きめ細かい面談や配置転換などで解決を図ってもらいたい。	H23.4.13	作業拒否を累行する処遇困難者には、その施策として、職員による面談やカウンセラーによるカウンセリングを実施している。
405	神戸刑	H23.3.29	処遇担当者会議や、処遇審査会など、処遇の現実の取扱いについても視察委員会に開示されたい。	H23.4.13	処遇担当者会議や処遇審査会等の開示については、今後検討したい。
406	神戸刑	H23.3.29	再犯防止の点から、社会復帰に向けての支援はよりきめ細かい対応を行ってもらいたい。また、出所前に弁護士に法的なアドバイスを受けたという希望があれば、法律相談の方法も検討されたい。	H23.4.13	釈放前指導においては、個別に出所後の生活等のアドバイスを行っており、また就労支援においては、ハローワークへの支援依頼と就労支援スタッフの面談を実施している。さらに、特別調整対象者をはじめ引受未定者について、管轄保護観察所と連携して対応している。弁護士による法的アドバイスは、篤志面接委員（弁護士）による法律相談を実施している。
407	神戸刑	H23.3.29	毎年、職員の転勤により視察委員と施設の職員の間で、情報公開や連絡方法等で行き違いが生じ、無用の誤解や混乱が生じるのは非効率なので、確実な事務引継をお願いしたい。	H23.4.13	当所と視察委員会との良好な関係を継続するため、詳細な引継ぎ等を行い、遺漏がないよう行うこととする。
408	加古川刑	H23.3.25	被收容者に係る処遇内容を変更する場合には、変更理由を広く丁寧に開示し、特に健康上の問題を内包する内容については迅速に対応するよう求める。	H23.3.28	処遇変更等については、文書回覧・告知放送に加え、所内誌に掲載したり、告知文書を工場等に掲示するなどして、懇切丁寧な説明及び周知が図れるよう努める。
409	加古川刑	H23.3.25	自然気候を原因とした処遇上手当を要する事象（例えば、夏季のおける入浴回数の期間延長等）は、今後、リスクマネジメントの一環として対応願いたい。	H23.3.28	気候に応じた処遇変更ができるよう柔軟な運用を検討するとともに、経費についても、予算的措置が講じられるよう上級庁等に要望したい。
410	加古川刑	H23.3.25	刑務官の勤務姿勢の向上について、本人の自己啓発や所内の活性化のために、積極的に職場配置の変更をすべきである。	H23.3.28	勤務環境の活性化のため、積極的な人事異動を上級庁へ依頼するとともに、今後、実効性のある研修を実施して職員の職務執行能力の向上を図る。
411	加古川刑	H23.3.25	面会時間について30分を常時確保するよう求める。	H23.3.28	平成22年6月以降、原則として面会時間は30分間として運用している。
412	播磨セ	H23.3.25	被收容者の人権に配慮した適切な言葉遣い等に関する職員研修等を、今後も継続的に充実した研修等を実施されたい。	未報告	職員研修については、今後も、その内容や方法を創意工夫し、効果的に実施する。
413	播磨セ	H23.3.25	地上波のテレビ視聴が可能となるように上級庁への働き掛けをお願いするとともに、今年度も引き続き、地上波が見られない状況を補完するため、CS放送の放送内容に関する充実したアンケートを実施されたい。	未報告	地上波の視聴については、現段階では条件が整わない状況にあるが、引き続き、視聴について、関係機関に働き掛ける。また、現在の視聴覚の状況を補完するよう、アンケート調査の結果に基づき、放送内容を充実させることを検討する。
414	播磨セ	H23.3.25	時代のニーズに応じた職業訓練、就労支援を積極的に実施するとともに、職業訓練の内容、効果等に関する評価を行い、必要に応じて積極的に改善されたい。	未報告	今後も、職業訓練については、就労に結び付き、円滑な社会復帰に資するよう、パソコン技能訓練の内容を細分化したり、社会福祉関係の資格取得、技能を付与する訓練やボランティア活動に資する訓練を取り入れることを検討する。
415	和歌山刑	H23.3.28	女子刑務所における過剰収容が深刻であり、抜本的な改善を実現するためにも、全国の女子刑務所と連携して、過剰収容を解消されたい。	未報告	過剰収容の解消については、当所限りで解決できるものではないため、全国の女子刑務所とも意見交換しつつ、引き続き上級官庁に報告し解消できるよう努める。
416	和歌山刑	H23.3.28	被收容者が育児の養育を申し出た場合、育児のための施設が現実にご利用できるよう必要な改善措置を講じられたい。	未報告	現下の過剰収容にあっては、育児のための十分な環境を整えることは困難であるが、養育に係る個々のケースに応じて相当性を判断する。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内 容	委員会への報告年月日	内 容（講じなかった場合はその理由）
417	和歌山刑	H23.3.28	法令通り入浴を実施するため、入浴設備の増改築の改善を講じられたい。	未報告	入浴回数、時間等は法令の基準を満たしていると考えており、増築するためのスペースもないが、より適切な実施のための設備の改修の要否については、引き続き検討する。
418	和歌山刑	H23.3.28	精神病患者や精神科治療中の被収容者が多く収容されている寮の単独室に、冷暖房設備を設置する旨の措置を講じられたい。	未報告	空調の効果、整備経費、電気容量の適否等を勘案の上、設置可能であるか検討したい。なお、単独室の処遇環境については、当所医師の助言も踏まえて、適切に維持していく。
419	和歌山刑	H23.3.28	食堂において、暖房を実施するよう必要な措置を講じられたい。	未報告	整備・運用のための予算、設置スペース、安全性などのあい路があり、引き続き検討中である。
420	和歌山刑	H23.3.28	医療の必要性の判断には、保安の介入は行わず、純粋に医学的見地から医師が判断するように手続きを整備されたい。	未報告	限られた時間で効率的に診察を行うため、優先的に診るべき者のスクリーニングは必要であり、受付から診療までの過程で、医師以外の者が医療の必要性の判断に入ることはいない。
421	和歌山刑	H23.3.28	内科医が常駐できるための必要な医療体制を講じられたい。	未報告	常勤、非常勤に関わらず、夜間等であっても必要に応じて、医療上の判断を医師に求め、医師の指示により、必要とされる医療上の措置を講じている。
422	和歌山刑	H23.3.28	精神科の治療について、速やかに治療が行えるよう診療回数を増やしたり、心理カウンセラーの面接回数を増やす等、被収容者の精神科医療の充実を講じられたい。	未報告	治療の優先度の高い者については、早期に治療を開始できるように努めている。精神科治療の充実のため、非常勤医師の確保に努めたいが、現状では困難である。
423	和歌山刑	H23.3.28	歯科医療について、指名医による治療を含め、充実した必要な改善措置を講じられたい。	未報告	緊急の歯科治療を要する被収容者については、速やかに治療を行っている。刑罰等を勘案し、必要に応じて自弁による入れ歯製作等も実施している。
424	和歌山刑	H23.3.28	被収容者から診察、投薬の申出があった際の受理システムの確立に必要な措置を講じられたい。	未報告	被収容者から診療等に係る申出があれば、医務課に随実に引き継ぎ、医師、看護師が対処している。
425	和歌山刑	H23.3.28	外部医療機関への委託を推進するべきに必要な措置を講じられたい。	未報告	当所の実情を踏まえて、委託に係る必要な検討をしたい。
426	和歌山刑	H23.3.28	外部医療機関との連携を制度化し、強化していく必要な措置を講じられたい。	未報告	当所医師の判断や緊急性に応じて、外部医療機関の受診を実施しており、予後も含めて、外部医療機関と連携しているほか、当所の実情を理解いただくため、連絡協議会を実施している。
427	和歌山刑	H23.3.28	被収容者が、指名医制度に係る歯科治療を申請した場合、所内において、診療を受けることを許可できるよう歯科治療機器を整備し、同制度の活用を弾力的に図られたい。	未報告	指名医による刑事施設の医療機器の使用については、通達に定められており、指名医の申請があった際は、これに基づいて対応している。
428	和歌山刑	H23.3.28	診療情報の提供、診療記録の開示に必要な措置を講じられたい。	未報告	診療情報の提供方法については、訓令に基づき、かつ情報の内容や患者の理解度等に応じて、適宜相応な方法で行うことにしている。
429	和歌山刑	H23.3.28	面会の相手方については、保安上の具体的危険性が明白である場合などに限定し、原則、「改善更生に資すると認められる者」については、広く認めるべきなので、必要な措置を講じられたい。	未報告	法律の趣旨に則り、被収容者の改善更生に有益と認められる者については、幅広く面会を行っている。また知人、友人についても、矯正処遇に支障がなければ、面会を行っている。
430	和歌山刑	H23.3.28	面会者の家族、親族、友人等が遠距離から訪れる場合もあることから、休日面会の実施を検討されたい。	未報告	現状の職員配置では、実施は困難である。ただし、緊急性のある場合は、休日等を実施している。
431	和歌山刑	H23.3.28	面会時間について、原則３０分以上実施できるよう保障されたい。	未報告	一日に実施できる面会件数に限りがあることから、面会の機会を等しく保障するため、面会の標準的な時間を３０分と設定しており、一律に時間制限を行っていない。また被収容者の改善更生に資する等必要性が認められる場合には、３０分を超え、必要な面会時間を確保している。
432	和歌山刑	H23.3.28	新法の趣旨から信書における抽象的なおそれでの内容規制は許されないため、内容規制の緩和を図る必要な措置を講じられたい。	未報告	法律に基づき、婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持、その他被収容者の身分上、法律上、業務上の利害に係る用務の場合は制限していない。また信書の内容による差止めは、刑事収容施設法第１２９条第１項第１号から同第６号までに該当する場合のみである。
433	和歌山刑	H23.3.28	信書の検査内容の簡素化、検査事務の簡略化に必要な措置を講じられたい。	未報告	信書検査の一律の簡素化は困難であるが、検査事務の効率化には引き続き努めたい。
434	和歌山刑	H23.3.28	懲罰事由と遵守事項の峻別に必要な措置を講じられたい。懲罰事由は特に悪質な行為に限定列挙するべきである。	未報告	遵守事項と心得は、別箇のものとして規定しており、遵守事項第２の指示違反については、刑事施設の規律及び秩序のために必要な具体的な指示について適用し、心得の記載事項を一律に違反としているわけではない。
435	和歌山刑	H23.3.28	懲罰手続は、客観性、透明性を確保するため、司法手続に準じた適正手続を担保する方策をとられたい。	未報告	懲罰手続は、法令に基づく適正な手続を執っているが、客観性、透明性の確保については引き続き留意する。
436	和歌山刑	H23.3.28	制限区分「第４種指定」処遇の指定、運用については、事由、期間、更新手続等の定めがなく、最低限、「隔離」と同等以上の運用とすべきである。いったん指定した場合でも指定の見直しを積極的に実施されたい。	未報告	指定、変更については、訓令に基づき、処遇審査会において意見を聴いた上で、決定しており、慎重を期している。また指定の見直しを図るため、カウンセリングや面接を実施するなど、被収容者に積極的に働きかけるようにしている。
437	和歌山刑	H23.3.28	処遇困難者について、法に基づく「保護室収容」、法に基づく「隔離」処遇、規則４８条、４９条５項による「第４種指定」による「特に必要がある場合を除き居室棟内で行うもの」である昼夜間単独処遇以外に、何ら法的根拠のない処遇の指定は、決して許されるものではないので、直ちに改めるべきである。	未報告	御指摘の「処遇」が何を指すのか必ずしも明らかでないが、いわゆる処遇困難者であるか否かを問わず、処遇の態様は、法令に基づく集団編成基準、制限の緩和等に基づいて行っている。
438	和歌山刑	H23.3.28	被収容者の意見・要望に沿って、自弁物品の購入拡大に必要な措置を講じられたい。	未報告	自弁物品については、訓令に基づくものであるが、物品の拡充、種類の変更等については、上級官庁に伝達することとした。
439	和歌山刑	H23.3.28	自弁で定期購入できる新聞の拡大に必要な措置を講じられたい。	未報告	定期購読できる通常新聞の種類について、内規を見直し、本年３月の購入申し込みから、２紙から３紙へと変更した。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内 容	委員会への 報告年月日	内 容（講じなかった場合はその理由）
440	和歌山刑	H23. 3. 28	領置金の入出金、残高の変動時に明細書の発行を実施されたい。	未報告	領置金に入金があった際は、必ず本人に告知している。収支・残高の教示を希望する願出が提出されれば、その教示を行っている。施設システムは刑事施設共通システムであることから、当所限りのプログラム変更には対処できない。
441	和歌山刑	H23. 3. 28	資格取得や技能習得のための書籍の充実に必要な措置を講じられたい。	未報告	年次計画による図書整備の際に、貸出回数が多い料理、旅行ガイド等に加え、資格取得や技能習得のための書籍もバランスよく整備するよう努める。
442	和歌山刑	H23. 3. 28	女性の特性や女性に人気のある職種、時代の要請にあった職業訓練の多様化・拡大を積極的に進めるべきである。	未報告	現在、パソコン職業訓練科について、検討しているほか、今後も就労に役立つ職業訓練の導入、実施に取り組む予定である。また他の女子施設で実施している職業訓練を積極的に推奨し、昨年度4名が他の女子施設で履修している。
443	和歌山刑	H23. 3. 28	職業訓練の対象人数の拡大に必要な措置を講じられたい。	未報告	ホームヘルパー科の対象者を6名から8名に増員し、拡大に努めている。
444	和歌山刑	H23. 3. 28	食事の改善に、さらなる努力、工夫の措置を講じられたい。	未報告	被収容者の食事は、訓令等に基づき、栄養管理、衛生管理を行い、適正に給与している。また管理栄養士により、嗜好調査の結果を可能な限り取り入れ、時節に応じた献立、豊富な献立、新メニューを取り入れるなど工夫している。
445	和歌山刑	H23. 3. 28	入浴の改善について、入浴回数の増加、入浴時間の延長、入浴に関する課題の抜本的対策に必要な措置を講じられたい。	未報告	予算基準や設備の限界から、全般的な増回数等は困難であるが、作業の種類や気候に応じて、今後も柔軟な運用に努めていく。
446	和歌山刑	H23. 3. 28	職員の休暇制度を現実に保障するために定員の増加するべきである。	未報告	職員の増員等施設限りでは解決できないものの、今後とも上級官庁に要望するとともに、処遇部門と事務部門との適切な配置を行っていく。
447	和歌山刑	H23. 3. 28	年次有給休暇の請求、取得率の飛躍的向上に必要な措置を講じられたい。	未報告	夏期休暇や年末年始期間中の休暇取得について、職員配置に配慮し、取得向上に努めている。また各課部門において、業務の効率化をより一層進め、年次休暇の取得率向上につなげたい。
448	和歌山刑	H23. 3. 28	職員の保育施設に必要な措置を講じられたい。	未報告	公設の保育所の立地は困難であり、受益者負担による保育所の運営は、かえって職員各自の負担増となる。引き続き、保育施設に関する情報提供に努めたい。
449	和歌山刑	H23. 3. 28	刑務官が職務内容に魅力、誇り、働き甲斐を持てる夢のある職場にされたい。	未報告	当所においては、職員に研修や職務研究会を行うことで、まずは職務意識の向上を図るとともに、工場担当者においては、一般改善指導の指導者として関わることで、矯正教育に従事していると体感できるようにと、働き甲斐を実感できる職場創りに努めている。
450	和歌山刑	H23. 3. 28	刑務官職員に対する指導教育の徹底に必要な措置を講じられたい。	未報告	被収容者の人権や処遇に係る研修や職員個人の人格形成につながる研修を随時行っているところであり、今後も指導教育の徹底を図りたい。
451	和歌山刑	H23. 3. 28	視察委員会の活動について、年間8回程度開催できる予算措置を講じられたい。委員会資料作成に係る事務経費についても、予算措置を講じられたい。	未報告	上級官庁に報告する。
452	姫路少刑	H23. 3. 9	提案箱の投函について、通常の便せんでも行えるようにすること。	H23. 4. 18	当初から所定の用紙によるほか、私物の便せんによる申し出も認めている。被収容者生活心得にも明記している。
453	姫路少刑	H23. 3. 9	提案箱の投函の事実があっても、これについて後で理由をたずねるようなことをしないこと。	H23. 4. 18	委員会あて提出の書面は、検査対象外として、職員が尋問するようなこともしていない。
454	姫路少刑	H23. 3. 9	刑務官の定員不足に影響があり、特に、年次休暇の取得、労働条件の改善に十分に配慮されることを希望する。	H23. 4. 18	年次休暇の取得向上等に努めるとともに、引続き必要な増員について要求していきたい。
455	奈良少刑	H22. 5. 11	皮膚疾患の訴えが、継続的かつ大量になされており、対策を講じてもらいたい。	H22. 7. 8	常勤医師による診療は遅滞なく適切に行っており、医療体制の改善措置を講ずる予定はない。 問題は老朽化が否めない居室棟の衛生管理上にあると考えられ、ダニ等の害虫対策として、平成22年6月22日に居室・居室棟地下スペース等において、くん煙剤散布による害虫駆除を、これまでにない規模で実施した。
456	奈良少刑	H22. 6. 18	夏場に、夜間での扇風機の使用制限を緩和するよう検討されたい。	H22. 7. 8	平成21年度までは、原則として午後11時に扇風機の電源を切ることであったが、本年度から、気温が28度を超えている場合、翌朝6時まで継続的に使用することとした。
457	奈良少刑	H22. 6. 18	夏場でも寒さが予想される時があるため、寝具について検討されたい。	H22. 7. 8	新たにタオルケットを1枚ずつ貸与し、従来の毛布1枚についても居室内で保管させるよう改善した。
458	奈良少刑	H22. 6. 18	室内体操で汗をかく者が多いようなので、夏場以外でも半袖シャツでの体操を許可できるよう検討されたい。	H22. 7. 8	室内体操は本来大汗をかくようなものではないが、室内体操後の汗拭きを、乾いたタオルで3分間行わせることとした。
459	奈良少刑	H22. 6. 18	夏場において、水を使用した拭身を数回認めてあげてほしい。	H22. 7. 8	従来は午後6時前に居室内で一斉に行わせていたが、これに加え、作業終了後（入浴日以外）に実習場内においても行わせることとした。
460	奈良少刑	H22. 11. 11	学習用として、蛍光ペン・耳栓・置き時計の貸与を申し出ている者が複数いるので、貸与する方向で検討されたい。	H23. 1. 20	蛍光ペン・耳栓については、学習用途での使用を許可することとした。置き時計については、職業訓練での受験の場合、居室で自習する旨の申し出があれば、必要に応じて貸与することとし、置き時計10個を整備した。
461	奈良少刑	H22. 11. 11	頭皮のかゆみや皮膚疾患等の予防のため、トニック系シャンプーを自弁物品の購入品目に追加していただきたい。	H23. 1. 20	トニック系シャンプーについては、被収容者が飲んでしまう事例もあり、施設の管理運営上に支障をきたすおそれがあるため、品目追加は予定しない。
462	奈良少刑	H22. 11. 11	頭皮のかゆみや皮膚疾患等の予防のため、薬用石鹸を自弁物品の購入品目に追加していただきたい。	H23. 1. 20	石鹸については、平成22年12月から牛乳石鹸自然派石鹸ローズを品目に追加をした。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内 容	委員会への 報告年月日	内 容（講じなかった場合はその理由）
463	奈良少刑	H22. 6. 18	30分の面会時間の確保のため、面会室を増設する旨の措置を講じてもらいたい。	H23. 3. 15	面会室増設に係る予算が認められ、平成23年1月に面会室2室の増設工事に着工し、平成23年3月から運用を開始した。
464	奈良少刑	H23. 1. 20	施設からの本の購入の請負を担当している業者（本屋）について、購入できない本の種類が多すぎるとの意見があるため、担当する本屋の対応能力について、その実情を調査されたい。	H23. 3. 15	本の購入は、被收容者が書籍の標題を間違えて注文していることがあるため、業者が該当物の判断に苦慮していた事実がある。また、未納品分についても、業者から明確な理由提示がなかったこともある。今後は未納品分に係る理由を提示する旨業者に指導し、施設側においても、業者への注文書リストの正確性を図るため、表記字体を従来の明朝体からゴシック体へ改め、文字の大きさにしても半角から全角へ改め、注文を受ける業者側への配慮を図った。
465	奈良少刑	H23. 3. 31	今後においても、皮膚病問題に係る対策を十分に実施し、医務においても、十分な診察、治療を実施してもらいたい。	未報告	水虫等の皮膚病対策においては、強酸性水を導入し、入浴後、あるいは退房後、当該部位の消毒を実施させることとした。また、入浴日以外の日においてもシャワー・拭身等を十分実施し、さらに、畳・布団乾燥の頻度も増やすなどして、菌の増殖防止を図ることとする。
466	奈良少刑	H23. 3. 31	職員研修の場に第三者の参加、視察委員会の委員の参加も検討されたい。	未報告	職員全体研修や各種行事について、事前に視察委員会に連絡し、視察委員会委員に対してより積極的に案内していきたい。
467	京都拘	H22. 7. 8	提案箱の増設を願いたい。	H22. 9. 6	提案箱を増設した。
468	京都拘	H22. 7. 8	提案箱のそばへ提案用紙・筆記具の配置を願いたい。	H22. 9. 6	提案箱周辺に用紙及び筆記具を備え付けることについては、管理運営上、困難である。
469	京都拘	H22. 9. 6	提案用紙を被收容者各人に1枚配付願いたい。	H22. 11. 8	意見・提案書を全被收容者に配付した。
470	京都拘	H23. 1. 12	入浴時間を延長されたい。	H23. 3. 7	入浴場の数、立会職員の配置、被收容者の動作時限を念頭において設定しているため、入浴時間の延長は困難である。
471	京都拘	H23. 1. 12	ナイロンタオルの使用を認めていただきたい。	H23. 3. 7	今後、検討することとしたい。
472	京都拘	H23. 1. 12	一般面会について時間延長の検討を願いたい。	H23. 3. 7	一律の面会時間の拡大は困難であるが、特段の事情等があれば、必要性等を勘案し、その都度個別に対応している。
473	京都拘	H23. 1. 12	一般面会について土・日・夜間の面会の検討を願いたい。	H23. 3. 7	職員配置等の管理運営上、困難である。
474	京都拘	H23. 1. 12	弁護士面会時におけるノート筆記具の持ち出しをするために願せんを提出しなければならないという取扱いを再考願いたい。	H23. 3. 7	面会時の携行品の特定及び確認の必要上、願せんを提出させる取扱いとしており、今後も同様の取扱いを考えている。
475	京都拘	H23. 1. 12	発信回数の増加について検討願いたい。	H23. 3. 7	職員配置等の管理運営上、困難である。
476	京都拘	H23. 1. 12	土・日における信書の発送を検討してもらいたい。	H23. 3. 7	職員配置等の管理運営上、困難である。
477	京都拘	H23. 1. 12	水道水が錆びくさいという意見があり、錆び対策の強化を検討していただきたい。	H23. 3. 7	居室の水道蛇口に簡易ろ過フィルターを設置している。
478	京都拘	H23. 1. 12	建物の老朽化対策を検討いただきたい。	H23. 3. 7	改築の要望については、今後も上級官庁に働きかけていく。
479	京都拘	H23. 1. 12	書籍の差入れ冊数限度を3冊から5冊に増加できるよう検討願いたい。	H23. 3. 7	職員配置等の関係から現行の3冊が限界であると料する。
480	京都拘	H23. 1. 12	カップコーヒーの注文を週1回から2回に変更願いたい。	H23. 3. 7	週10カップという購入量の制限は、適切であると考えており、申出日だけを増加させてもメリットはないものと考えている。
481	京都拘	H23. 1. 12	下着の差入れを認めてもらいたい。	H23. 3. 7	差入物の検査係として配置できる職員数に限りがあるため受刑者の下着の窓口・郵送差入れは認められない。
482	京都拘	H23. 1. 12	サイズが合わない下着や洗濯の不十分な下着が支給されないよう、改善していただきたい。	H23. 3. 7	その者のサイズに合わせて下着等を支給している。サイズが合わない等の申し出があれば、随時交換対応している。
483	京都拘	H23. 1. 12	職員の言葉遣いを改善してもらいたい。	H23. 3. 7	職員研修を通じて人権意識の向上を図っているところであり、今後も人権への配慮及び適正な言葉遣いについて職員研修等を繰り返し行っていく。
484	京都拘	H23. 1. 12	報奨金の支給を月単位にし、また増額できないか検討してもらいたい。	H23. 3. 7	作業報奨金の支給に関しては法令で規定されている。
485	京都拘	H23. 1. 14	居室のスピーカーの音源カバーを取り外して音量を調節できるように検討願いたい。	H23. 3. 7	居室の音源カバーの取り外しができるよう踏み台の貸与を行うようにした。
486	京都拘	H23. 1. 14	部屋用の消臭剤の設置を検討願いたい。	H23. 3. 7	試験的に居室指定の上で室内に消臭剤を備え付け、効果・必要性を検証し、実施の可否を検討したい。
487	京都拘	H23. 1. 14	浴槽の垢等を除去する対策を検討願いたい。	H23. 3. 7	共同入浴場により目が細かく表面積の大きいネットを複数備え付け、入浴者が個々に使用できるように改める。
488	京都拘	H23. 3. 22	未決被收容者は自弁で新聞を購入しなければならないが、自弁以外の方法で閲覧できる方法を検討願いたい。	未報告	現時点において、国費による未決被收容者への新聞紙の整備は予定していない。
489	京都拘	H23. 3. 22	自弁物品の制限について、緩和できるよう検討願いたい。	未報告	自弁物品については、法務大臣訓令により品目等が定められている。
490	京都拘	H23. 3. 22	夜間での視察窓や食器口の開閉は、音を立てずに行うよう配慮願いたい。	未報告	夜間勤務職員に対し、職務研究会等を通じて指導する。
491	京都拘	H23. 3. 22	夜間での投棄は、被收容者に一声掛ける等、被收容者に分かるようにして行ってもらいたい。	未報告	夜間勤務職員に対し、職務研究会等を通じて指導する。
492	京都拘	H23. 3. 24	受信書は、宛先である被收容者の名前が一字違っていても差出人に返戻されるが、改善できないか検討願いたい。	未報告	担当職員によって異なる取扱いとならないよう客観的な視点に立って字体等の確認を行い、不確実な字体のあて名については返戻する取扱いとしている。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内 容	委員会への報告年月日	内 容（講じなかった場合はその理由）
493	大阪拘	H22. 10. 25	死刑確定者で再審請求中の者については、希望する者との面会及び信書の発受を認めるよう求める。	H22. 11. 19	再審請求段階における弁護人等以外の者との外部交通については、関係法令に基づき適正に運用しており、今後も継続していく。
494	大阪拘	H22. 10. 25	死刑確定者で再審請求中の者が弁護人に発する信書の枚数制限をやめよう求める。	H22. 11. 19	死刑確定者が再審請求段階における弁護士あてに発する信書であっても、関係法令に基づき当所においては原則的に7枚に制限しているところであるが、信書の内容によっては同枚数を超える場合であっても発信を許可しており、今後も継続していく。
495	大阪拘	H22. 10. 25	死刑確定者のテレビ及びＤＶＤの視聴を改善するよう求める。	H22. 11. 19	当該死刑確定者がＤＶＤの視聴を希望していることを前提とし、一定の条件を満たす者を対象としてこれを実施しており、今後もその可否を適正に判断しつつ継続していく。
496	大阪拘	H22. 10. 25	被収容者に対し入浴日も３０分以上の戸外運動を認めるよう求める。	H22. 11. 19	当所の運動場の数、被収容者の法的地位等を踏まえた分離の必要性、職員配置等を考慮すると、休日を除く毎日、被収容者に戸外において運動させる機会を付与することは行い得ない状況にある。
497	大阪拘	H22. 10. 25	大阪拘置所に再入所した者が大阪拘置所所在所当時所持していた物品の持込を認めるよう求める。	H22. 11. 19	再入所した者については、当所において購入したものであると断定し得る物品については、今後、その使用を認める余地を検討する。
498	大阪拘	H23. 2. 22	死刑確定者で再審請求中の者と親族以外の者との面会及び信書の発受の制限を緩和するよう求める。	H23. 3. 25	再審請求段階における親族以外の者との外部交通については、関係法令に基づき適正に運用しており、今後も継続していく。
499	大阪拘	H23. 2. 22	死刑確定者で再審請求中の者が弁護人に発する信書の枚数制限をやめよう求める。	H23. 3. 25	死刑確定者が再審請求段階における弁護士あてに発する信書であっても、関係法令に基づき当所においては原則的に7枚に制限しているところであるが、信書の内容によっては同枚数を超える場合であっても発信を許可しており、今後も継続していく。
500	大阪拘	H23. 2. 22	テレビ及びＤＶＤの視聴は平等に実施されるべきことを求める。	H23. 3. 25	当該死刑確定者がＤＶＤの視聴を希望していることを前提とし、一定の条件を満たす者を対象としてこれを実施しており、今後もその可否を適正に判断しつつ継続していく。
501	大阪拘	H23. 2. 22	被収容者に対し入浴日も３０分以上の戸外運動を認めるよう求める。	H23. 3. 25	当所の運動場の数、被収容者の法的地位等を踏まえた分離の必要性、職員配置等を考慮すると、休日を除く毎日、被収容者に戸外において運動させる機会を付与することは行い得ない状況にある。
502	大阪拘	H23. 2. 22	大阪拘置所に再入所した者が大阪拘置所所在所当時所持していた物品の持込を認めるよう求める。	H23. 3. 25	再入所した者について、当所において購入したものであると断定し得る物品についてその使用を認める余地を検討した結果、鉛筆削りについては使用を許可した。
503	大阪拘	H23. 2. 22	被収容者が希望する新聞紙について購読が可能となるよう取扱いの改善を求める。	H23. 3. 25	被収容者が取得できる新聞の種類を拡大した場合、その検査及び交付等の業務が増大することは明らかであり、職員配置上実施は困難である。
504	大阪拘	H23. 2. 22	建替えにあたり、部屋の構造、窓、面積等について、被収容者に精神的問題を生じさせないよう配慮を求める。	H23. 3. 25	単独室については、室内積と窓面積の拡大による居室環境の向上及び窓外部鉄格子を少なくした拘禁感の緩和等により、被収容者に配慮した構造とする計画である。
505	大阪拘	H23. 2. 22	毎日最低３０分間の運動時間の確保を求める。	H23. 3. 25	被収容者については、平日の毎日、戸外又は居室内で３０分間運動する機会を与えており、戸外運動については、被収容者が運動に入場した時点から３０分間を確保している。
506	大阪拘	H23. 2. 22	雨天でも運動が実施できる場所の確保を求める。	H23. 3. 25	当所運動場については屋根が設置されていないが、施設改築後は雨天でも運動が実施できるよう検討している。
507	大阪拘	H23. 2. 22	運動場への時計の設置を求める。	H23. 3. 25	設置場所及び費用の問題から対応は困難であるが、施設改築後の新運動場については、設置等を検討する余地はある。
508	大阪拘	H23. 2. 22	死刑確定者の再審請求弁護人との面会は、立会人をなくし、時間制限をなくすことを求める。	H23. 3. 25	再審請求段階における弁護士との面会の立会い及び面会時間の制限については、関係法令に基づき適切に判断している。
509	大阪拘	H23. 2. 22	被収容者の面会時間について、２０分から３０分程度の確保を求める。	H23. 3. 25	面会件数及び面会室の数並びに職員配置の関係から、実施可能時間を１０分程度とせざるを得ない現状にある。
510	大阪拘	H23. 2. 22	死刑確定者の面会相手の可否について、制限緩和を求める。	H23. 3. 25	死刑確定者の面会の相手方については、関係法令に基づき適切に判断している。
511	大阪拘	H23. 2. 22	信書の発信回数及び枚数の制限について、緩和を求める。	H23. 3. 25	現在の職員配置で発信通数及び枚数を増加させた場合、発受信書の処理を遅延させることとなり、職員の増加が見込めない現状では実施は困難である。
512	大阪拘	H23. 2. 22	診察の効率化及び医療設備・備品の近代化を進め、申込みから診察までの待ち時間の緩和を求める。	H23. 3. 25	病状により診察の回数及び優先順位の判断を行い、適切な診察を実施している。医療設備・備品の近代化については、施設前面改築に伴い新施設での運用を視野に入れ、順次計画している。
513	大阪拘	H23. 2. 22	保護室の便器について、現在の和式から洋式化への改善を求める。	H23. 3. 25	被収容者の自傷事故防止の観点から、便器の洋式化は困難である。
514	大阪拘	H23. 2. 22	単独室収容者について、昼間は他の被収容者と接する機会を与えるよう求める。	H23. 3. 25	法的及び処遇上の理由により他の被収容者と接することができない単独室収容者以外については、運動を集団で実施する等、他の被収容者と接する機会を与えている。
515	鳥取刑	H23. 3. 8	被収容者に対し、刑事施設視察委員会の存在及び役割の周知を求める。	未報告	被収容者への周知については、従前から「所内生活の手引き」に掲載していたところ、刑執行開始時の指導においても、指導カリキュラムの中に組み込み、口頭での説明も実施し、より一層の周知を図ることとした。
516	鳥取刑	H23. 3. 8	提案書の入手方法について改善を求める。	未報告	刑執行開始時指導において、提案の秘密性の保持を担保するため、提案書の入手を出願により請求させていること、私物の使せんで提案することは可能であることを十分説明の上理解させ、周知させている。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内 容	委員会への 報告年月日	内 容（講じなかった場合はその理由）
517	鳥取刑	H23.3.8	医療関係職員の充実を求める。	未報告	平成22年度においては、看護師1名及び薬剤師1名が配置されたほか、外部准看護師養成所に通学した刑務官1人が准看護師資格を取得し、医療関係職員の充実が図られた。 平成23年度においても、刑務官1名を外部准看護師養成所に入学させた。
518	鳥取刑	H23.3.8	私物管理情報の適正化を求める。	未報告	領置物品については、領置物品管理システムに基づき管理しているところ、同システム入力操作の確実な実施に努めるとともに、特に貴重品等である特別領置物品については、物品の保管・出し入れ等をよりの確に実施するため、新たに取扱要領を定めた。
519	松江刑	H22.6.30	自己契約作業について、不景気な時代に業者を募ることは困難と思われるが、実施を検討してもらいたい。	H22.10.15	現在、対象者はいないが、今後、被收容者から願ひ出がなされ、対象者が生じた場合は、刑務作業を契約している紙加工等の業者に自己契約作業を依頼する。
520	松江刑	H22.6.30	補習教科指導は、被收容者の学力向上につながり、出所後の社会復帰に有用であることから、拡充を検討されたい。	H22.10.15	補習教科指導該当者以外の受刑者が指導を希望した場合も、学力向上を図るため指導を行う。
521	松江刑	H23.2.2	被收容者の帰往旅費については、予算上の都合もあると思路するが、普通運賃に加えて急行料金も支給されたい。	H23.2.2	予算上の制約があるため、個別検討して、普通運賃のみを支給する場合がほとんどであるが、必要があれば、急行料金も支給している。
522	松江刑	H23.2.2	先に被收容者が搬送先の病院で死亡した事案について、既往歴のある者の慎重な視察をお願いしたい。	H23.2.2	被收容者の健康管理には、細心の注意を払っていく。
523	鳥根セ	H23.3.31	訓練生から食事（常食）について問題が提起されているが、他施設のデータと比べなければ、センターの給食について適切な評価ができないので、他の刑事施設の資料等を示してほしい。	未報告	他の刑事施設に照会の上で回答する（照会中）。
524	鳥根セ	H23.3.31	訓練生から特別菜に関する問題が提起されているが、他施設のデータと比べなければ、センターの特別菜について適切な評価ができないので、他の刑事施設の資料等を示してほしい。	未報告	他の刑事施設に照会の上で回答する（照会中）。
525	鳥根セ	H23.3.31	訓練生から自弁物品の価格に関する問題が提起されているが、他施設のデータと比べなければ、センターにおける自弁物品の価格について適切な評価ができないので、他の刑事施設の資料等を示してほしい。	未報告	他の刑事施設に照会の上で回答する（照会中）。
526	岡山刑	H23.3.3	刑務所の職員増員体制の下で、「有給消化率の向上」や「超過勤務の改善」や「超過勤務手当の支給の向上」がなされた」かどうかについて回答を求める。また、引き続き職員の労働条件の改善に努力されたい。	H23.4.20	業務を見直して、超過勤務の縮減及び出勤人員を削減し、有給消化率及び超過勤務手当の支給率の向上や超過勤務時間の縮減について改善した。
527	岡山刑	H23.3.3	食事内容に対して、多数の意見が集中したことも事実であり、刑務所としては、この原因分析を行うとともに、受刑者に意見を聞くなどして、今後とも適正な献立となるよう努力されたい。	H23.4.20	毎月、給食委員会を開催するとともに、被收容者に対して食事に関するアンケートを実施し、被收容者の嗜好及び意見についても斟酌しながら献立等を定めているが、生活習慣病の予防を目的として、塩分摂取量を減少させていく必要があるため、折にふれて被收容者に対する趣旨徹底に努めたいと考えている。
528	岡山刑	H23.3.3	被收容者の診察の申込み数と現実の診察数の差について、データを示して説明を受け理解したところであるが、今後の施策が決まったのであれば、報告していただきたい。	H23.4.20	資格を有した准看護師が工場等を巡回し、症状を聞き取り、医師に伝達している。この結果、医師において診察が必要であると判断した場合は、診察を行っている。回診件数、効果的な治療を確保するためには、現在の体制が合理的と考える。
529	岡山刑	H23.3.3	今年度各種の水虫対策を実施したことは評価したいが、どの程度改善したのか報告するとともに、今後の方策を示されたい。	H23.4.20	年度当初、約260名の被收容者が水虫に感染していたが、水虫対策を講じた結果、約50名まで感染者を減らすことができた。今後とも、本年度と同様に水虫対応を実施するとともに、残り約50名の者に対する投薬治療等の医療措置を継続的に講じていきたい。
530	岡山刑	H23.3.3	高齢者に対して刑務作業場所の改善（量の設置）、和式トイレから洋式トイレの設置など各種施策を実施したことは評価したい。次年度もこの施策を継続されたい。	H23.4.20	高齢者対策としては、本年度から75歳以上の者を対象として、就寝時に湯たんぽの貸与を行っている。更に、今後は、高齢者の居室（共同室）についても、順次、和式トイレから洋式トイレに変更すること等を予定している。
531	岡山刑	H23.3.3	今年度から労役場留置者が出所する際に、生活保護申請など福祉につなぐ活動を取り入れられたことは評価したい。今後の社会福祉士の活動について、報告を求めるとともに、次年度以降も継続されるよう要望する。	H23.4.20	社会福祉制度の説明を始めとして、更生保護関係施設との調整等も実施している。現在まで、労役場留置者については3名、受刑者については1名が社会において就労している。今後も、出所・再犯・入所という「負の連鎖」を断ち切るため、社会福祉士を有効かつ積極的に活動させたい。
532	岡山刑	H23.3.3	受刑者居室におけるカビ対策について、今年度からカビ防止対策を実施された。かなり改善したと聞いているが、次年度の予定を報告されたい。	H23.4.20	拘留区（女区）及び病棟について、カビ防止剤（光触媒）を塗布したが、今後は、その他の収容棟についても、計画的に実施する予定である。
533	岡山刑	H23.3.3	夏期対策の「ゴーヤ」の植栽、高齢者の冬季インフルエンザ対策など各種の新施策を実施されたが、次年度も継続されたい。	H23.4.20	継続する。
534	岡山刑	H23.3.3	岡山刑務所本庁の既決における過剰収容状態は、平成18年をピークに漸次改善されてきたところであるが、未だ過剰収容状態であり、定員収容となるよう上級庁と連携し、今後とも努力されたい。	H23.4.20	収容状況を勘案しつつ、上級官庁と調整を図りたい。
535	岡山刑	H23.3.3	岡山刑務所においては、出所前近の受刑者に「県地域生活定着サポートセンター」の存在の周知や「センター」との連携をとって、身寄りのない受刑者の自立に向けての出所前援助活動にも取り込むことをお願いしたい。	H23.4.20	再犯防止の観点等から、円滑に社会復帰させることができるよう努力したい。
536	岡山刑	H23.3.3	高齢者の入れ歯洗浄剤の使用について、検討されたい。	H23.4.20	入れ歯の手入れについて、ブラッシングで問題はないとの歯科医の所見もあり、一律に入れ歯洗浄剤の使用を認める必然性はないと考えているが、手が悪くブラッシングができない者など、使用者の状況等をしん酌の上、個別に判断することとした。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内 容	委員会への報告年月日	内 容（講じなかった場合はその理由）
537	岡山刑	H23. 3. 3	提案箱の管理について、用紙がなくなったら補充してくれない。提案箱に入れたが職員から何を書いたか聞かれたなど、提案箱の管理に関する「意見提案」があった。提案箱の趣旨を踏まえ、管理の徹底を職員に伝達されたい。	H23. 4. 20	提案箱の趣旨を踏まえ、提案箱の設置意義等について、職員点検時等の機会をとらえ、改めて周知徹底を図った。
538	広島刑	H23. 3. 22	歯科、耳鼻科の診療体制の充実に努められたい。	H23. 4. 28	大学医学部をはじめ地域医療機関との連携・協力体制の強化に努める。
539	広島刑	H23. 3. 22	広島矯正管内の他施設との連携の推進に努められたい。	H23. 4. 28	医師の併任制度を管内に拡大していくよう管区あて要望していく。
540	広島刑	H23. 3. 22	友人・知人への手紙の発信そのものの禁止については、更生の妨げになることが明白であるものは別として、慎重に対処されたい。	H23. 4. 28	発信の内容を検査し、更生復帰に反する内容等のため発信を不許可にした事例がある。今後も外部交通記録を精査するなどして対処していく。
541	広島刑	H23. 3. 22	手紙の枚数制限（５枚）や親族以外の面会の制限についても、被収容者の月ごとの発信回数を考慮したり、身分確認のための資料を被収容者が提出しやすいものに緩和するなどして柔軟に対応されたい。	H23. 4. 28	信書の必要な検査を実施しつつ、円滑な信書の発送業務を実施するために、制限を加えている。超過枚数の許可については、受刑者の願い出を個別審査して柔軟に対応している。 月ごとの発信回数については、法令の根拠に基づき優遇措置のひとつとして回数を増減しており、本人の改善更生の意欲の喚起を図るべく考慮しているものである。
542	広島刑	H23. 3. 22	極端な暑さや寒さに対しては、被収容者及び職員の健康保持のため柔軟かつ適切な対策（例えば、単独室にも扇風機を設置するなど）を取るよう努められたい。	H23. 4. 28	酷暑や厳寒期における被収容者及び職員の健康保持や衛生管理について、特に本年度のような猛暑日が続く場合には、被収容者の就業状況や診察状況を見ながら、熱中症等を発症させないよう事前の対策を適時講じていくよう留意している。 単独室の扇風機設置については、予算上及び処遇上の問題があるため、今後、慎重に判断していく必要がある。
543	広島刑	H23. 3. 22	被収容者の物品の購入については、購入可能な物品の種類が少ないなどの苦情がある。できるだけ被収容者の希望をかなえることができるよう品数を増やすように努められたい。	H23. 4. 28	本年度、歯ブラシ及び歯磨きの種類を増やしたが、今後も委員会の提言趣旨に沿って、努力していく。
544	広島刑	H23. 3. 22	職員の被収容者への対応については、本年度も多数の苦情が寄せられた。職員が「オイ」、「コラ」などの信頼関係を損なう言動をすることのないよう、また、被収容者への指導に際しては十分に合理的な説明を行うなど、良好なコミュニケーションの確保ができるように引き続き十分に指導されたい。	H23. 4. 28	機会あるごとに研修等を通じ、職員の被収容者対応について、適正な対応を行うよう指導している。今後も引き続き指導を行っている。
545	山口刑	H23. 3. 3	居室への冷房機の設置など、熱中症への対策をより十分なものにしていただきたい。	H23. 3. 24	居室に冷房機を設置するためには、新規整備費のほか、消費電力に見合う運転維持費、さらには修理・更新費等、施設規模から多額の予算が必要であり、整備に伴うこれらの予算措置が図られなければ設置は困難であるが、引き続き、実行可能な熱中症対策を推進していくとともに、当該意見を踏まえ、まずは医務棟の疾病・高齢受刑者を収容している居室から順次冷房機の整備を検討し、併せて、今後、必要な予算について要望に努めたい。
546	山口刑	H23. 3. 3	診察申出者に対する対応を記録化して、より対応の改善をはかっていただきたい。	H23. 3. 24	診察申出者に対する現行の対応は、早急に診察が必要な場合には、担当職員が被収容者本人からの申し出を口頭で聞いて、医務課へ電話連絡し、医務課で診察を実施してカルテに記録する方法で運用しているが、通常の診察及び投薬の申し出の場合は、各工場又は昼夜居室に備えている「備薬使用簿」に申出者の氏名、体調不良の状況、薬の種類等を記載し、医務課（准）看護師の巡回時に同簿を提出し、診察の必要があれば医務課で診察を実施してカルテに記載することとしているため、被収容者本人が診察を申し出た場合は、「備薬使用簿」に記録を残すこととしており、今後とも診察申出者の対応の記録化に努めたい。
547	山口刑	H23. 3. 3	入浴の回数の増加、入浴時間の延長をしていただきたい。	H23. 3. 24	当所が実施している入浴回数が週２回ないし３回であることは、法令で規定されている一週間に２回以上の基準を満たしており、また、夏季処遇として、シャワー入浴、運動後のシャワー等で入浴に準ずる機会が与えられていることは、社会通念上及び保健衛生上からも適切な入浴が確保されていると思考する。
548	山口刑	H23. 3. 3	食事について、より被収容者の希望を取り入れたものにしていただきたい。	H23. 3. 24	被収容者に給与する給食については、予算の範囲内において、管理栄養士によるカロリー計算等を踏まえた給食メニューを基に調理するとともに、年１回被収容者の給食メニューに関するアンケート調査を実施して、被収容者からの希望をより多く取り入れるよう工夫を図っているが、今後さらに、祝日に支給する菓子類についても給食メニュー同様、アンケート調査を実施して被収容者からの希望を取り入れるよう柔軟な運用に努めたい。
549	岩国刑	H23. 3. 24	職員の資質向上のために、基礎知識習得のための外部講座を職員が受講しやすい環境を整えること。	H23. 3. 29	基礎知識取得のための外部講座には、計画的に参加しているが、今後も積極的に参加させる。
550	岩国刑	H23. 3. 24	職員の資質向上のために、施設内での意見交換会を開催し、受刑者に対する対応の統一を図ること。	H23. 3. 29	施設内での意見交換会は、特に、若手職員を対象とした研修や訓練を実施しているが、今後も継続して実施する。
551	岩国刑	H23. 3. 24	職員の資質向上のために、受刑者に対する対応マニュアルを作成すること。	H23. 3. 29	施設内研修の議事録の活用のほか、個別対応の指示により統一を図っているが、今後も継続して実施する。
552	岩国刑	H23. 3. 24	職員の資質向上のために必要な予算要求等の措置をとること。	H23. 3. 29	予算要求等の措置について意見のあったことは、上級官庁に伝達する。
553	岩国刑	H23. 3. 24	受刑者に対して、基礎教育を図ること。	H23. 3. 29	補習教科指導として、小学校程度の国語、算数、社会を指導しているが、今後も内容の充実に努めていく。
554	岩国刑	H23. 3. 24	受刑者に対して、図書閲読の機会を増やすこと。	H23. 3. 29	図書閲読の機会としては、平日概ね４時間、休日概ね１０時間の余暇時間を設定しており、十分と考える。
555	岩国刑	H23. 3. 24	受刑者への貸出図書を充実させること。	H23. 3. 29	貸出図書は、順次更新し充実を図っているが、今後も引き続き、有益な図書の整備に努める。
556	岩国刑	H23. 3. 24	図書の差入れに関する要件を緩和すること。	H23. 3. 29	差入れの１回当たりの冊数の上限はあるが、回数は制限していない。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内 容	委員会への報告年月日	内 容（講じなかった場合はその理由）
557	岩国刑	H23. 3. 24	漢字検定等資格試験の機会を増やすこと。	H23. 3. 29	受検していない受刑者に対し一層の働き掛けをするほか、内容の充実や受検回数の増加について検討していく。
558	岩国刑	H23. 3. 24	受刑者の基礎教育に必要な予算要求等の措置をとること。	H23. 3. 29	予算要求等の措置について意見のあったことは、上級官庁に伝達する。
559	岩国刑	H23. 3. 24	受刑者の更生に有用な作業報奨金の使用を広く認めていただきたい。	H23. 3. 29	作業報奨金の所内使用に関して改善意見のあったことは、上級官庁に伝達する。
560	岩国刑	H23. 3. 24	医療の充実のために、受刑者に対する保険適用・有料化の是非、そのための法改正について関係省庁に問題提起せよ。	H23. 3. 29	意見のあったことは、上級官庁に伝達する。
561	岩国刑	H23. 3. 24	受刑者間での、医薬品の譲渡防止措置の更なる徹底を提言する。	H23. 3. 29	精神安定剤等以外の自己管理の薬の譲渡に係る危険性は指導しているが、今後も徹底する。
562	岩国刑	H23. 3. 24	提案書・委員会意見のフィードバックの機会を十分に設けること。	H23. 3. 29	有効なフィードバックの方法について、今後検討する。
563	美祢セ	H22. 7. 13	センター生の意見には、誤解に基づく不平・不満が散見される。 例えば、「仮釈放が刑期の３分の１を経過すれば直ちに許可されるのに、美祢社会復帰促進センターの場合はなかなか仮釈放が許可されない。」「（領置金の出納履歴を確認する方法を知らないため）領置金の残高をごまかしているのではないか。」「（分類の手引きには５００円まで菓子を買うことができると記載されているのに、現実には、３００円までしか買えない。」といった意見が散見される。これらについては、貴センターにおいて、日ごろより、センター生に十分な説明をされることを希望する。	H22. 8. 24	当センターで生活していく上で必要な事項は、刑執行開始時の教育において説明しているほか、「生活の手引き」を各居室に備え付け、いつでも閲覧できるようにしている。このほか受刑者から口頭又は書面により疑問が示された場合は、担当職員が面接したり、口頭で教示している。 センター生は初犯であり、初めて刑事施設で生活することから、不明なことなどの問い合わせがなされた場合には、引き続き丁寧に対応することとした。
564	美祢セ	H22. 7. 13	（食事の質・量・甘味について） 当委員会も貴センターが食育の観点から栄養バランスを考えた給食を実施していることについては十分に理解している。 ただ、貴センター発足当時から、食事の質について「官営の刑務所と比べ美味しくない。」「民間が運営しているから営利主義に走り、食事の質が疎かになっているのでは」という提案が多く見られるのも事実である。 貴センターにおかれては、アンケートを実施してセンター生の嗜好を調査され、給食委員会で給食業者と十分に検討されることを希望する。	H22. 8. 24	センター生に給与する食事の献立については、毎月開催する給食委員会において官民で協議し、その内容について、中国地方の他の刑事施設の献立を参考に検討するとともに、季節感を取り入れ、センター生の嗜好をも考慮して決定していることから、他の刑事施設に劣る給食内容ではないととらえている。 なお、本年８月に給食に関するアンケートを全センター生を対象に実施したところであり、アンケートの結果を分析し、今後の献立作成の参考にしたい。
565	美祢セ	H22. 7. 13	（テレビ放送の自由化について） 今、社会でどのようなことが起こっているのかという情報を受け取る権利は、社会復帰を目指すセンター生にとっても極めて重要なことであり、テレビ放送の自由化について検討願いたい。	H22. 8. 24	社会で今のようなことが起こっているのかといったような時事の報道に接する機会は、多目的ホールに日刊新聞紙を備え付けたり、同ホールのテレビによりリアルタイムで午後７時からニュースを流したりして与付している。
566	美祢セ	H22. 7. 13	（職員の差別的・侮蔑的言動） 職員の差別的・侮蔑的言動が相変わらず散見される。 職員に対する十分な人権教育と、そのような言動の原因（仕事のストレス、過剰収容、職員の待遇等）の調査が必要と思考するところである。	H22. 8. 24	刑事施設においては、多数の受刑者を集団として管理し、規律秩序を維持しなければならず、職員が受刑者を指導する際、分りやすく端的にその内容を伝える必要から命令的な語調になることはあり得るもの、差別的・侮蔑的な言動は見受けられない。また、受刑者に注意したり、指導に従わない受刑者に指示・命令をしたりする場合に、通常より厳しい語調になることはあり得る。 なお、職員に対しては、受刑者に対する言葉遣いについて、常に指導している。
567	美祢セ	H23. 2. 15	（異なる分類処遇者の同一訓練室への収容について） 提案書で気になるのが、センター生間のいじめや物品の不正授受を告発する提案書が毎回見受けられることである。 貴センターでは処遇の異なるセンター生（必然的に待遇も）を同一の訓練室に収容されているが、そのことがセンター生間の不公平感や刑務官に対する不満を増長してはいないか心配されるところである。 また、原則として個室に収容されていることから、他のセンター生との交流が希薄で孤独感を深めていないかも心配されるところである。 社会復帰には人と人のコミュニケーションがなにより重要であり、センター生同士の交流も悪風感染の弊害を上回る有益性が認められるのではないかと思考するところである。 貴センターにおいては、カラオケ大会等の催事を増やす他、分類集会でのセンター生間の交流、施設内ディスクジョッキー放送等さらなる検討が望まれる。	H23. 3. 31	センター生に対しては、社会に復帰させるに当たり、受刑生活を通じて、法令を遵守して生活したり、他人を思いやって暮らしたりすることの大切さなどを指導しているところ、他者とのコミュニケーションがうまくできない者も少なくないことから、センター生間の交流を深めさせることなどを目的に、さまざまな行事を実施している。 御意見を踏まえ、カラオケ大会やソフトバレーボール大会といった行事を更に充実することを検討してまいりたい。
568	美祢セ	H23. 2. 15	（食事の質・量・甘味について） 提案書の提案書の大半を占めているのが食事の質や甘味についての不平・不満である。貴センター発足当時から食事の質について「他の刑務所と比べて美味しくない」「民間が運営しているから営利主義に走り、食事の質が疎かになっているのでは」という提案が多く見られる。 近時、給食業者が定員に満たないにもかかわらず、定員分の食費を受領していたことが新聞報道されたことから、センター生間にも貴センターに対する不信感が広がっていることが提案書よりうかがわれる。 貴センターにおいても、食事の質についてはアンケート調査を実施するなど十分ご配慮をいただいているものと推察するが、一度給食業者関係者に他の刑事施設内での食事の実地調査などさらなる改善のための検討をお願いしたい。	H23. 3. 31	当センターは、男女の受刑者を収容している上、年齢層も幅が広く、全国の刑事施設から受刑者が移送されてくるため、センター生の食事に対する嗜好は多種多様であり、献立を作成するに当たりさまざまな工夫が求められている。 御意見を踏まえ、他の刑事施設における食事の献立を取り寄せ、献立の一部を改善したところであり、全センター生を対象に実施したアンケート調査などを参考に、引き続き、献立内容の工夫に努めてまいりたい。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内 容	委員会への報告年月日	内 容（講じなかった場合はその理由）
569	美祿セ	H23. 2. 15	（職員の差別的・侮蔑的言動） 職員の差別的・侮蔑的言動が相変わらず散見される。 職員に対する十分な人権教育とそのような言動の原因（仕事上のストレス、過剰収容、職員の待遇等）調査が必要と思考される。	H23. 3. 31	刑事施設においては、多数の受刑者を集団として管理し、規律秩序を維持しなければならず、職員が受刑者を指導する際、分かりやすく端的にその内容を伝える必要から命令的な語調となることや、受刑者に注意したり、指導に従わない受刑者に指示・命令をしたりする場合に、通常より厳しい語調になることはあり得るところである。 人権教育については、新規採用職員を対象に仕事のストレス等についてのアンケート調査を実施するとともに、御意見を踏まえ、職員に対して山口地方裁判所から送付された冊子「人権の擁護」を配布するなどして、人権研修を行い、職員の人権意識の高揚を図っている。
570	広島拘	H23. 3. 31	娯楽的活動等、被収容者に対する余暇時間帯における活動への援助については、法３９条を根拠とするものであり、物品貸与等への基準については、法４３条に規定されているものであるが、雑居室と単独室との間で格差が見られる。雑居室においては、囲碁・将棋といった物品が備えられているのに対し、単独室においては娯楽用品が供与されていないようである。とりわけ刑務作業のない未決囚にとっては大きな課題といえる。危険防止に配慮した上で、単独でも可能な知的ゲーム等の供与を充実させるべきである。	H23. 4. 28	当所の余暇活動への援助としては、関係訓令等に基づいた適切な運用を行っており、自己契約作業のほか、官本、学習、囲碁将棋等について便宜を図っている。囲碁・将棋については、単独室に個人貸与を行った場合、周囲の被収容者から「駒音がうるさい」等の苦情が出ることから、当所では共同室のみの貸与としている。 なお、未決被収容者については、バズルの自購入を認め、余暇時間における知的ゲームの充実を図っている。
571	広島拘	H23. 3. 31	広島拘置所は、既に構造物として老朽化が進んでおり、特に夜間に居室のドアや窓等の開閉音がうるさいとの苦情もある。建物全体を改築することが無理であるとなれば、部分的な改善や修理を行う等により、可能な範囲で環境改善を図っていくことが好ましい。	H23. 4. 28	前年度、施設の老朽化対策として、南棟の給湯システムの改善（入浴時の温度が低いという苦情への対応）のほか、疾病対策として、建物の空調付き居室の整備（男女各１室）等、予算の範囲内で可能な限り、被収容者の収容生活に配慮した改善を行っている。室のドアや窓等の開閉音がうるさいとの苦情については、扉のラフ・ストッパーの改修で音を低くするとともに、職員・被収容者に対しても居室扉や窓の開閉時に大きな音を出さぬよう指導を繰り返し行っている。
572	広島拘	H23. 3. 31	所内においても、節水、ゴミの分別に配慮した指導及び管理運営を行っていくことが望ましい。	H23. 4. 28	ゴミの分別については、既に居室でも行っている。また、節水については、単独室を節水設備である自閉水栓としている他、機会あるごとに職員が節水の指導を行っている。なお、各月の上下水道量を掲示し職員にも注意を喚起している。
573	広島拘	H23. 3. 31	施設職員以外の第三者性を有する臨床心理士等の有資格者に委嘱する等として相談業務にあたらせ、被収容者が相談しやすい体制を築いて、自殺等の自傷行為を防止することをはかるべきである。	H23. 4. 28	当所では、平成２２年４月に臨床心理士の資格を有する法務技官が配置され、自殺・自傷防止、心情安定のためのカウンセリングを実施している。また、概ね毎月１回、広島少年鑑別所から第三者的立場にある臨床心理士の資格を有する職員の派遣を受け、被収容者の面接等に当たらせている。
574	広島拘	H23. 3. 31	外部医師の診察結果について視察委員会が、連絡表の雛形（医療受信情報）を作成した。かかる雛形を用いるか否か、用いるとした場合の医療受診情報の記載内容、活用方法等を検討された。	H23. 4. 28	外部病院の診察に際しては、必ず当所医師から担当医師あてに「紹介状」を発行し、受診結果については、担当医師から当所医師に対し電話連絡または、「診療情報提供書」の提供を受けており、綿密な診療情報の交換を行っている。
575	広島拘	H23. 3. 31	被収容者の中には、障害や加齢による動作の遅れ等のため、その努力によっては所定時間内に食事を済ませることが困難な場合が存することは容易に想定されるところである。配膳と回収の食事時間を十分に確保することや、補助員を貸与すること等を今一度十分に検討して職員に対応策を周知徹底することが望ましい。	H23. 4. 28	配食から空上げまでの時間は、概ね１５分であるが、担当職員が、喫食し終えるのを確認して空上げを開始している。なお、障害等で喫食に時間を要する者については、回収時間を遅らせる等個別に対処しており、食事時間は確保されているものと認識している。
576	広島拘	H23. 3. 31	受刑者が出所するのに先立ち円滑な実社会への復帰を確保するために、専門的ケースワーカーを広島拘置所に配備するか、広島刑務所が採用している社会福祉士を広島拘置所でも職務に就かせる等対応を検討すべきである。	H23. 4. 28	矯正局が予定している刑事施設での社会福祉士の業務内容は、疾病のために出所後、直ちに医療や福祉サービスが必要な受刑者の出所時の保護や高齢や障害により自立困難な受刑者の社会復帰支援に関する業務とされているところ、当所では、高齢者や障害等を有しない経理係受刑者のほか、他施設で矯正処遇を行う移送待ち受刑者しか収容していないことから、社会福祉士を必要とする業務が少ない現状である。
577	広島拘	H23. 3. 31	平成２１年の意見書にて、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第９０条（１１２条）ただし書きの「受刑者が次に掲げる者と面会する場合には、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めらるべき特別の事情がある場合」について、拘置所が考える職員立会・録音・録画をなすべき基準や予想される具体例を、人権擁護委員会等の第１号関係団体及び第２号関係弁護士会に公開・周知することが望ましい旨意見したところであるが、再度検討されるよう求める。	H23. 4. 28	御意見があったことについては承知しているが、立会の要否の判断や、それに代えて録音、録画が適切かどうかの判断は、極めて当該受刑者の個別の事由によるところが大きく、基準等を公開、周知させることは困難である。
578	広島拘	H23. 3. 31	平成２３年度は、当委員会委の懲罰審査会への立会を希望する。	H23. 4. 28	刑事施設視察委員会の委員について、被収容者との個別の面接の実施については協力をするが、懲罰審査会については確定的なことがいえないため、今後、上級官庁に諮るなど検討していきたい。
579	徳島刑	H22. 7. 29	当委員会から情報提供した入札妨害について、今後、このような事案が発生しないよう改善策を講じてもらいたい。	H22. 8. 20	同種事案の再発防止のため、適正な予定価格調書の作成及び競争入札の実施を行う旨の所長指示を発出し、関係職員に周知徹底した。
580	徳島刑	H22. 7. 29	円滑な歯科治療の実施を願いたい。	H22. 8. 20	２名の歯科医師により、毎週３回の歯科診療を実施しており、治療順番待ち人員も平成２０年１月初旬の１９０名から平成２２年８月には８３名に改善されたが、今後も円滑な歯科診療に関し、不断の検討を行っていく。
581	徳島刑	H22. 7. 29	戸外運動後の手洗い及びうがいの機会を検討願いたい。	H22. 8. 20	夏季処遇として戸外運動後のシャワー、拭身及びうがいを許可しているところ、夏季処遇終了後も、希望者には、運動終了後（工場内運動後も含む。）の拭身、手洗い、うがいを許可している。
582	徳島刑	H22. 7. 29	養護室での作業中も、熱中症予防対策として扇風機の使用を検討願いたい。	H22. 7. 29	直ちに使用するよう改善した。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内 容	委員会への報告年月日	内 容（講じなかった場合はその理由）
583	徳島刑	H22. 10. 13	衛生係を定期的に異動するよう検討願いたい。	H23. 2. 24	定期的な異動のあり方について検討し、平成２３年２月に居室衛生係２名の就業場所入れ換えた。 今後も業務に支障のない範囲で、居室衛生係の就業場所の入れ換え等を実施する。
584	徳島刑	H22. 10. 13	信書による脅迫事案が立件されたことで、必要以上に厳しい検査にならないよう配慮されたい。	H22. 10. 13	適正な検査に配慮しており、継続して実施したい。
585	徳島刑	H22. 11. 19	３０分の面会時間を確保されたい。	H22. 12. 17	所長指示を発出し、平成２２年１１月１日から面会時間を原則３０分とした。
586	徳島刑	H22. 12. 17	就職活動について、漫然と行うのではなく、半年くらい前から工夫や努力をされたい。	H23. 3. 23	平成２２年７月から、就職活動の一環として、希望する受刑者に対し、出所前の約６か月間、就労支援スタッフによる就労支援を実施しているが、今後も受刑者の就職活動に対する援助を行っていく。
587	徳島刑	H23. 1. 12	５冊以上の本の差入れがあった場合にそのすべてを返送しているが、受刑者に選択させることを検討願いたい。また、この取扱いを差出人や面会人だけでなく、被収容者にも周知されたい。	H23. 1. 20	差入れのあった書籍を受刑者に選択させることは、業務負担等の状況をかんがみると、実施は困難であるが、今後も検討を行っていく。 なお、本取扱いは、変更時に在所していた被収容者には告知し、以降の入所者には入所時に説明することで周知を図っている。
588	徳島刑	H23. 1. 20	手持ち作業の際、暗に職員が作業のスピードを鈍らせるような発言をしたという意見があったので、適切な対応を検討願いたい。	H23. 1. 20	同事案について、就業者に対し不適切な発言をしないよう関係職員全員に指導した。
589	徳島刑	H23. 1. 20	白内障や緑内障など治療の見込みのない病気について、１回だけの診察にとどまり不安感を持たないよう対応されたい。	H23. 1. 20	眼科については、当所医師あるいは非常勤医師が直接診察し、同医師が外部眼科専門医の受診の要否を判断し、必要に応じて外部眼科専門医に受診させるなど１回だけの診察にとどめることはない。 また、顕著な症状が認められなくても、症状が疑われる段階で受診させるよう配慮している。
590	徳島刑	H23. 3. 3	刑務官の言葉遣い、態度について、悪いと答えた人で「威圧的（強圧的）である」「見下したり、馬鹿にした発言をする」の回答が多く、また、提案書にも同様の意見があった。職員の言動や言葉遣いについて指導願いたい。	H23. 3. 23	平成２２年６月に、徳島弁護士会所属弁護士を講師とし、全職員を対象とした人権研修を行ったほか、処遇部門職員に対しては、毎日実施しているスポットミーティングにおいて、被収容者の適正な処遇方法等について指導している。 その他、職員不祥事案や不適切処遇事案などが発生した都度、同事案の防止対策等について、具体的に指導している。
591	徳島刑	H23. 3. 3	「朝、起床から点検までの１０分が５分になった。５分間では時間が足りないから改善してほしい。」という意見があった。実情を調査の上、適切な対応を検討願いたい。	H23. 3. 23	起床から点検までは約１０分間であったが、「点検用意」から「点検」までの時間が一律でなかったことから、点検直前に「点検用意。」の号令を掛け、直ちに点検を行うよう変更し、同要領を職員及び被収容者に周知し、徹底を図った。
592	高知刑	H23. 3. 2	職員に対する精神衛生面への十分な取組及び対応を願いたい。	H23. 3. 2	メンタルヘルス等の各種研修、助言相談制度、医療機関による健康診断等を実施しており、今後も継続していく。
593	北九医刑	H22. 7. 28	各居室に鏡（安全なもの）を設置してほしい。	H22. 9. 21	既に設置している居室もあるが、未設置の一般居室については、段階的に設置していく。
594	北九医刑	H22. 7. 28	体脂肪率の測定ができる体重計を設置してほしい。	H22. 9. 21	浴室には体重計を設置しており、当該備品の更新整備時等は検討する。（年齢や身長等の情報を個別に入力して測定する必要がある。）
595	福岡刑	H23. 3. 31	平成２１年度まで電話による通信の実績がなく、外部交通は社会復帰に資するため、運用によって改善すべきである。	未報告	制限区分第２種の受刑者が増加し、電話通信が可能となる受刑者が増加することにより、２２年度は件数を大幅に増加させた。
596	福岡刑	H23. 3. 31	炊事工場横通路は、天井付近まで広く開口しており、雨風が吹き込み衛生管理上にも問題があるため、改善が必要である。	未報告	当該開口部から雨風が吹き込むことがないように直ちに遮蔽板を設置した。
597	福岡刑	H23. 3. 31	腰痛患者に対し、やむを得ず導尿カテーテルを使用する場合には、監督責任者の決裁を受け、当該者の書面での同意を得ることが望ましい。	未報告	導尿カテーテルを使用する場合は、当該患者に対し、十分な説明を行い同意の上、承諾書に署名指印を徴するとともに、承諾書については、当該部長が決裁時にカルテを精査して、導尿カテーテルの必要性を確認する旨改めた。
598	福岡刑	H23. 3. 31	懲罰審査会においては、反省の態度を萎縮させないようにし、補佐人役は長所を引き出し、社会復帰への意欲を喚起させ、同手続をさらに対審情造化して、本人による弁明の機会を実質的に保障することが必要である。	未報告	被収容者の懲罰に関する訓令等に基づき、より適正な運用を行うように努める。
599	麓刑	H23. 3. 29	単独室におけるカビ発生について、カビ発生の放置は衛生上問題であることから、過剰収容や予算の問題はあろうが、今後とも再塗装を含めたカビ対策を実施されたい。	H23. 4. 20	今後も居室の状況を確認した上で、計画的に再塗装を行っていく。
600	麓刑	H23. 3. 29	収容者の診察の申し込み数と現実の診察数の割合が高まるよう改善されたい。	H23. 4. 20	常勤医師の確保に努め、診察の機会を増やし、診察の必要性を見極めた上で、診察が行われるよう実施していく。
601	麓刑	H23. 3. 29	食事について、今後とも被収容者に意見を聞くなどして、適正な献立となるよう努力されたい。	H23. 4. 20	引き続き献立委員会で被収容者の意見を聞くと同時に、給食に対する現状の理解を進め、可能で妥当な要望に対しては、献立に取り入れていく。
602	麓刑	H23. 3. 29	来年度以降においては、新年度初回の委員会は可能な限り早期に実施されるようお願いしたい。	H23. 4. 20	委員の上申手続きを速やかに進め、早期の委員会の開催に向けて努力していく。
603	佐世保刑	H22. 4. 20	入浴場（脱衣場）に設置された体重計が壊れているため、修理又は新規整備を検討されたい。	H22. 6. 22	必要数を新規に整備した。
604	佐世保刑	H22. 4. 20	相撲のテレビ放送が賭博の対象となっているとの提案があるが、放送中止の可否について検討されたい。	H22. 6. 22	賭博行為の摘発には日ごろから努めており、また、ごく少数の被収容者からの提案にとどまっていること、及び視聴希望者も多く、被収容者の楽しみの一つとして長い期間定着していることから、中止相当とは認められない。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内 容	委員会への報告年月日	内 容（講じなかった場合はその理由）
605	佐世保刑	H22.8.11	単行本について、購入申込みから配本されるまでの2か月以上を要しているため、期間短縮を検討されたい。	H22.11.19	遅くとも2か月以内には配本できるよう指定業者に早期納入を依頼し、実施した。
606	佐世保刑	H22.11.19	単独室棟における入浴の際、時計が設置されていないこともあり、「出浴1分前」の号令について検討されたい。	H23.2.7	「出浴1分前」の号令を掛けるようにした。
607	長崎刑	H23.3.31	意見書（提案箱）制度につき、提案箱への意見書投函件数を増加させるためにも、被収容者に更なる周知徹底を図ってもらいたい。	23.4.27	刑執行開始時指導において、視察委員会の存在意義及びそれに対する被収容者の意見の重要性を説明しており、今後も被収容者に周知徹底を図っていきたい。
608	長崎刑	H23.3.31	処遇の観点から、また所内の秩序維持の観点から単独室での2名収容の解消の措置されたい。	23.4.27	過剰収容及び単独室での2名収容の解消は、居室数など設備の構造上やむを得ず、当所限りで解消できるものではない。単独室での2名収容についても、昼夜単独室が不足している現状があるが、できる限り解消するよう努めていきたい。
609	長崎刑	H23.3.31	一般治療のほか歯科治療で、順番待ちで相当日数待たされるとの不満が申告されているので、適切な早期の診療を速やかに受けられるように、医療スタッフ（医療・カウンセリング）等の充実を図るよう努力されたい。	23.4.27	歯科治療については、治療待ち日数は改善している。その他の診療についても医師を招へいして月3回程度の治療を行い、適切かつ速やかな診療に向けた医療体制を強化しているところである。なお、現在、医師1名が欠員となっているため、公募を行っているところであり、更なる医療体制の充実にも努めていきたい。
610	長崎刑	H23.3.31	面会時間について、被収容者の面会は、改善更生及び家族や雇用予定者との外部交通の手段として極めて重要であり、また、遠距離からの面会も多いことから、平等・公平に反しない限りで、面会時間の延長などの配慮を検討されたい。	23.4.27	面会時間は、やむを得ない場合を除き、30分を下回らないよう実施している。面会時間延長願いが提出された場合、その必要性等を勘案し、面会を延長している。遠方からの面会がある場合も、同様に、他の者との均衡を考慮し、柔軟に対応している。
611	長崎刑	H23.3.31	受刑者を見下したような言葉遣い、エコひいきなど、若い職員に多くみられるとの申告が多数寄せられているので、職員の不適切な言動をなくすため、研修や職員の自覚を積み重ねるとともに、被収容者の改善更生を前提とした人権教育を実施されたい。	23.4.27	職員の不適切な言動があった場合には、幹部職員によりその都度指導を行うほか、被収容者の人権の尊重について、職員研修や職務研究会等を実施し、不適切言動をなくすよう努めていきたい。
612	長崎刑	H23.3.31	入浴回数は、現在週2回であるが、衛生上、週3回を検討願いたい。	23.4.27	厳しい予算事情の中、特別に予算措置がない限り入浴回数を増加させることは難しいが、特に汚損の激しい作業については終業時に実施するなど、清潔の保持に配慮していきたい。
613	長崎刑	H23.3.31	集会での菓子について、品数を増やしてほしいとの意見があった。被収容者から写真で選ばせて欲しいとの意見があるので検討されたい。また、アンケート調査について、年1回実施を3か月に1回又は半年に1回実施するように検討されたい。配膳後の回収について、時間が早すぎるとの意見があるので、配膳から回収までの時間をとるよう指導してもらいたい。	23.4.27	平成22年6月から、2種類の中から1セットの選択としている。集会での菓子等の甘味品の嗜好調査（種類を増加）は、アンケート用紙の経費や職員の事務量の負担とならぬ範囲で実施したい。食事時間は、6分などという短時間の食事時間の状況はないが、今後も十分な時間を与えるよう配慮する。
614	長崎刑	H23.3.31	手紙類の配布について、被収容者あての手紙が金曜日に届いた場合、被収容者の手元に届くのは火曜日となっているので、少なくとも月曜日には配布できるように検討願いたい。	23.4.27	手紙の交付は電報、速達等、緊急性があると思われるものについては即日交付するよう事務処理を行っているところであるが、その他についても、今後、当日処理ができないか検討する。
615	熊本刑	H23.3.24	親族だけでなく友人知人との面会を積極的に認めるよう改善されたい。	H23.4.6	「面会することを必要とする事情」を個々の受刑者の事情に応じて個別具体的に判断し、面会を必要とする事情が認められれば面会を許可しており、新法の趣旨に沿った適正な運用を行っている。
616	熊本刑	H23.3.24	施設内の緑化について考慮されたい。	H23.4.6	居室付近に被収容者視察の妨げとなる樹木類を植えることは保安設備上支障が生ずる場合もあるが、被収容者にとって樹木や花き類を鑑賞することは情操を涵養し、精神の安定を図るためには有効と考えており、今後、プランター及び花壇を増設する。
617	熊本刑	H23.3.24	懲罰の手続における補佐人の事情聴取方法を改善されたい。	H23.4.6	懲罰審査会付議該当事者に対しては、意見聴取場所を居室あるいは面接室のいずれがよいかについて確認した上で、該当事者の希望した場所で意見聴取するよう改めている。
618	熊本刑	H23.3.24	カレー・シチュー等の食事に際しては必要に応じスプーンを貸与されたい。	H23.4.6	本年3月から、居室用としてポリプロピレン製のスプーン1本ずつを貸与し、自己管理させることとした。
619	大分刑	H23.3.29	医療体制（職員・診療科目・設備等）の増強を法務省に求めること。	未報告	引き続き医療関係機関と連携協調を行い医療体制の充実を図るとともに、今後も設備等の増強について上級官庁等に要望していきたい。
620	大分刑	H23.3.29	科罰の基準を確保すること。	未報告	個々の事案ごとに審査会において、慎重に審査し事実認定するとともに本人の情状等も考慮の上、加罰しているところであるが、今後においても審査会においては、慎重に審査していきたい。
621	大分刑	H23.3.29	反則行為を否認している場合、補佐人の活動を充実化させること。	未報告	否認事案については、相応な時間を確保して慎重な審査を行っているところであるが、補佐人の活動の充実化を含め、今後も慎重な審査を心掛けたい。
622	大分刑	H23.3.29	熱中症予防対策について、今後も十分な検討と実施を継続すること。	未報告	個々の就業者の健康状態の把握に努め、環境条件の必要な対策を今後も継続する。
623	大分刑	H23.3.29	人権に配慮しつつ、受刑者を適正に管理して真の更生と社会復帰を実現すべく、受刑者に対する処遇上の制限を行う場合には、その必要性と相当性を実質的に検討するようになされたい。	未報告	処遇上の制限を行うに際しては、従前の処理に固持することなく、受刑者の人権を尊重しつつ柔軟に対応したい。
624	大分刑	H23.3.29	受刑者の宗教クラブへの入退部の制限をより非制限的な方法に改めることを検討されたい。	未報告	個々の受刑者に応じて柔軟に取り扱っている。
625	大分刑	H23.3.29	多色色鉛筆使用について目的を限ることなく購入を認め、イラスト付き信書の発信を一律禁止する取扱いを改めるべきである。	未報告	色鉛筆の使用については、今後、関係部署等で基準を統一するなど、所要の検討を進める。

番号	庁名	委員会の意見		講じた措置	
		年月日	内 容	委員会への 報告年月日	内 容（講じなかった場合はその理由）
626	大分刑	H23. 3. 29	職員の不適切な言動や対応はあってはならないことであり、今後も公平・誠実かつ模範的態度で職務にあたるよう、指導・教示すること。	未報告	受刑者に対する言葉遣いや注意・指導の仕方について、各種研修、ロールプレイング等を実施して職員の意識啓発に努めているが、今後も引き続き受刑者の人格を尊重した適切な職務執行について、引き続き研修等の充実を図り、注意を喚起したい。
627	宮崎刑	H22. 6. 18	視察委員会あて提案書を郵送する際、自分で封をさせてもらえず、他の信書と同様に職員が検査しているようであるが、検討願いたい。	H22. 8. 26	職員は発信に係る封筒内に提案書以外の物品が入っていないかを検査した後、当該被収容者自身に封緘させており、職員が提案書の内容を検査することはない。
628	宮崎刑	H22. 10. 26	暴力団関係書籍の持込許可が不平等との申出があった。閱讀制限については慎重に運用されるようお願いしたい。	H22. 12. 9	自弁書籍等の審査に当たっては、法令に基づきその許可を慎重に判断している。閲覧禁止とする多くは暴力団組織の活動を賛美し肯定するなど、矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれのある書籍であり、暴力団関係の書籍ということのみをもって、閲覧を制限している事実はない。
629	宮崎刑	H22. 10. 26	土曜日に弁護士からの信書が施設に届くと、月曜日が休日の場合、場合によっては未決拘禁者に届くまで3日間かかることになり、検見交通権に対する不当な制約となるおそれがあると考えるので、注意を喚起する。	H22. 12. 9	被収容者にあてた信書の処理について、施設の管理運営上の事情によるもので理解願いたい。今後も不当な制限とならないよう迅速かつ適切に対応したい。
630	宮崎刑	H22. 10. 26	視察委員との面会の際に、被収容者が自らの考えを書面に書いて持参し、視察委員に手渡すことは互いに効率的で利益のあることであるので、不当にこれを制約することのないよう、強く要望する。	H22. 12. 9	被収容者が自ら作成した書面を携行する場合は、「刑事施設視察委員会活動の手引」の「面接時における注意事項」において、面接対象者との物品の授受は禁止されていること、また、実際に携行する物品が許可されたものであるか検査することが必要である。
631	沖縄刑	H22. 8. 27	体育館の便所に石けんを置いて欲しいとの意見があるので、確認して対応願いたい。	未報告	処遇上の反則防止上の観点から体育館には石けんを常備しないこととする。ただし、アルコール消毒器等の設置（便所外側）を検討課題とする。
632	沖縄刑	H22. 8. 27	工場内において被収容者の称呼番号のみを表示しているが、工場内の座席に氏名を表示することを検討願いたい。	未報告	平成22年10月以降、順次、称呼番号と姓を表示し改善した。
633	沖縄刑	H23. 2. 23	浴場(5棟)に衣類かごはあるが、棚の設置について検討願いたい。	未報告	洗い場と脱衣場の境に仕切りがあり、衣類が濡れにくい構造となっていることから、現状の脱衣かごで問題はない。
634	佐賀少刑	H23. 3. 29	提案箱は施設の改善に役立っているが、組織的な問題、教育的な問題、権利問題等の中には提案書だけでは解決できない問題も少なくなく、委員会と施設との協議のさらなる充実が必要である。	H23. 4. 20	意見のとおり、より充実した委員会の運営を目指してさらなる努力が必要であり、今後とも積極的な情報の提供はもとより忌憚のない意見交換ができるよう工夫を凝らしていきたい。
635	佐賀少刑	H23. 3. 29	受刑者を改善更生に導くため、担当職員の相当の努力が窺えるものの世間に正しく理解されないばかりか、被収容者とのトラブル等負の側面ばかりが報道される。関係職員の日々の努力、その成果等について外部に向けて発信することも委員会の役割である。	H23. 4. 20	視察委員会として、被収容者の人権問題等に配慮しつつ担当職員の日々の努力にも目を向けてもらっていることを認識し、職員及び被収容者の声ができる限り視察委員会に届くような方策を協議していきたい。
636	佐賀少刑	H23. 3. 29	700人近い被収容者に対して現在の職員体制では不十分ではないか。	H23. 4. 20	職員定員については施設限りでは対応できないが、職員研修等の内容や実施方法等について工夫を凝らしながら職員個々の職務執行能力の向上に努める一方、業務委託等を積極的に活用して職員の負担軽減を図りつつ全所的に業務の省力化、効率化を図り、良好な施設運営を目指している。
637	佐賀少刑	H23. 3. 29	現在の施設（設備）で被収容者に対して適切な行刑が行えるのか疑問である。	H23. 4. 20	積極的な被収容者処遇を展開していくためには、指摘のとおり設備面において十分とは言えず、収容棟の一角に設けている釈放前寮を独立した建物としてスペースを確保するため、本年度新営工事計画として掲げている。
638	佐賀少刑	H23. 3. 29	日常的にストレスが多いと思われる被収容者のメンタルヘルス対策を強化する必要がある。	H23. 4. 20	昨年と同様、民間の心理療法士の協力を得て、専門家によるカウンセリングを継続的に実施しながら関係部署とのカンファレンスを行い、対人関係の円滑化に努める。また、専門医によるケアを要する者も少なくない現状から外部病院の精神科医に嘱託し、必要に応じて診察を実施している。
639	佐賀少刑	H23. 3. 29	高齢者が増加する中、医療対策を充実させるため地域医療機関との密接な連携を図る必要がある。	H23. 4. 20	多様な疾病に適切に対応していくためには外部医療機関の協力が不可欠であり、今年度施設重点施策にも「地域医療機関との連携強化」を掲げ推進を図っている。
640	佐賀少刑	H23. 3. 29	トイレの水問題（水圧不足）を含めて、環境衛生の配慮が課題である。	H23. 4. 20	昨年度、同種提案を受け居室棟に備え付けている電池式蚊取り器を増設したほか、定期的な量乾燥や消毒を始めトイレ、洗面台周りの壁塗装を行うなど住環境の向上を図ったが、トイレの水圧不足についても改善を図るために本年度施工計画の優先案件としている。
641	佐賀少刑	H23. 3. 29	食物アレルギー対策について不満があり、厳密に対応していく必要がある。	H23. 4. 20	アレルギー食給与者の一覧を係に確実に引き継ぐように指示する一方、従来アレルギーの代替食は、材料から禁忌物を除いた同一メニューとしていたが、別メニューとして給与することに改め改善を図った。
642	佐賀少刑	H23. 3. 29	法務大臣に対する再審査の申請等に関して、回答が6か月以上を要している案件があり、内容によって緊急性を判断するなど速やかな対応を求める。	H23. 4. 20	意見については上級官庁に報告する。
643	福岡拘	H23. 3. 16	提案箱の意見書及び面談申し出の結果に基づき、日常的な所内運営について、現行の物的・人的施設の範囲内で、可能な改善に努力された。	H23. 3. 30	提案箱の意見書及び面談申し出の結果に基づく、医療の確保の要望、職員の対応への不満及び面会時間の確保等について、現行の物的・人的設備の範囲内で改善可能なものについては、改善に努めていきたい。
644	福岡拘	H23. 3. 16	小倉拘置支所の建替は喫緊の課題であり、早急に着手すべく関係諸庁に強く要請すべきである。	H23. 3. 30	支所の早急な建替えについては、当所限りで対応できない事項であることから、意見があったことを引き続き上級官庁に伝達したい。
645	福岡拘	H23. 3. 16	職員の年休が十分に確保できるよう職員の増員（定員の見直しを含む）を関係官庁に要請すべきである。	H23. 3. 30	現下の厳しい職員定員事情等から、増員は図られていない実情にある。職員増員については、当所限りで対応できない事項であり、意見があったことは上級官庁に伝達したい。